

# 大谷の奇岩群と採石産業の文化的景観 保存活用計画



# 目次

第1章 文化的景観保存活用計画策定の背景と目的	4
1. 文化的景観保存活用計画策定の背景	4
2. 文化的景観保存活用計画策定の目的	4
3. 文化的景観保存活用計画策定の経緯	4
4. 文化的景観保存活用計画策定推進体制	6
5. 上位計画・関連計画	9
5-1 第6次宇都宮市総合計画（後期基本計画）	10
5-2 宇都宮市歴史文化基本構想	10
5-3 宇都宮市文化財保存活用地域計画	10
5-4 第2次宇都宮市文化振興基本計画	10
5-5 うつのみや産業振興ビジョン	10
5-6 第3次宇都宮市観光振興プラン	10
5-7 大谷地域振興方針	10
5-8 宇都宮市地域防災計画	11
5-9 第3次宇都宮市環境基本計画（後期計画）	11
5-10 第3次宇都宮市都市計画マスタープラン	11
5-11 宇都宮市景観計画	11
第2章 文化的景観の位置，範囲	12
1. 宇都宮市の位置と地形と文化的景観の位置	12
2. 文化的景観の範囲と景観単位	14
3. 計画対象範囲の概要	15
3-1 地形・地質	15
3-2 歴史	15
3-3 気候	18
3-4 人口	18
3-5 採石産業	19
3-6 交通	20
3-7 文化財	21
第3章 文化的景観の特性，景観構成要素及び価値	22
1. 文化的景観の特性	22
1-1 自然の観点	22
1-2 採石の歴史の観点	23
1-3 生活又は生業の観点	24
2. 景観構成要素	25
3. 文化的景観の本質的な価値	26
3-1 本質的な価値の考え方	26

3-2	本質的な価値	27
3-3	近隣の凝灰岩産出地との比較	27
第4章	文化的景観の保存及び活用に関する基本方針	28
1.	基本方針	28
2.	保存管理の観点	28
2-1	豊かな自然の中の奇岩群と採石によってできた空間の保全	28
2-2	大谷石建築物・工作物の保存と大谷石に関する技術や信仰の継承	29
3.	整備活用の観点	29
3-1	奇岩群と採石産業が織り成す大谷ならではの景観と大谷石文化の継承	29
3-2	大谷石産業や大谷地域観光を支える環境の整備	30
4.	運営体制の観点	30
4-1	住民と行政の協働及び文化的景観を支える人材の育成	30
第5章	文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項	31
1.	土地利用の方針	31
1-1	全体方針	31
1-2	景観単位別の方針	31
2.	行為規制の方針	36
2-1	既存法令等による行為規制	36
2-2	景観計画による規制	41
2-3	景観形成重点地区及び広告物景観形成地区の行為の制限	43
1.	整備活用の方針	55
1-1	観光振興施策との連携	55
1-2	修理・修景等の整備	57
1-3	保存・活用のための施設の整備・公開	57
1-4	防災対策	57
第7章	文化的景観の保存及び活用のために必要な体制	58
1.	地域住民との協働	58
2.	市民団体の育成と協働	58
3.	事業者との連携	58
4.	(仮称)文化的景観保存活用委員会の設置・運営	58
5.	観光振興・産業振興に関する多様な事業との連携	59
6.	行政窓口と庁内での連携	60
第8章	文化的景観の重要な構成要素	61
1.	重要な構成要素の考え方	61
1-1	大谷石の奇岩	62
1-2	採石場	62
1-3	軌道跡	62
1-4	河川	62
1-5	磨崖仏	62
1-6	神社仏閣	63

1-7 大谷石建築物.....	63
2. 重要な構成要素一覧 .....	64
3. 重要な構成要素（個票） .....	66
4. 届出及び現状変更等の取り扱い.....	122

# 第1章 文化的景観保存活用計画策定の背景と目的

## 1. 文化的景観保存活用計画策定の背景

大谷地域は大谷石産業により栄えてきた地域である。また、大谷石産業がつくり出した人工の景観が、自然の奇岩群とあわせて大谷独特の景観を形成し、宇都宮を代表する景勝地として知られてきた。しかし、大谷地域の活力の源となってきた大谷石産業は、新建材の登場などにより衰退傾向にあり、それに伴って地域全体の活力が低下しつつある。

大谷独特の景観を、宇都宮市を代表する誇りある歴史・文化資源としての文化的景観として位置づけ積極的に評価・保護することで、魅力ある地域づくりを進め大谷地域の活力を取り戻すために、文化的景観保存活用計画を策定するものである。

## 2. 文化的景観保存活用計画策定の目的

「大谷の奇岩群と採石産業の文化的景観保存活用計画」（以下、「本計画」という。）は、本文化的景観の保存活用を図るうえでの方針を定め、広く共有して実行に移していくことを目的に策定するものである。

本計画に基づき、大谷地域の文化的景観を文化財として保護を図るにあたっては、地域住民にとって日常の生活環境の中にある、独自の文化の豊かさについて認識を深めるとともに、地域のみならず宇都宮市民全体で、次世代に受け継ぐべきであるという機運の継続的な醸成が必要である。また、特別史跡大谷磨崖仏や名勝大谷の奇岩群 御止山・越路岩とともに、大谷石産業が生み出した景観地を、宇都宮市を代表する誇りある歴史・文化資源として位置づけ、魅力ある地域づくりに積極的に役立てることによって、大谷地域全体の活性化に寄与することを目指すものである。

また、これらの活動は、大谷石の良さを再認識し、広く一般にアピールする効果も期待でき、大谷石産業の活性化にも寄与するものである。

## 3. 文化的景観保存活用計画策定の経緯

宇都宮市では大谷地域の活力を取り戻すため、さまざまな施策を行ってきた。宇都宮市においても、平成18年の「大谷の奇岩群 御止山・越路岩」の国名勝指定に至る取組や平成19年度の「石のまち大谷の文化的景観保存調査」の実施など文化的景観選定に向けての各種事業を実施し、大谷地域の歴史・文化の特性や、現在に至る土地利用変遷の把握など、各種調査分析を蓄積してきたところである。

平成30年(2018)には日本遺産「地下迷宮の秘密を探る旅～大谷石文化が息づくまち宇都宮～」の認定や、市の経済部（現在の魅力創造部）における「大谷地域振興方針」の策定などを通して、市として大谷地域の観光・産業振興を積極的に推進していくこととなった。具体的な取組としては、日本遺産を通じた大谷石文化の発信・継承、観光施設の立地基準の緩和や観光拠点施設の整備、大谷ブランドの価値向上、地域資源の観光商品化、地下の採石場跡地に貯留した水の冷熱エネルギーを利用した大谷夏いちごの産地化などがある。大谷地域の観光年間入込客数120万人を目指すこのような取組の中で、大谷地域の観光客数や新規出店が年々増加し、地域住民にも大谷地域の全国に例をみない奇岩群などを守るとともに、観光拠点としての魅力を高め、愛着を持つとする機運が高まった。これを受けて、市は令和3年(2021)1月に、大谷地域の景観を保全・創出するため、宇都宮市景観計画に基づく「景観形成重点地区」及び屋外広告物条例に基づく「広告物景観形成地区」の指定を行った。

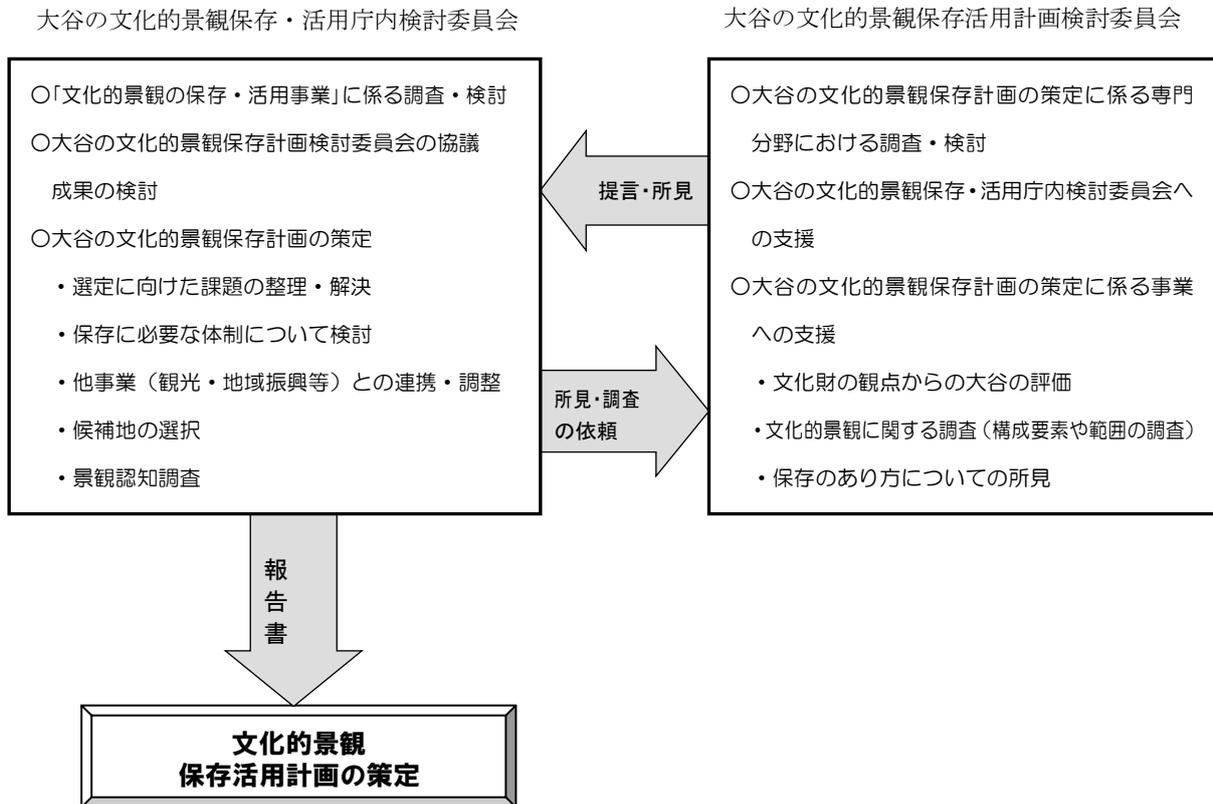
市においても、住民の景観に対する意識の向上が見られるこの機を活かし、大谷地域の重要文化的景観選定申出に向けた住民同意や庁内合意を得る取組を推進してきた。

▼当該文化的景観に関連する調査・検討経緯

年次	概要
平成11年度	・古くから宇都宮を代表する景勝地である大谷の景観を名勝として再評価し、保護を図っていくための調査に着手する。
平成16年度	・文化庁の「文化的景観の保護に関する調査研究」のモデル地域に選定され、学識経験者7名による「大谷の文化的景観保存・活用検討委員会」が設置された。地域の特殊性、採石技術、輸送方法の変遷、地層による採石場の広がりなど、幅広い視点から調査分析を行い、大谷の景観の特殊性を見出すとともに保存管理に関する事例研究等の検討を行った。
平成17年度	・文化財保護法の改正が行われ、文化的景観に関する保護制度が創設された。景観に対する文化財保護制度のうち、人々がその地域の風土と融和し、生活の営みとともに築き、受け継がれてきた景観を「文化的景観」とする整理が行われた。 ・モデル地域調査の報告書がまとめられた。
平成18年度	・大谷の文化的価値を総合的に再評価し、地元へ伝えるための「大谷学講座」を定期的に開催した。平成19年3月には「大谷の景観シンポジウム」を開催し、普及啓発に努めてきた。
平成19年度	・庁内に設置した「大谷の文化的景観保存・活用庁内検討委員会」と、学識経験者と地元住民等による「大谷の文化的景観保存計画検討委員会」を設置し、大谷の文化的景観としての価値の特定と分析を行い、保存計画のあり方について検討を行った。
平成30年度	・平成19年度発行の『石のまち大谷の文化的景観保存計画報告書』を現行の文化的景観保護制度の関係法令に沿って改訂を行い、文化的景観保存活用計画の素案を作成した。
平成31年度 (令和元年度)	・大谷の文化的景観保存・活用計画庁内検討委員会と、学識経験者と地元住民等による「大谷の文化的景観保存活用計画検討委員会」を設置し、平成30年度に作成した『文化的景観保存活用計画』素案の内容について検討を行い、原案を作成した。
令和2年度	・大谷地域の「景観形成重点地区」等指定(R3.1.1)【景観みどり課】 ⇒重要文化的景観申出に向けた条件が整った。
令和3～4年度	・地元自治会説明に向けた庁内合意をもとに、説明に入り、選定範囲内単位自治会ごとにおける総会決議により、全自治会から同意を獲得 重要な構成要素候補の所有者から同意を獲得

## 4. 文化的景観保存活用計画策定推進体制

本計画の策定にあたっては、平成19年度に設置した、専門家と地元代表で構成される「大谷の文化的景観保存活用計画検討委員会」の提言・所見を参考にしつつ、庁内に設置した「大谷の文化的景観保存・活用庁内検討委員会」において検討を行った。



▲文化的景観保存活用計画策定推進体制

## 大谷の文化的景観保存・活用計画庁内検討委員会設置要領

(設置)

**第1条** 市は、大谷の重要文化的景観保存活用計画の策定に関する基本的な事項について検討を行うため、大谷の文化的景観保存・活用庁内検討委員会（以下「庁内委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 庁内委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 「文化的景観の保存・活用事業」に係る調査・検討
- (2) 大谷の文化的景観保存活用計画検討委員会の協議成果の検討
- (3) 大谷の重要文化的景観保存活用計画原案の策定

(組織)

**第3条** 庁内委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 庁内委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長には文化課長をもって充て、副委員長には景観みどり課長をもって充てる。委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 その他専門的事案が生じた場合、ワーキンググループを設置し検討を行う。

(会議)

**第4条** 庁内委員会は委員長が招集し、会議を主催する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員を追加し、その意見を聴くことができる。

(庶務)

**第5条** 庁内委員会の庶務は、文化課において処理する。

(補則)

**第6条** この要領に定めるものの他、庁内委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

この要領は、平成16年12月3日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成19年7月3日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和元年7月8日から施行する。

別表第1（第2条関係）

政策審議室長，大谷振興室長，道路管理課長，公園管理課長，景観みどり課長，  
城山地区市民センター所長，国本地区市民センター所長，教育企画課長，文化課長

▼大谷の文化的景観保存活用計画検討委員会 名簿

氏名	職業	専門分野	備考
石下 光良	大谷石材協同組合 理事長	石材	
大嶽 陽徳	宇都宮大学地域デザイン科学部 助教	建築	
大久保 恭利	大谷資料館 館長	石材	
柏村 祐司	栃木県立博物館名誉学芸員	民俗	副委員長
菊地 重栄	城山地区コミュニティ協議会長	地域	
黒田 乃生	筑波大学 教授	文化的景観	
小花 伸子	カラーコーディネーター 宇都宮市景観審議会委員(就任期間R1. 6. 1~R3. 5. 31)	色彩 景観	
酒井 豊三郎	宇都宮大学名誉教授	地質	委員長
高橋 啓子	高橋佑知商店 宇都宮市景観審議会委員(就任期間R1. 6. 1~R3. 5. 31)	石材 景観	
橋本 澄朗	前宇都宮市文化財保護審議委員会委員長	歴史	
福田 公生	城山地区連合自治会長	地域	

※名簿は五十音順



## 5-1 第6次宇都宮市総合計画（後期基本計画）

最上位計画である「第6次宇都宮市総合計画（後期基本計画）」では、「個性豊かな観光と交流の創出」の施策において、観光地大谷の更なる活性化に向けて、周遊機能の強化や観光施設の立地促進等の方向性を定めている。

## 5-2 宇都宮市歴史文化基本構想

宇都宮市歴史文化基本構想は、市域に所在する歴史文化資源を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉え、その周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための考え方や方針がまとめられたものであり、大谷石についても、関連文化財群を8つに分類したストーリーの一つに加えられ、効果的に周知を図れるようにしている。

## 5-3 宇都宮市文化財保存活用地域計画

宇都宮市文化財保存活用地域計画は、宇都宮市歴史文化基本構想を実現するためのアクションプランであり、計画の中で「歴史文化保存活用エリア」を定めており、その一つに大谷エリアを設定している。大谷エリアの「歴史文化資源の保存・活用に関する措置」の中では、『重要文化的景観「大谷の奇岩群と採石産業の文化的景観」の保存・活用』について掲げており、文化的景観を将来的に守り伝えるため、重要な構成要素の保存・活用を推進することとしている。

## 5-4 第2次宇都宮市文化振興基本計画

第2次宇都宮市文化振興基本計画は、基本方針Ⅲ「宇都宮文化の創造・継承の推進」において、大谷の文化的景観保存活用事業の推進について掲げられており、市民が宇都宮の文化を知り、故郷に誇りと愛着を感じるために、地域文化に関する調査研究を進め、その評価及び再評価を行うとともに、次世代に引き継ぐべき新たな文化の創出を推進することとしている。

## 5-5 うつのみや産業振興ビジョン

市民、企業、行政、関係機関が、平成30(2018)年度から令和9(2027)年度までの中長期的な視点において、本市産業振興の目指す姿やその実現に向けた10年間の産業振興の方向性を共有する計画として、策定されたものであり、「経済・産業未来都市」の実現に向け、産業分野を横断的に取り組む「5つの施策の柱」を設定している。そのうち、「本市産業を支える中小・小規模企業、地場産業等の振興」において、「大谷石の建材としての魅力の発信・利用促進による大谷石産業の振興」を、「地域資源を最大限に活かす産業の総合力の向上」において、「大谷地域における特色ある地域資源を活用した観光・鉱工業・農林業のさらなる振興と新たな産業の創出」を主な取組として挙げている。

## 5-6 第3次宇都宮市観光振興プラン

第3次宇都宮市観光振興プランは、宇都宮市が目指すスーパースマートシティを構成する「地域経済循環社会」の実現に向け、社会経済や本市観光を取り巻く環境の変化に的確に対応した本市における観光振興策を明確化し、市や関係団体、観光事業者等が連携・協力しながら観光振興を計画的に推進するために策定されたものである。そのような中、本市としても大谷地域は魅力的な観光スポットとしてとらえていることから、本プランの中で観光地・大谷の更なる魅力の創出として推進施策を掲げ、公共インフラの整備やコンテンツの魅力向上に努めることにしている。

## 5-7 大谷地域振興方針

大谷地域振興方針は平成30年(2018)3月に、大谷地域の振興の考え方及び概ね10年先を見据えた取組について整理したものであり、(1)地域資源の最大限の有効活用、(2)地域振興の基軸

となる「観光」を支える機能の充実，(3)持続可能な地域振興の推進の3点を基本的な考え方とし，地域資源の特色等を踏まえた事業展開の方針等を掲げている。

## 5-8 宇都宮市地域防災計画

「宇都宮市地域防災計画」は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、宇都宮市、栃木県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体がその有する全機能を有効に発揮して、宇都宮市の地域及び施設並びに市民に係わる災害に備え、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧に至る防災対策を定めており、採石場跡地における陥没事故の発生，又はまさに発生しようとしている場合の対策（大谷石採取場跡地陥没事故対策計画）についても盛り込まれている。

## 5-9 第3次宇都宮市環境基本計画（後期計画）

第3次宇都宮市環境基本計画（後期計画）は、気候変動、海洋プラスチックごみ問題や食品ロスなど、市民生活に影響を与える様々な環境問題などの広範な課題に的確に対応し、市民・事業者・行政が連携して、持続可能な「環境未来都市うつのみや」の実現やSDGsの達成に向けて取り組むために策定されたものであり，この中で良好な景観の保全と創出について，歴史的・文化的な景観の整備と活用を推進することとしている。

## 5-10 第3次宇都宮市都市計画マスタープラン

第3次宇都宮市都市計画マスタープランにおいては，本市を代表する「観光拠点」として大谷周辺地域を位置付けるとともに，北西部地域における地域整備の主要方針の1つに「大谷地域を核とした魅力ある観光拠点の形成」を示し，大谷地域を核として，地域の歴史・文化，自然景観，農産物などの資源を活かした体験型・参加型観光や大谷周辺地域に分布する地域資源の連携による周遊を促進するなど，魅力ある観光拠点の形成を図ることとしている。また，都市景観形成の方針として，持続可能な地域振興に向け，地域特性に応じたきめ細かな景観形成や大谷石建造物の保全・活用などにより，都市の風格・魅力の向上や歴史文化を活かした観光・交流の促進につながるよう，まちづくりに重点的に取り組むこととしている。

## 5-11 宇都宮市景観計画

宇都宮市景観計画は，本市独自の景観を保全，活用，創出することで，市民同士の連帯感や郷土への愛着を育み，保全と調和に配慮した良好な景観形成を推進し，市民や訪れる人々に宇都宮の魅力と誇りを感じてもらい，後世に継承すべき美しい宇都宮の形成に資するために制定されたものであり，令和3年(2021)1月には，大谷地域の全国に例をみない奇岩群などの魅力ある景観を守るとともに，観光拠点としての魅力を高め，愛着を持って暮らしていけるような景観を保全・創出するため，景観計画に基づく「景観形成重点地区」及び屋外広告物条例に基づく「広告物景観形成地区」の指定を行った。中央エリアは「景観形成重点地区」「広告物景観形成地区」に，沿道エリアと市街地エリアは「広告物景観形成地区」として指定され，良好な景観のための行為の制限がされている。

## 第2章 文化的景観の位置，範囲

### 1. 宇都宮市の位置と地形と文化的景観の位置

宇都宮市は，栃木県のほぼ中央に位置し，東京駅から北に約 100 キロメートルの距離にある。鉄道や道路の交通アクセス機能の充実などの特性を活かしながら，内陸型工業団地としては国内最大級の規模である清原工業団地などの振興により，高度技術産業が集積し，全国でも有数の産業都市として発展してきた。

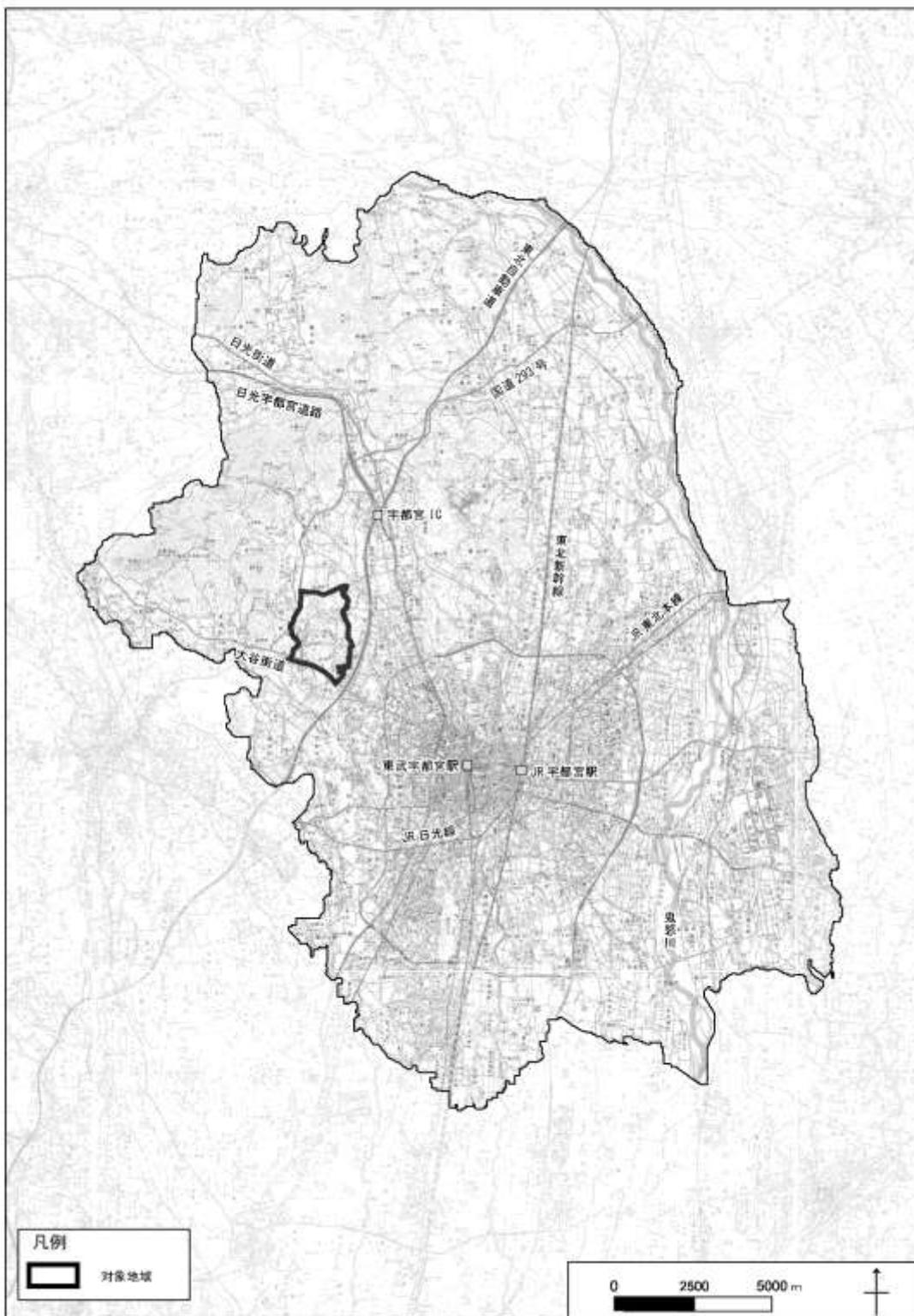
本市には，東部に鬼怒川，中央部に田川，西部に姿川と南北に大きく 3 本の河川が流れており，それぞれの流域に低地が分布している。

北部には今市盆地と多気山及び古賀志山で構成される古賀志山地が分布し，なだらかな山並みが続いている。古賀志山地の南部及び宇都宮丘陵には火山性の凝灰岩が分布しており，市内北西部の大谷地域では大谷石の採石産業が営まれている。



▲栃木県における宇都宮市の位置

本計画の対象となる大谷地域は、宇都宮市の北西部に所在し、中心市街地から北西へ約9 Km の距離に位置している。

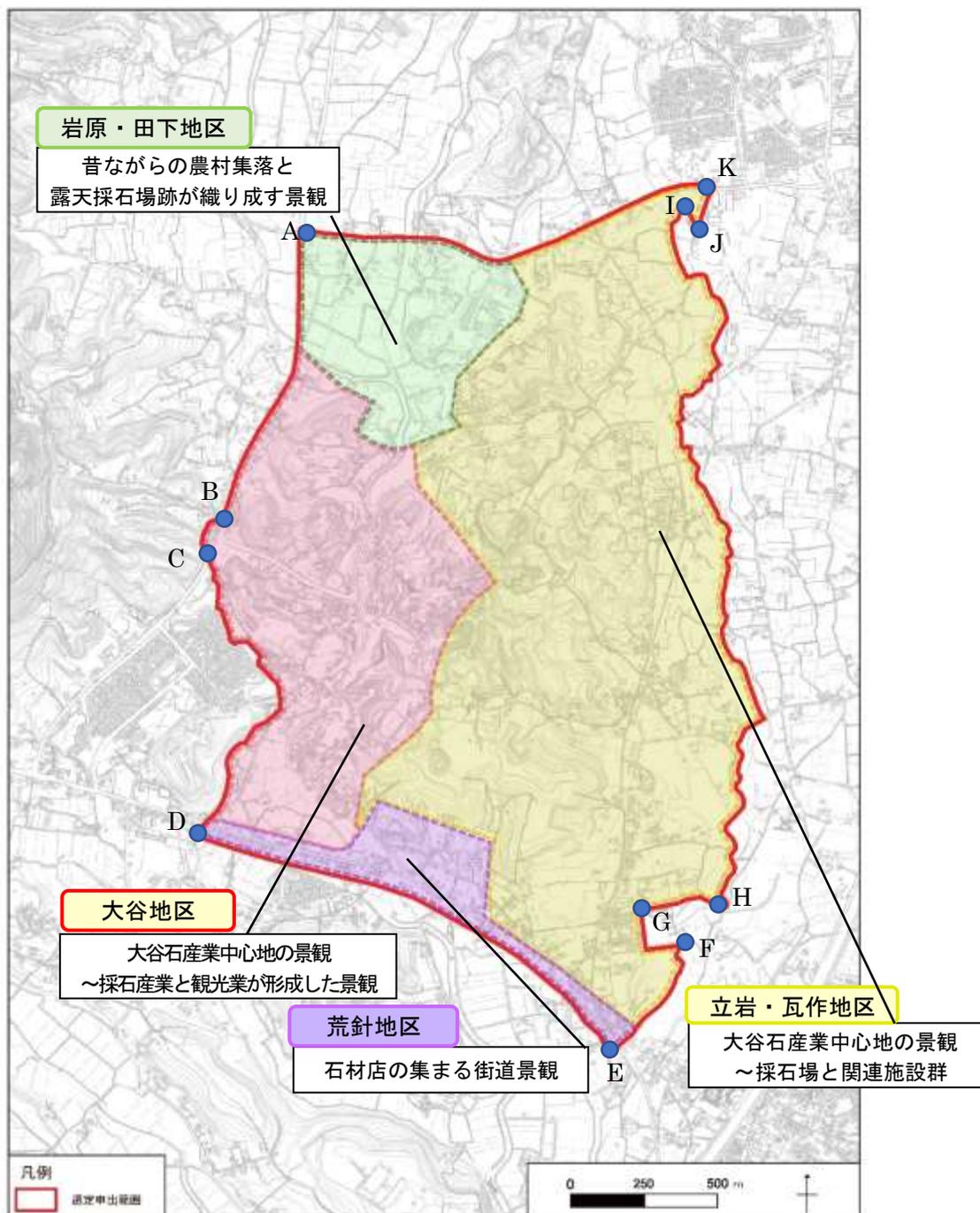


▲宇都宮市における対象地域の位置

## 2. 文化的景観の範囲と景観単位

「第3章 3. 文化的景観の本質的な価値」で述べる文化的景観の本質的な価値を踏まえ、景観単位が網羅されるとともに、景観構成要素の集積状況から本計画の対象としての文化的景観の範囲を設定した。

文化的景観は、採石産業と観光業が形成した景観が広がる「大谷地区」、採石場と関連施設群が残る「立岩・瓦作地区」、昔ながらの農村集落と露天採石場跡が織り成す景観が展開する「岩原・田下地区」、石材店の集まる街道景観が形成されている「荒針地区」の4つの景観単位から成る。



地点	範囲設定の考え方
AB	国道 293 号線（道路含む）を境界
BC	田下町字細田と田下町字猿田との境界
CD	市道 632 号線（道路含む）を境界
DE	県道 70 号線から南に 50m の位置（広告物景観形成地区の範囲）を境界とし、 鎧川左岸まで
EF	鎧川左岸を境界
FG	市立城山東小学校敷地を境界
GH	大谷町と駒生町との境界
HI	宝木本町と新里町の境界
IJ	岩原町と新里町との境界
JK	新里町と宝木本町の境界
KA	市道 573 号線（道路含む）を境界

### 3. 計画対象範囲の概要

#### 3-1 地形・地質

大谷石を産出する大谷丘陵は、宇都宮市の北西部に位置する。この丘陵は日本海側から広がる「緑色凝灰岩（グリーンタフ）地域」の東端にあたり、丘陵上面の標高は 130～230m で推移する。とりわけ大谷町付近から分布する大谷層から採石される多孔質な軽石質の凝灰岩が大谷石と呼称され、建築用軟石材等として現在でも用いられる。

丘陵上には市北西部の半蔵山（標高 502.1m）に源を発した姿川や豆田川、鎧川などの河川が緩やかな起伏のあいだを縫うように南に向かって流れている。これらの河川は、合流を繰り返す、最終的に利根川となって太平洋に注ぐ。古墳時代より大谷石を運ぶための水運利用が行われていたと考えられる河川でもある。

丘陵の西側には、半蔵山地の南部となる多気山（標高 376.9m）がそびえており、中世には多気城と呼ばれる山城も築かれている。丘陵南側には、大谷石の岩盤が露出した岩山である戸室山（標高 228m）が位置する。

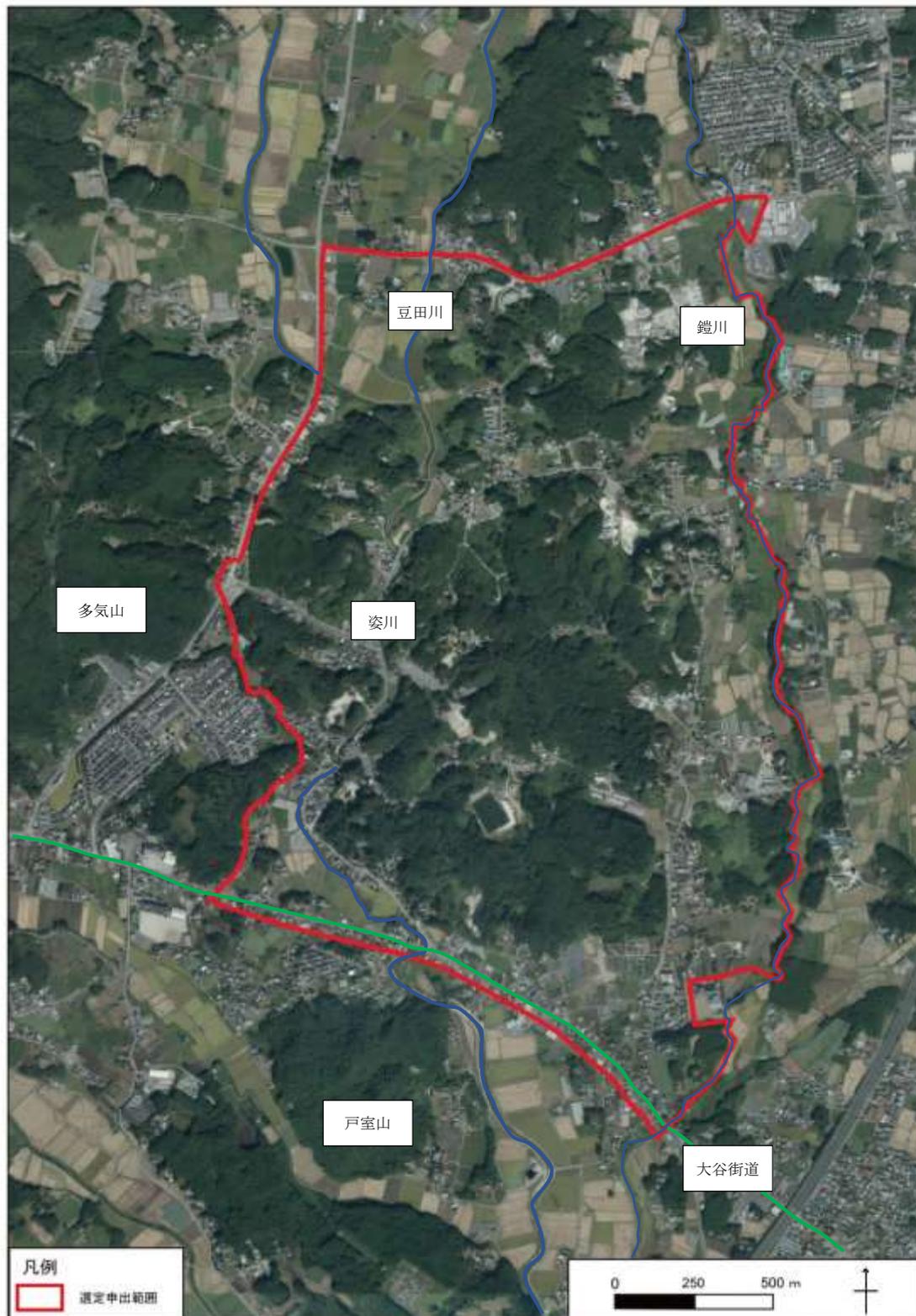
#### 3-2 歴史

本計画の対象範囲は、古くからの採石地であり、その採石地で働く石工の多くが居住した大谷石産業の中心地一帯（宇都宮市大谷町・岩原町・田下町）とする。対象地域には、自然が生み出した奇岩群や、採石場・加工場・事務所・軌道跡を踏襲した道路など、大谷石産業に関連する多様な要素が含まれる。

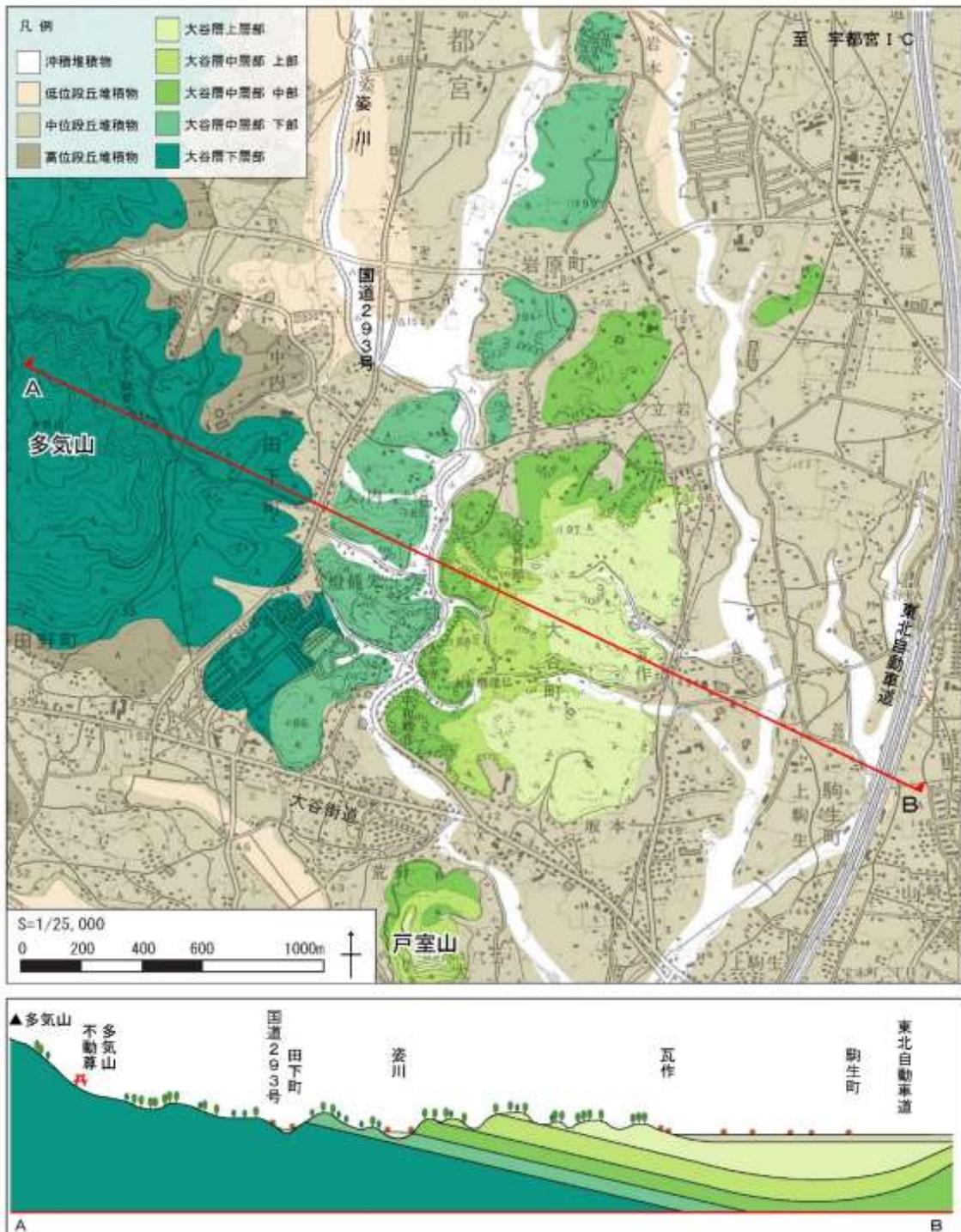
この一帯は、古くは平地においては農業、山地においては林業が行われるとともに、江戸時代には既に大谷石の産地が形成されていた。大正時代になると大谷石産業が盛んになり、昭和40年代前後に最盛期を迎えた。その後は需要低下により大谷石産業が縮小し、現在はわずかに採石業が継続されているのみとなっている。加えて、大谷寺が坂東札所のひとつであることから、古くから参拝客が多く、近代以降は中心市街地から近い行楽地・観光地としても賑わいを見せてきた。現在は、平成元年（1989）に発生した陥没事故の影響などから、観光客の減少が続いた時期もあったが、平成25年（2013）の大谷資料館のリニューアルオープンを契機に、観光客数は回復傾向にある。市では平成30年度に「大谷地域振興方針」を策定し、大谷の観光・産業振興に力を入れている。地元では、令和3年1月に

大谷地域を景観形成重点地区に指定し、地域住民が自発的に大谷の特異な景観を保全していこうとする機運が高まっている。

また、昭和40年代以降には、宇都宮市内への通勤の利便性が良いことから、大谷地域の西側に城西ニュータウンが造成されるなど、市街地近郊の住宅地として人口増加が著しかったが、現在は市街化調整区域のため、開発は抑制されている。



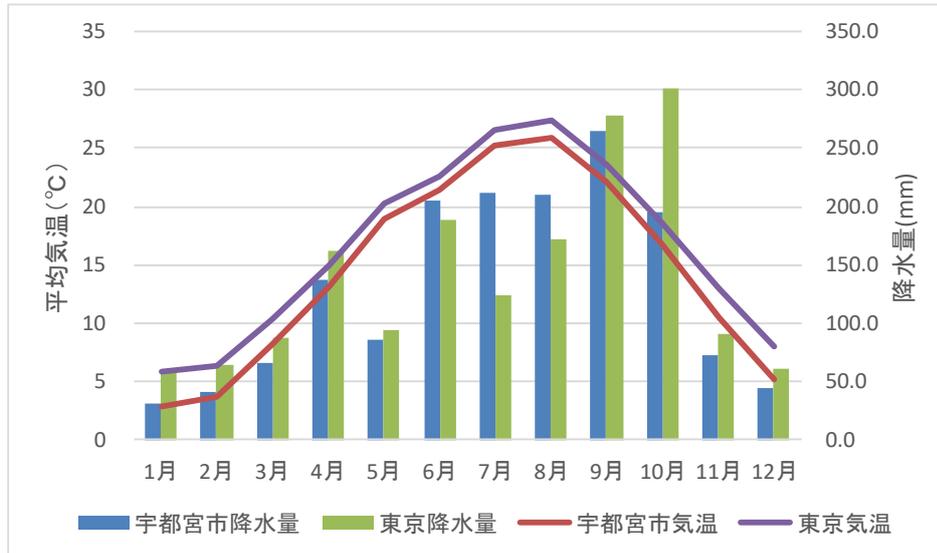
▲大谷地域周辺航空写真



▲大谷地域の地質図

### 3-3 気候

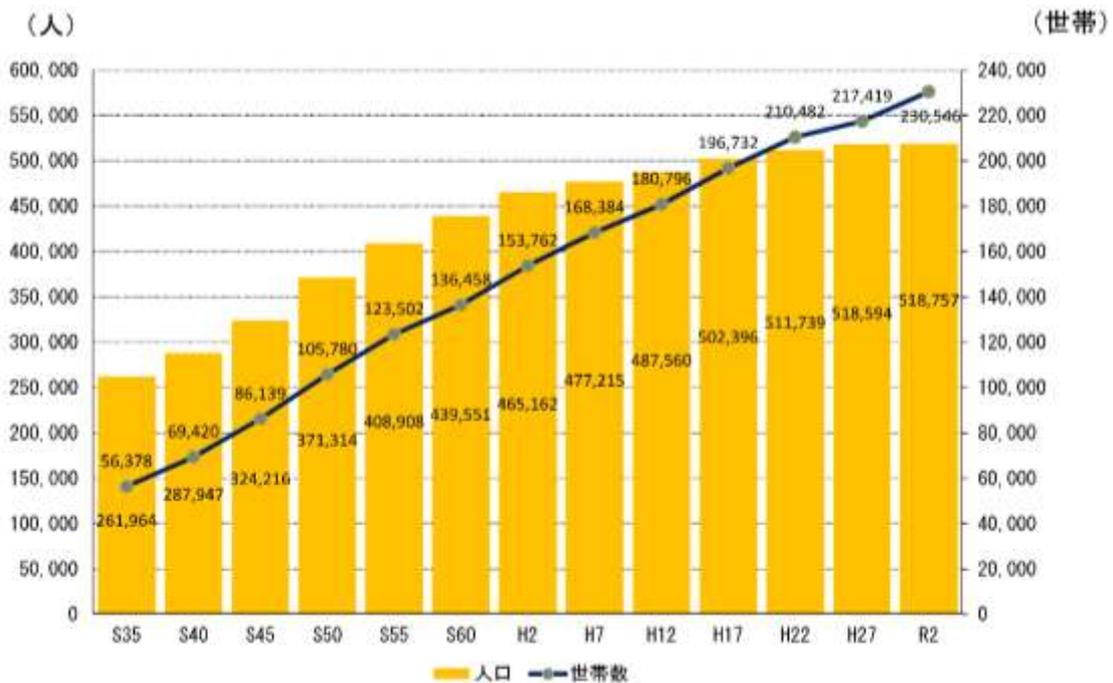
宇都宮市の平均気温を見ると、年間の気温差が大きく、四季の変化が明瞭である。また、降水量を見ると9月に多雨であるが、12～2月は降水量が少ない。



▲月別平均降水量及び平均気温（平成25～29年） 出典：宇都宮地方気象台「栃木県気象年報」，気象庁HP

### 3-4 人口

本市の総人口は、平成29年頃までは増加傾向であったが、現在51万人前後で推移している。

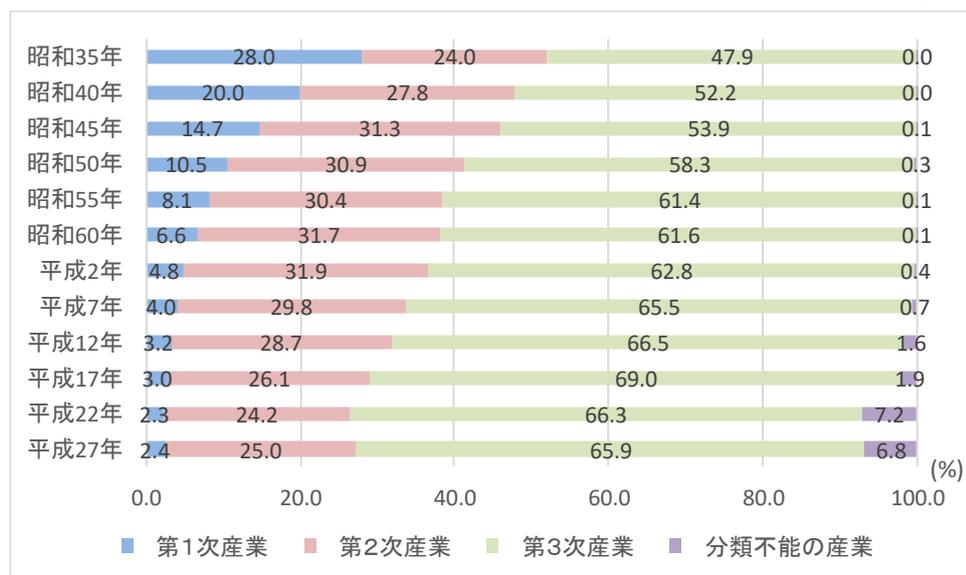


▲国勢調査人口・世帯数の推移 出展「令和4年版宇都宮市統計書」

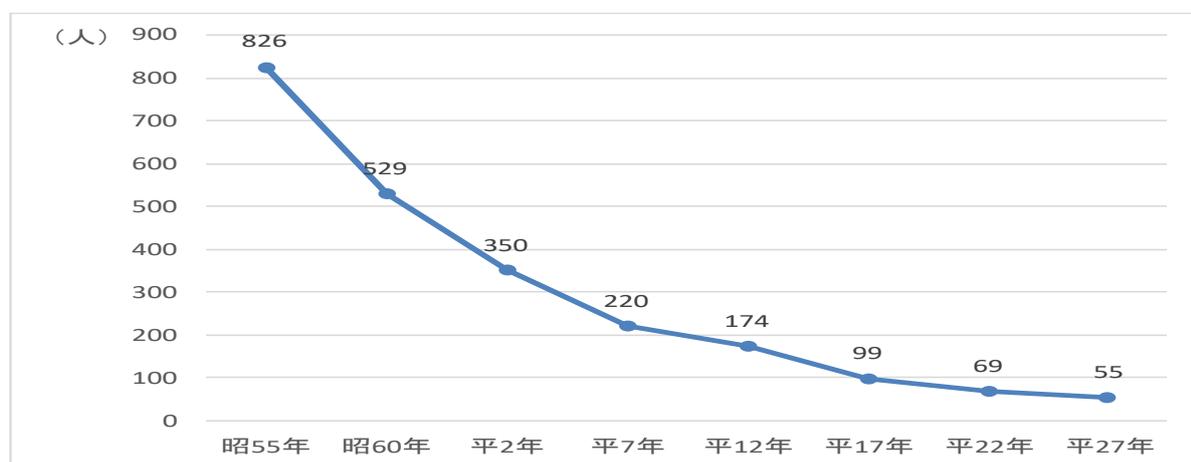
### 3-5 採石産業

採石業は第2次産業に含まれるが、宇都宮市においては、産業全体における第2次産業従事者の割合は昭和35年(1960)から平成27年(2015)にかけて24~31%で推移しており、大きな変化は見られない。ただし、全産業の従事者数は昭和から平成にかけて増加しており、割合の変化は少なくとも、第2次産業の従事者数自体は増えているといえる。

一方、鉱業（鉱業，採石業，砂利採取業）従事者数を見ると，昭和55年(1980)に826人だったものが平成27年(2015)には55人に減少しており，宇都宮市の鉱業は衰退している。



▲宇都宮市の産業別人口比率推移 出典：宇都宮市「平成27年国勢調査就業状態等基本集計結果報告書」

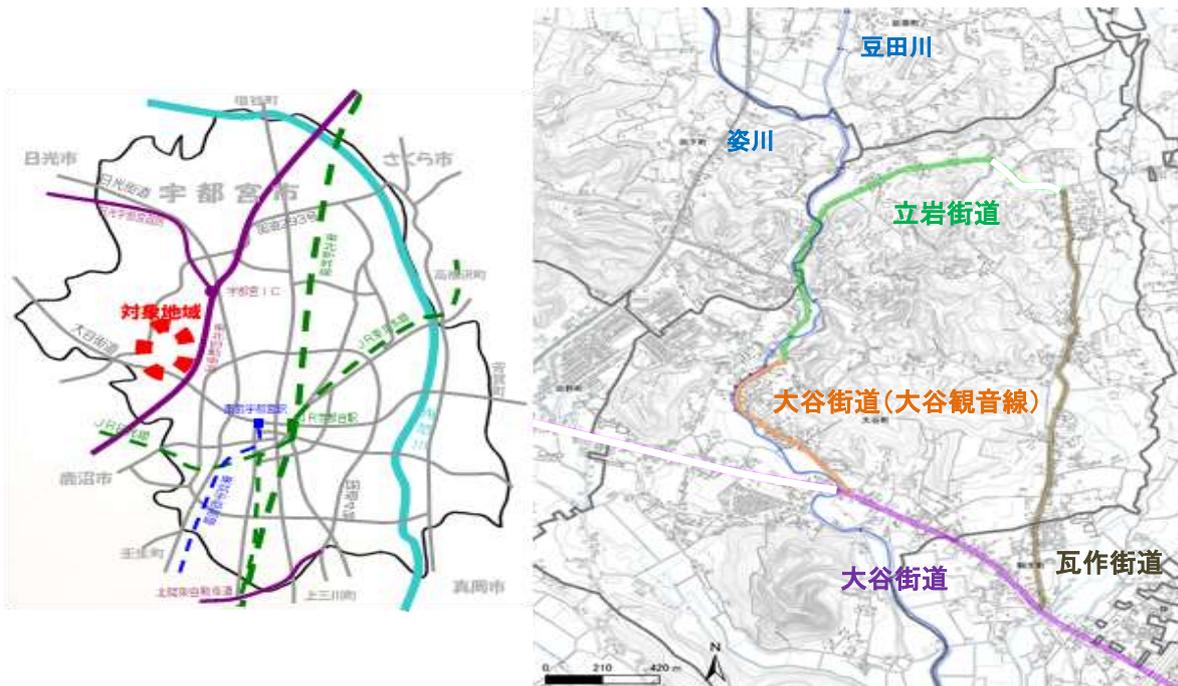


▲宇都宮市の鉱業従事者数推移 出典：平成27年国勢調査 ※昭和55年から平成17年は「鉱業」，平成22年以降は「鉱業，採石業，砂利採取業」の15歳以上人口

### 3-6 交通

対象地域は、宇都宮市の北西部に所在し、JR宇都宮駅から北西へ約9kmの距離に位置している。大谷街道（栃木県道70号宇都宮今市線）、国道293号が交わる地域であり、中心市街地と日光、多気山、古賀志山など観光・レクリエーションエリアをつなぐ重要な結節点となっている。

対象地域の中心である大谷町は、大谷街道（大谷観音線）（栃木県道188号）・立岩街道（宇都宮市道635号）・瓦作街道（市道637号）が通っており、これらは、主として近代に大谷石の搬出に使用された東武鉄道大谷線の軌道が自動車道となったものである。現在でも大谷石の輸送の主軸となっている。

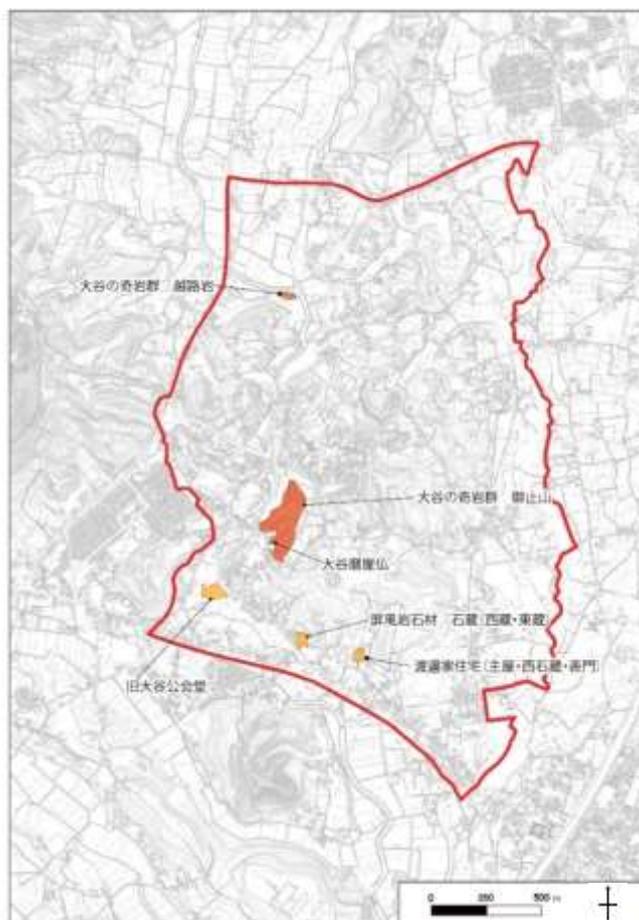


▲対象地域位置図

### 3-7 文化財

対象地域内にある指定等文化財については以下のとおりとなる。

種 別	名 称	員数	所 在 地
国重要文化財	大谷磨崖仏	10 体	大谷町 1198 (大谷寺)
国特別史跡	大谷磨崖仏		大谷町 1198 (大谷寺)
国指定名勝	大谷の奇岩群 御止山		大谷町 1201-1 外
国指定名勝	大谷の奇岩群 越路岩		田下町 61-1 外
国登録有形文化財	旧大谷公会堂	1 棟	大谷町 1271-2
県指定有形文化財	屏風岩石材 石蔵 (西蔵・東蔵)	2 棟	大谷町 1088
市認定建造物	渡邊家住宅 主屋	1 棟	大谷町 1110
市認定建造物	渡邊家住宅 西石蔵	1 棟	大谷町 1110
市認定建造物	渡邊家住宅 表門	1 基	大谷町 1110



▲範囲内にある文化財の位置図

## 第3章 文化的景観の特性，景観構成要素及び価値

### 1. 文化的景観の特性

文化的景観保存調査の結果を踏まえ、自然、歴史、生活及び生業の3つの観点により、文化的景観の特性をまとめる。

#### 1-1 自然の観点

##### ◇大谷石丘陵が形成した奇岩群が屹立する景観

大谷石は、日本海側から広がる緑色凝灰岩（グリーン・タフ）地域の東端にあたる丘陵から採取される石材の名称である。この緑色凝灰岩は、約1,500万年前に形成されたものであり、この地域に厚さ約300mにわたって堆積している。とりわけ計画対象範囲では、この緑色凝灰岩が丘陵として地上に表出することで屹立する奇岩群を形成し、多気山や姿川と共にこの地域で形成される景観の基盤となっている。

平地に屹立する高さ20～30mの「大谷石」丘陵は、多孔質で軟質の性質を持ち、灰白色の壁面にミソが点在する岩壁が見受けられる。この丘陵の岩壁は、風雨を始めとする年月をかけた自然現象による浸食痕や、石を切り出すことによって穿たれた直線的な採石痕により、独特な様相を示している。そして、この独特な様相を呈する丘陵上に草木が茂る様子は、近世より「陸の松島」とも例えられ、絵画などの多くの芸術作品の題材にもなっている。

なお、大谷寺背後の御止山の区域と、「陸の松島」を代表する奇岩として有名な越路岩の区域を含む大谷の奇岩群は、自然の景勝地として観賞上の価値の高さから、平成18年(2006)に国の名勝に指定されている。



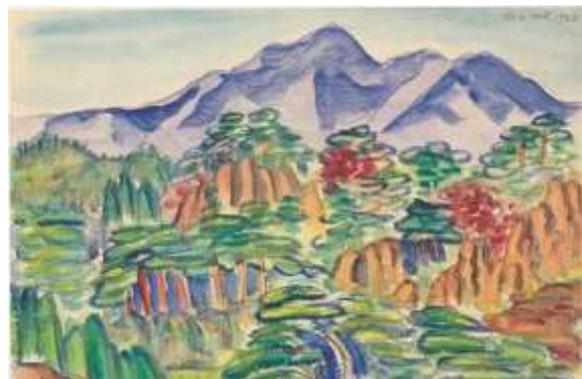
▲国指定名勝大谷の奇岩群（御止山）



▲大谷街道沿いに屹立する大谷石の奇岩



▲屹立する大谷石の岩壁（材木岩）



22 ▲秋の大谷を描いた絵画（川上澄生1928：大谷秋景2）

## 1-2 採石の歴史の観点

### ◇農間渡世より本格化した石工の活動と採石産業の隆盛により変容してきた景観

計画対象範囲での採石の始まりは古墳時代に遡る。姿川流域を中心に大谷石を用いて造営されたと考えられる横穴式石室を持つ古墳が分布することから、当時の人々による採石がこの時代には実施されていたことが推測される。

大谷石の採石は、17世紀頃からの「農間岩切渡世」として、地域の石工たちが岩切仲間を組織化し、採石・販売権益を守り続けたことから本格化する。また、この当時から大谷石は石材として、宇都宮城下だけでなく、馬によって鬼怒川河岸まで運ばれ、そこから水運によって江戸まで運ばれ、流通していたことが分かっている。

近代では、主として首都圏への販路拡大を狙い、大谷石材を産出する石山の所有者が問屋となり、加工業・流通業などの関連業者に働きかけるだけでなく、職人の育成にも力を入れることで、採石産業を中核として、様々な役割を担う問屋が地域に誕生することとなった。このような問屋の誕生と地域への根付きは、近代初頭に全国に職を求めた他地域の石工達をこの地域に惹き付ける理由となった。また、この一連の動きによって大谷に流入した伊豆長岡の石工達が、従来の平場掘りの採石効率を向上させる垣根掘りの技術を大谷に伝播したのもこの時期である。そして、この2つの採石方法を組み合わせた坑内掘りにより、大谷石の採石範囲は格段に広がった。

大谷石の首都圏への販路拡大を目的に、宇都宮石材軌道運輸会社によって整備された採石地を繋ぐ人車軌道・軽便鉄道沿いには、多くの石材関連企業の店舗が軒を連ねていた。この人車軌道・軽便鉄道跡の多くの部分が、現在は車道や歩道として利用されており、その沿線には、大谷石を用いた建物が現在も残っている。

戦後の戦災復興による好景気の中、採石の機械化が進むことで、大規模な露天掘りも実施されるようになり、採石量が飛躍的に増加した。昭和30年代になると輸送手段はトラック輸送に代わり、大量の大谷石が首都圏などに運ばれ、昭和48年には史上最大の89万トンを生産するに至った。

その後、大谷石の採石は、コンクリート建築の普及などにより、昭和期のピークよりは落ち着きを見せるが、現在でも採石は継続されている。時代ごとの技術や社会的背景が採石や流通に影響を与え、過去か



▲人車軌道跡を利用した道路



▲人車軌道跡沿いの石材店



▲露天掘りの採石場

ら現在に至る採石産業の変遷を景観が伝えている。

### 1-3 生活又は生業の観点

#### ◇2つの「ほる」が溶け込んだ大谷石の営みの景観

縄文時代より大谷石丘陵の洞窟が住居として利用されていたことに始まるように、この地域に住む人々にとって大谷石は常に生活の傍に寄り添う存在であった。その利用方法には、採石の歴史の観点で示した石材獲得のために大谷石を掘ることの他に、造像や装飾を施すために大谷石を彫ることもあった。

後者の大谷石を彫ることの顕著な例は、大谷寺の本尊である日本最古級の磨崖仏、千手観音像であるといわれている。この千手観音像を筆頭に奈良時代から平安時代にまで継続して大谷石の岩壁に多く造像された磨崖仏は、「大谷磨崖仏」として知られている。多くの磨崖仏を祀る大谷寺は、中世に坂東三十三箇所内の19番の霊場となり、以降多くの巡礼者が訪れる地となった。この他、祠や鳥居などの建造物についても大谷石を彫り込み、装飾が施されている。

近代に大谷石を単なる構造材としてだけでなく、装飾を施すことで見せる構造材として用いたのが、アメリカ人建築家のフランク・ロイド・ライトである。ライトは旧帝国ホテルの建設時に、大谷石に西洋的な幾何学模様を施し、これらを鉄筋及び煉瓦コンクリートと併せて構造体の一部として用いた。以後、構造体としての大谷石に装飾を施す技術が普及し、旧大谷公会堂などにその技術を見ることが出来る。

採石と、造像や装飾といった2つの「ほる」によって様々に用いられた大谷石は、現在でも大谷の人々の営みに溶け込んで、この地域に景観として留まっている。大谷の社寺に見られる石塔や石瓦を葺いた堂宇、また無事に帰ることを祈願する目的で家の軒先などに飾られる石造りのカエルなどの信仰に関わる大谷石、農地に見られる土留などの田畑の農業施設、川の護岸擁壁、石塀などの農業に関わる大谷石、また、大谷石を用いた建築様式による建造物群によって形成される町並みも見受けられる。

このように現在でも計画対象範囲を散策することで、地域の人々の営みの中において、自由自在に姿・形を変化させた大谷石が確認できる。



▲大谷観音が彫られた場所に築かれた大谷寺



▲大谷石を彫ることによって装飾された旧大谷公会堂



▲大谷石を用いた建築様式（貼石建築）による蔵

## 2. 景観構成要素

文化的景観の特性を示す景観構成要素を以下に整理する。これらは、文化的景観の保護における大切な要素として、あるいは大谷地域において積極的に景観形成を誘導すべき要素として、位置づけるものである。

### ▼景観構成要素の一覧

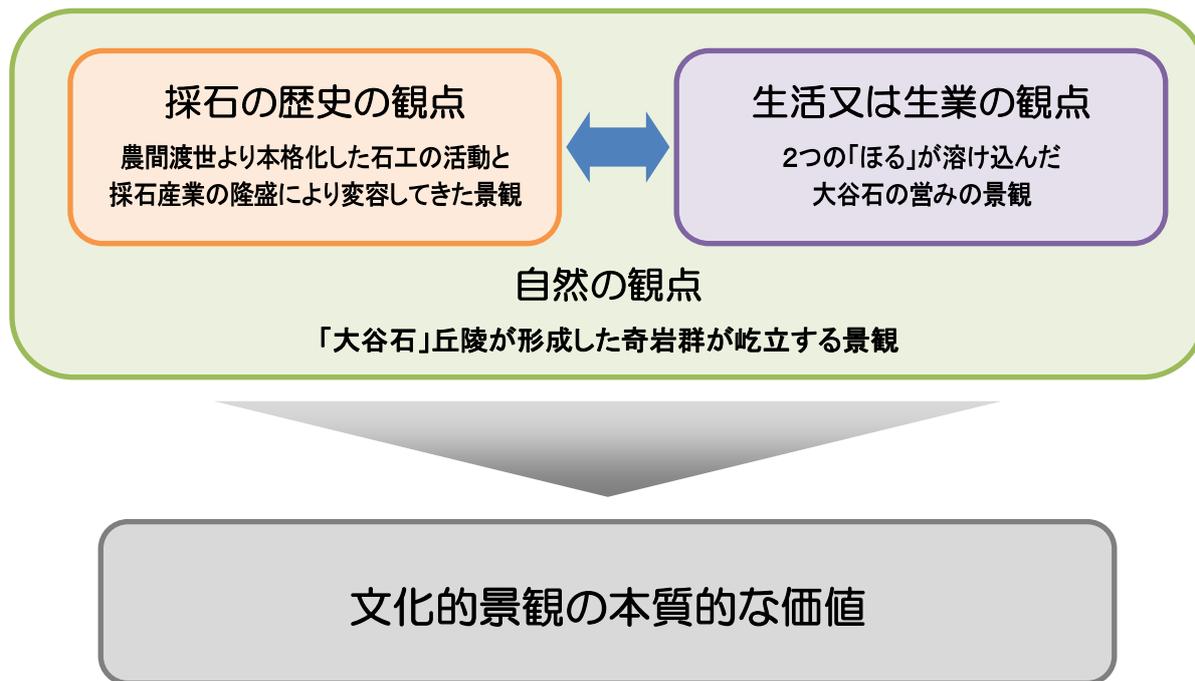
土地利用等による分類		景観構成要素	概要
自然環境	岩山	<input type="checkbox"/> 岩山群（独立丘陵） <input type="checkbox"/> 樹林	<ul style="list-style-type: none"> <li>大谷石を産出する大谷石層は北西から南東方向へ傾斜しながら分布している。瓦作街道以東では地下に分布し、多気山麓から瓦作街道付近にかけては凝灰岩の岩山が点在して屹立する。</li> <li>特徴ある奇岩には、それぞれ「鶴岩」「兜岩」等の呼称がつけられている。</li> <li>岩山上部には薄い土壌に生育したマツ・コナラ林が多く、薪炭林として利用されてきた状況を伺わせる。</li> </ul>
	河川	<input type="checkbox"/> 姿川 <input type="checkbox"/> 鏡川	<ul style="list-style-type: none"> <li>姿川、鏡川はいずれも北から南へ流れている。</li> </ul>
採掘業	採石場	<input type="checkbox"/> 稼働中の採石場 <input type="checkbox"/> 休止中の採石場（跡）	<ul style="list-style-type: none"> <li>採掘は、露天採石場と地下採石場の両方で行われる。</li> <li>採掘機械、ベルトコンベア等が設置され、コッパ（石材層）が堆積されている。</li> <li>休止中の採石場の一部は、貯蔵施設や見学施設として活用されている。</li> <li>採石場には山の安全を祈願する「山ノ神」の石祠が存在する。</li> </ul>
	加工関連施設	<input type="checkbox"/> 石材加工場 <input type="checkbox"/> 石材置き場	<ul style="list-style-type: none"> <li>石材は主に平地の加工場にて、規定の大きさに加工される。</li> <li>加工場や石材置場には、施設（屋根と柱のみの建物）工作物（大谷石の擁壁・敷石・塀等）、加工機械・道具、積み上げた石材等がみられる。</li> </ul>
	流通	<input type="checkbox"/> 石材店 <input type="checkbox"/> 駅跡（瓦作児童公園・立岩児童公園） <input type="checkbox"/> 人車軌道跡を転用した道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去には軌道・鉄道、現在は自動車で輸送される。</li> <li>駅跡は、公園として利用されている。</li> <li>複数の石材店が問屋として流通を管理していた。</li> </ul>
農地	水田・畑地	<input type="checkbox"/> 水田・畑地の区画 <input type="checkbox"/> 大谷石の土木構造物（土留・水路等） <input type="checkbox"/> 大谷石積みのポンプ小屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>平地を利用して、稲作と畑作（一部）が行われている。</li> </ul>
居住地（集落）	伝統的農家の屋敷地	<input type="checkbox"/> 建築物（主屋・石蔵・納屋・長屋門等） <input type="checkbox"/> 樹林（屋敷林・生垣・庭等） <input type="checkbox"/> 工作物（大谷石の擁壁・塀・敷石等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>各農家は独立して点在する。屋敷構えは主屋を中心に、長屋門、石蔵、納屋等を配置して、背後に屋敷林を有する。</li> </ul>
	採掘関係者の居住地	<input type="checkbox"/> 生産者（または所有者）の住宅 <input type="checkbox"/> 従業員用住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>採掘関係者の住宅は、大谷石を外壁材として用いる特徴的なものが多く、採石場近くに見られる。</li> </ul>
	その他の居住地	<input type="checkbox"/> 住宅（主屋・車庫・塀・門柱・敷石・花壇・擁壁等） <input type="checkbox"/> 集合住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>大谷地域の一般的な居住地では、大谷石が多用されている。</li> </ul>
	公共施設	<input type="checkbox"/> 小中学校 <input type="checkbox"/> 旧大谷公会堂 <input type="checkbox"/> その他（消防署・城山地区市民センター）	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の多くは、大谷街道の周辺に集まっており、これらの施設にも大谷石を用いたものが多い。</li> </ul>
信仰	寺院・神社	<input type="checkbox"/> 大谷寺（大谷磨崖仏）・長林寺等 <input type="checkbox"/> 岩原神社・立岩神社等	<ul style="list-style-type: none"> <li>大谷寺は古くから信仰の場として栄えてきた。</li> <li>建造物の屋根材や石造物に、伝統的に大谷石が用いられてきた。</li> </ul>
	地蔵・墓地	<input type="checkbox"/> 大谷石を用いた石造物（石仏・祠・鳥居・石碑・地蔵・墓石等）	
商業地・観光地	街並み	<input type="checkbox"/> 大谷街道沿道の商店 <input type="checkbox"/> 大谷寺周辺の商店	<ul style="list-style-type: none"> <li>景勝地として栄えたことから、大谷寺周辺には、古くから飲食店や土産物屋がまとまっている。</li> <li>自動車輸送が増えてきたことに伴い、大谷街道沿いに、石材店や商店などが集まっている。</li> <li>大谷石の建造物等を改装して、飲食店や工房として利用する事例が見られる。</li> </ul>
	観光・商業関連施設	<input type="checkbox"/> 大谷資料館	<ul style="list-style-type: none"> <li>休止中の採石場を利用した大谷資料館では、採掘関連の資料展示や地下空間を公開している。</li> </ul>
	公園	<input type="checkbox"/> 大谷公園 <input type="checkbox"/> 大谷景観公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>大谷地域の奇岩・景勝地を見学するための公園が整備されている。</li> </ul>
交通	道路・駐車場	<input type="checkbox"/> 道路・関連施設（橋・車止・街灯・サイン・舗装等） <input type="checkbox"/> 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>大谷地域の歴史や景観に配慮した、街路整備に取り組んでいる。</li> </ul>
その他	芸術活動の場	<input type="checkbox"/> 工房・アトリエ	<ul style="list-style-type: none"> <li>陶芸家などが創作活動の拠点としている。</li> </ul>
	低未利用地など	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の不法投棄地・低未利用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>採掘業の衰退や耕作の放棄により、低未利用地の増加がみられる。</li> </ul>

### 3. 文化的景観の本質的な価値

#### 3-1 本質的な価値の考え方

「1. 文化的景観の特性」で示した特性は、「自然」、「採石の歴史」、「生活又は生業」の3つの観点から整理した。つまり、自然が基盤となり、過去から現在までの採石の歴史と、生活又は生業が関わることによって形成されている景観であると捉えられる。

これら各特性の関係と内容を踏まえ、文化的景観の本質的な価値を次頁に示す。



## 3-2 本質的な価値

### 文化的景観の本質的な価値

#### 大谷石を中心に形成された自然と石をほる人々の営みが共生する景観

緑色凝灰岩地域の東端、姿川の浸食作用により形成された特徴的な大谷石の岩壁が見られる大谷地域で生活を営んでいた人々が、大谷石の採石産業を中核とした営みへとその様式を変化させたことが、現在の文化的景観を形成する契機となった。

かつて石材の運搬に使われた軌道沿いには、屋敷の裏山が採石場で、屋敷内には主屋のほか大谷石を使った複数の石蔵や祠、小規模な庭園で構成される当時の石山を所有した山主の居宅が並び建つ。また、かつて採石場であった跡地は、その奇妙な形から名づけられた奇岩群や平和の願いを込めて彫られた観音様、その巨大な採石空間が魅力の資料館など、多くの人々が訪れる場となっている。

これら文化的景観の諸要素は、「陸の松島」と呼称される特徴的な大谷石の自然環境を基盤に、大谷石の採掘・加工、輸送に至るまでの一連の行程により生み出された。大谷石の採石を主な産業として生活を営んだ人々は、大谷石を倉庫、集会所、神社などの建材として用い、採石作業を安全に行うことを願い山の神を信仰するなど、他の地域には見られないこの地域に特徴的な景観を生み出すこととなった。

大谷の奇岩群と採石産業の文化的景観の本質的な価値は、地域固有の自然環境である大谷石の岩盤が隆起する場所で、大谷石と共に共生している様相が理解できる景観にある。

## 3-3 近隣の凝灰岩産出地との比較

近隣の凝灰岩産出地で、計画対象範囲と同様に明治以降、採石産業が盛んになった採石場に、群馬県太田市の『藪塚石』があげられる。明治の終わりごろに石材会社が設立され専用軌道が敷設されたことで、東京方面に販路が拡大し、生産高・出荷高が伸び、採石産業が地場産業として成長していく点や自然地形と露天掘りにより人工的に掘り進んだ空間の対比が印象的な景観を呈している点などは、大谷と非常に類似している。大谷で石切りの経験を積んでから藪塚に来るものもいたようである。

戦後も生産高が伸びていった大谷とは対照的に、藪塚石は昭和30年ごろには採石産業を終えてしまっている。その理由として、藪塚石は大谷石と比較し、水に弱く脆かったことや層に割れ目が多いことから採石するのに人件費がかかったこと、埋蔵量も多くなかったことなどが考えられている。

## 第4章 文化的景観の保存及び活用に関する基本方針

文化的景観の保護が、文化財としての価値の保存・継承とともに、大谷地域全体のまちづくりや魅力の再構築に寄与するため、文化的景観の保存・活用に関する基本方針を、以下のように整理する。

### 1. 基本方針

本文化的景観は、古代には人々が地上に露出した緑色凝灰岩が屹立する中に、「里山の異界ともいべき景観」の中に、大谷寺を建立し信仰の場として位置づけたことで、江戸時代以降は、加工しやすい大谷石を採石し、加工することで採石産業を発展させてきたことで作り上げてきた景観である。

この独特の景観地を構成する大谷地域は、採石産業の中心地として、昭和40年代には出荷高が最盛期を迎え、90万トン近い出荷量があった。しかし、昭和50年代になると大谷石の需要低下に伴い大谷石産業は年々縮小してきた。また、大谷寺周辺は中心市街地から近い行楽地・観光地としても賑わいを見せ、昭和56年には、年間観光入込客数が116万人を超えていた。ところが、観光客数も平成になって相次いだ陥没事故の影響などから減少傾向が続き、令和になってようやく日本遺産認定などを契機に観光客数が少しずつ回復してきている。

本文化的景観は、人々が大谷石を掘って（彫って）暮らしてきたことによって形成された独特の景観地として保全継承することが必要であり、その価値を保存活用するために、以下に示す3つの観点で5つの基本方針を提示する。

#### 保存管理の観点

- ・豊かな自然の中の奇岩群と採石によってできた空間の保全
- ・大谷石建築物・工作物の保存と大谷石に関する技術や信仰の継承

#### 整備活用の観点

- ・奇岩群と採石業が織りなす大谷ならではの景観と大谷石文化の継承
- ・大谷石産業や大谷地域観光を支える環境の整備

#### 運営体制の観点

- ・住民と行政の協働及び文化的景観を支える人材の育成

### 2. 保存管理の観点

#### 2-1 豊かな自然の中の奇岩群と採石によってできた空間の保全

4つの特徴ある景観のまとまり（景観単位）の維持を図るとともに、景観単位ごとの景観の特徴を保全する。（景観単位別に関する基本方針は、「第5章 1. 土地利用の方針」に示す。）

## 2-2 大谷石建築物・工作物の保存と大谷石に関する技術や信仰の

### 継承

#### ○土地利用の特性を表す建築物・工作物の保存と修理・修景

- ・建築物や石祠、石積み等、大谷石を用いた特徴的な景観構成要素の保存とともに、それらの修理・修景の際に大谷石の利用を推進する。

#### ○大谷石に関する技術や信仰の継承

- ・石山に関する信仰や採石に関する行事を継承するとともに、関連する資料の収集・調査の実施と、その保存を図る。
- ・昔ながらの採石方法や加工技術について、関連する資料の収集や映像等による記録保存を行うなど技術の継承のあり方を検討する。
- ・文化的景観の保存・活用の事業において、大谷石を活用することを推進し、積極的に技術の継承を支援する。

#### ○調査の継続

- ・文化的景観の価値や特徴の背景となる大谷地域の集落の成り立ちや時代ごとの生活・生業（農業・採石業）のあり様や、その空間の分布などについて継続的に調査を進め、共有・発信を図る。

## 3. 整備活用の観点

### 3-1 奇岩群と採石産業が織り成す大谷ならではの景観と大谷石

#### 文化の継承

#### ○採石場・採石場跡地及び採石関連施設等の適切な維持管理と公開・整備

- ・現在稼働中の採石場に関しては、管理者の指導・監督のもと、安全に十分に配慮し、採石の様子を見学できるように協力を求めるとともに、安全に見学ができるようなルート設定や柵・手すりなどの整備を行い、積極的に公開していけるようにする。
- ・採石場跡地に関しては、所有者の許可が得られ、且つ安全が十分に確認されているところについては、見学ができるように整備していく。
- ・採石場や採石場跡地の整備に当たっては、緊急時の避難経路の確保など、見学者の安全対策にも十分に配慮されるよう協力を求める。
- ・加工所や採石業者の事務所（跡地も含む）などの採石関連施設に関しては、所有者の許可が得られ、且つ安全が十分に確認されているところについては、見学ができるように整備し、積極的に公開していく。
- ・採石場近辺には採石の際に出る石屑（コッパ）が堆積している箇所（コッパ山）があり、現在はその上に草木が繁茂している状態にある。コッパ山の自然再生や再緑化にあたっては、大谷らしい植生のあり方や防災対策を考慮した景観の修景方法を検討する。
- ・軌道跡や採石関連施設跡などの修理・整備及び活用の推進と、案内解説の充実を図る。

## 3-2 大谷石産業や大谷地域観光を支える環境の整備

### ○大谷石産業を支える環境の整備

- ・宇都宮市大谷石のまちなみ景観保全補助金による大谷石建築物の適正な維持管理，修繕や，新たに建材として大谷石を利用する際の材工費を補助する大谷石利用促進補助金により，大谷石の需要を喚起し大谷石産業の活性化を図る。

### ○大谷地域観光を支える環境の整備

- ・大谷地域への来訪者の滞在・交流等の促進，賑わいの創出，並びに大谷地域の活性化を図るため，交通混雑の緩和や周遊性の向上に向けた整備を推進する。
- ・「宇都宮市地域防災計画」に基づき，県内外からの来訪者の一時避難場所や避難場所情報を掲載した周辺案内板など観光客の安全確保に必要な施設，設備を整備する。
- ・大谷石採取場跡地については，地震計や水位計により大谷地域の地下空間の変動を常時観測し，陥没等の可能性を予測する観測システムを運用する大谷地域整備公社や，国・県とも連携しながら，監視を継続し安全性の確保に努める。

## 4. 運営体制の観点

### 4-1 住民と行政の協働及び文化的景観を支える人材の育成

- ・地域住民，市民団体，事業者を，文化的景観の保存活用の中核と捉え，行政はその育成と支援を中心に行っていく。
- ・今後も文化財としての価値の調査と普及啓発を継続し，地域住民の意識高揚を図るものとする。
- ・今後の文化的景観の整備や運営に関する検討は，地域住民・事業者(所有者)・専門家等で構成される委員会を組織し，推進していくものとする。各運営方針については「第7章4. (仮称) 文化的景観保存活用委員会の設置・運営」に記載する。

## 第5章 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項

### 1. 土地利用の方針

#### 1-1 全体方針

大谷地域は、奇岩の景観を保全し、楽しみながら回遊できる観光拠点を目指しており、今後は個性的な景観を活かした地域づくりをより円滑で効果的に推進するため、市街化調整区域に係る観光開発と景観保全との調整を図りつつ、大谷地域の歴史・文化資源の保存と継承に関わる総合的な取り組みを推進し、文化的景観保存事業のより一層の発展を図る。

以下に、計画対象範囲全域に共通する特徴に対する、土地利用の方針を示す。

- ①対象地域の中央に露頭する大谷石の丘陵に対しては、この大地形を保全する。
- ②丘陵を侵食し、奇岩群を形成した姿川とその支流については、奇岩群を縫って流れる流路を保全する。
- ③姿川とその支流等により形成された狭い沖積地に広がる水田については、河川から取水する水田の広がりともとまりを保全する。
- ④丘陵際に引かれた大谷石搬出のための軌道跡を活かした地域内の主要道路は、この位置を保全する。
- ⑤主要道路の沿道やかつての駅の周辺に立地する宅地については、立地ともとまりを保全する。大谷街道沿いや大谷寺を中心に展開する観光・商業利用、その他は住宅を主とした利用という用途についても継承する。
- ⑥名所・観光地であり続ける奇岩群への眺めは、以上①～⑤を保全することにより、良好に保つ。

#### 1-2 景観単位別の方針

上記の全体方針を踏まえ、4つの景観単位それぞれが有する次の特徴を保全する。

##### ①大谷地区の特徴 「大谷石産業中心地の景観 ～採掘業と観光業が形成した景観」

###### 【地区の特徴】

- 主に大谷観音線・立岩街道沿道及びその背後の山から構成される。
- 古来より信仰の場である大谷寺を中心に栄えてきた大谷地域の中核であり、特に近代以降は、旧大谷駅及びその沿線に採石場が拡大発展したことを伝える、砕石場やその跡地、軌道や駅の跡が継承されている。
- 大谷寺と姿川沿いの奇岩群を核とした行楽地として、賑わいを維持し続けている。大谷公園、大谷景観公園などが整備され、その周辺には土産物店・飲食店が集積している。
- 姿川沿いの凝灰岩の岩山を対象とした露天採石場が点在するが、現在稼働中の採石場はみられないが、休止中の採石場の一部は、大谷資料館や大谷公園などに活用されている。近年では大規模なレセプションの開催やテレビ番組・映画の撮影場所としての利用も盛んである。また、露天採石場を見せながら、飲食を中心とした商業施設を併設し、観光拠点とする例も見られる。

- 岩山の中の狭小な平地には、住宅地や加工場・石材店事務所などが混在して集積する。特に、姿川沿いは、採石後にできた平場を利用して、住宅や工場などの施設が拡張してきた。住宅の外壁材や塀・敷石などには、いずれも大谷石が多く用いられている。
- 採石産業を営んでいた石材店の敷地には、通り沿いに長屋門、石蔵を構え、小規模な庭園を挟み、その奥に主屋、納屋、山ノ神を祀る祠を配置する。大谷石が露頭する斜面を活かした庭園を備えるものもある。
- 特別史跡大谷磨崖仏や、名勝「大谷の奇岩群 御止山・越路岩」は、文化財指定され、保護が図られている。



▲大谷景観公園と御止山  
(名勝指定地)



▲姿川沿いの居住地・加工場



▲姿川沿いの奇岩群



▲大谷公園



▲住宅地における大谷石の利用



▲岩だし作業

## ②立岩・瓦作地区の特徴 「大谷石産業の中心地の景観 ～砕石場と関連施設群」

- 瓦作街道沿いの住宅地及びその西側の山、瓦作街道と並走し南流する鑑川が開いた段丘に広がる水田から構成される。
- 旧立岩駅・旧瓦作駅を中心にして採石業によって発展してきた。
- 現在も稼働中の採石場があり、山（採石場）を核とした、採石・加工・流通という一連の採石業によって形成された空間が、住宅地と一体となって存在している。
- 住宅地は立岩駅跡・瓦作駅跡の周辺にまとまって形成され、立岩・瓦作地区の全体に採石場・石材加工場が点在する。
- 軌道跡を利用した道路は、軌道の線形をおおむね踏襲し、往時の状況を良くとどめている。
- 立岩駅跡・瓦作駅跡は現在の立岩児童公園・瓦作児童公園であり、公共空間として利用されている。
- 沿道には大谷地区と比べると緑地・農地が多く、主屋は敷地奥に配置され、道に面して大谷石を用いた長屋門や塀・石積・敷石などにより表構えが構成されている。また街道沿いには墓等の石造物、祠などが点在する。



▲長屋門を持つ住宅地



▲立岩公園（旧立岩駅）



▲住宅地や加工場の並ぶ道



▲大谷石の石蔵・石積み



▲道から見える石切の景観



▲加工された石材が並ぶ景観



▲立岩地区中心部に祀られる延命地蔵



▲立岩神社の鳥居と社殿



▲道沿いの石祠

### ③岩原・田下地区の特徴 「昔ながらの農村集落と露天採石場跡が織り成す景観」

- 主に紅葉橋以北の姿川及びその支流の豆田川が開いた段丘と、その東側の山（採石場）から構成される。
- 奇岩、休止中の採石場、農家の伝統的な屋敷地がランドマークになっている。岩山の眺めを際立たせる水田の広がり、奇岩を水に映し、「陸の松島」と讃えられた景観を成立させる上で重要な要素である。
- 大谷地区と同様、かつては採石が盛んに行われてきたが、現在稼働中の露天採石場はなく、休止中の採石場が点在するが、奇岩とともに、眺めの特色を成す。
- この地区には、豊作を祈願する等、当地の信仰の対象としての奇岩や大谷石を使った石碑等が多くみられる。
- 農家の主屋は、近年建替えられたものが多いが、石蔵や長屋門、塀・敷石などの工作物に大谷石を用いたものが見受けられる。
- 岩山の周囲には姿川、豆田川が流れ、水田を中心とした農地が広がっている。岩原・田下地区は農業振興地域であり、農用地の農地転用については制限がなされている。



▲岩山を背景に広がる農地



▲岩原神社御神体のダルマ岩



▲越路岩（名勝指定地）



▲水田の奥に屹立する採石場



▲農村集落の景観



▲休止中の採石場

#### ④荒針地区の特徴 「大谷石輸送の歴史を伝える石材店の集まる街道景観」

- 主に大谷街道（県道70号線）沿道の宅地及びその背後の山から構成される。
- 宅地は旧荒針駅を中心に展開し、鉄道輸送から自動車輸送に転換しつつあった昭和初期以降、交通利便性を生かして、多くの石材関連企業が立地するようになったことを伝える。
- 大谷石建築は、大谷街道沿いに、外観意匠に工夫を凝らしたものがまとまって分布しており、昭和初期に建築されたものが全体の基調をなしている。歴史的・意匠的に優れた大谷石を用いた建築物の一部は、指定・登録・認定の制度による保存が図られている。
- かつての軌道の跡を活かして街道が作られていることから、街道沿いには大谷石の加工場や事務所などが連なる。昭和初期に作られた加工場跡の土留めは、かつてのトロ（人車軌道）に荷積みするため現在より低く作られており、その歴史的変遷も見る事ができる。
- 大谷街道は宇都宮中心部と郊外を結ぶ主要道路であり、交通量も多く、大谷観光に訪れる人の多くは、大谷街道を利用している。沿道には、石材店や住宅以外のほか、商業店舗が多く立地するとともに、市民センターや小中学校など公共施設も集まっており、大谷地域住民の日常生活に必要な施設が集まっている。



▲街道付近の石材店事務所



▲大谷街道（住宅地）



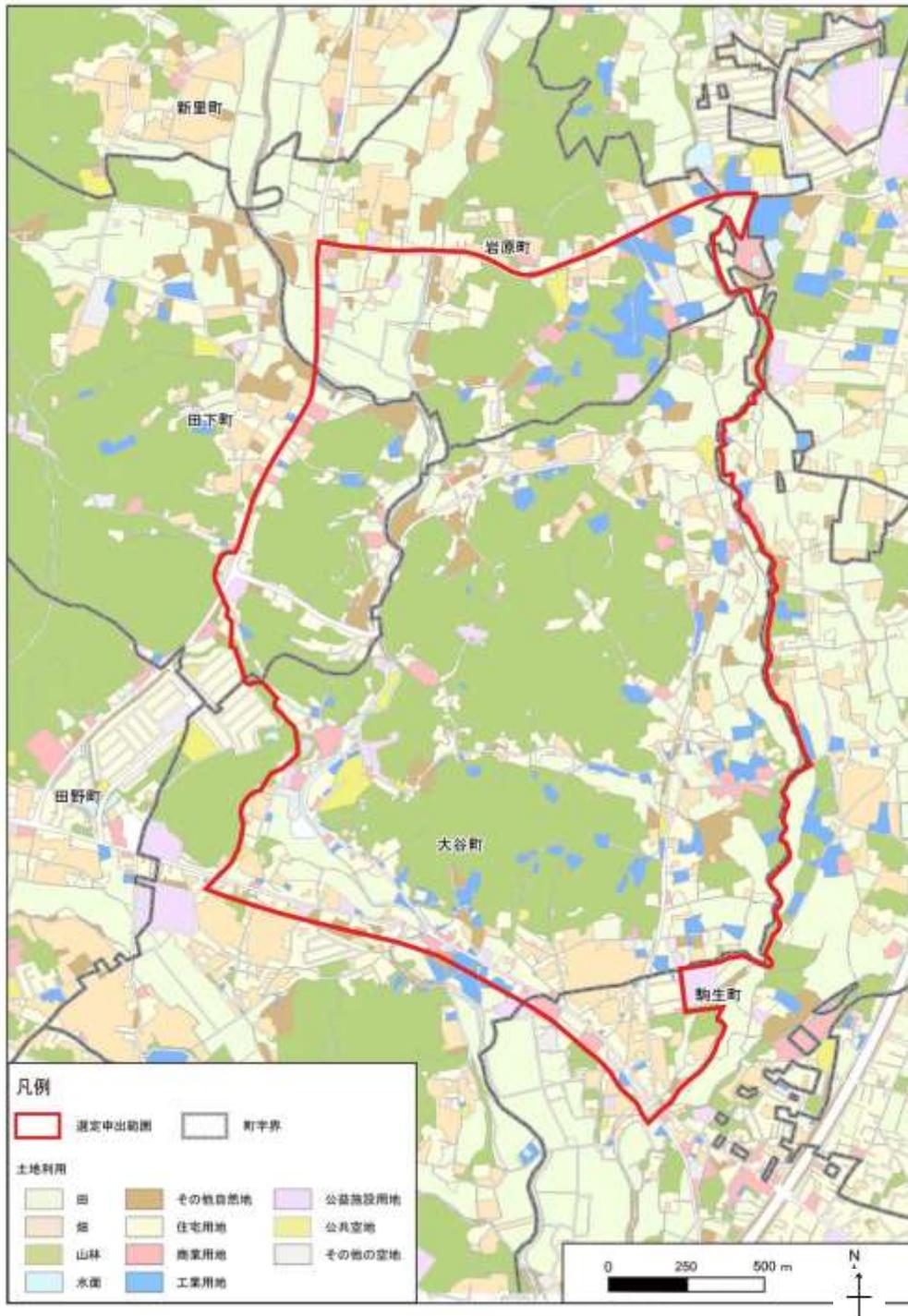
▲大谷街道（石材店）



▲大谷石の建物と新しい建物



▲県指定文化財屏風岩石材石蔵



▲土地利用現況図

## 2. 行為規制の方針

### 2-1 既存法令等による行為規制

文化的景観の保護は、文化的景観の保存に有効な既存の法令等や景観計画で定める行為規制を基本とするものである。本計画においては、文化的景観としての価値を保護する観点から、大谷地域の既存の法令等による行為規制について整理するとともに、本計画対象範囲に対し、特に行為規制が必要とされる現状変更とその取扱いについて定める。

大谷地域は市街化調整区域に含まれ、昭和47年より市街化を促進するような開発行為や施設の整備は抑制されている。また、平成19年9月に策定された「宇都宮市景観計画」によって、宇都宮市全域を対象として、周辺の景観に大きな影響を及ぼす大規模な建築物等について、届出の対象とするとともに、景観の誘導が行われている。さらに大谷地域の一部においては、令和3年1月に「景観形成重点地区」及び「広告物景観形成地区」に指定され、地域特性に応じたきめ細やかな景観の形成を図るため、当該地区の景観形成の目標、方針、行為の制限が定められた。

このほか、大谷地域には、「森林法」、「都市公園法」、「農地法」、「農業振興地域の整備に関する法律」、「文化財保護法」、「河川法」、「栃木県立自然公園条例」等による行為規制が適用されている土地が含まれる。

採石産業に関する法規制としては、「採石法」がある。岩石の採取にあたっては、「採石法」に基づき事業者の登録や採取計画を作成した上で、知事の認可が必要となっている。採取計画の内容は、「宇都宮市環境配慮指針」等に従い、安全管理や環境配慮などに問題がないかどうか本市でも確認する体制をとっている。

太陽光発電設備の設置に関しては、環境省が策定した「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に基づく。ここには、太陽光発電施設を設置した後に、景観への影響を小さくすることはとても困難であることから、立地を決定する前に、重要文化的景観への眺めに対する影響等について、「十分な検討が必要」とされている。

▼文化的景観の保存に有効な法令等による行為規制の一覧

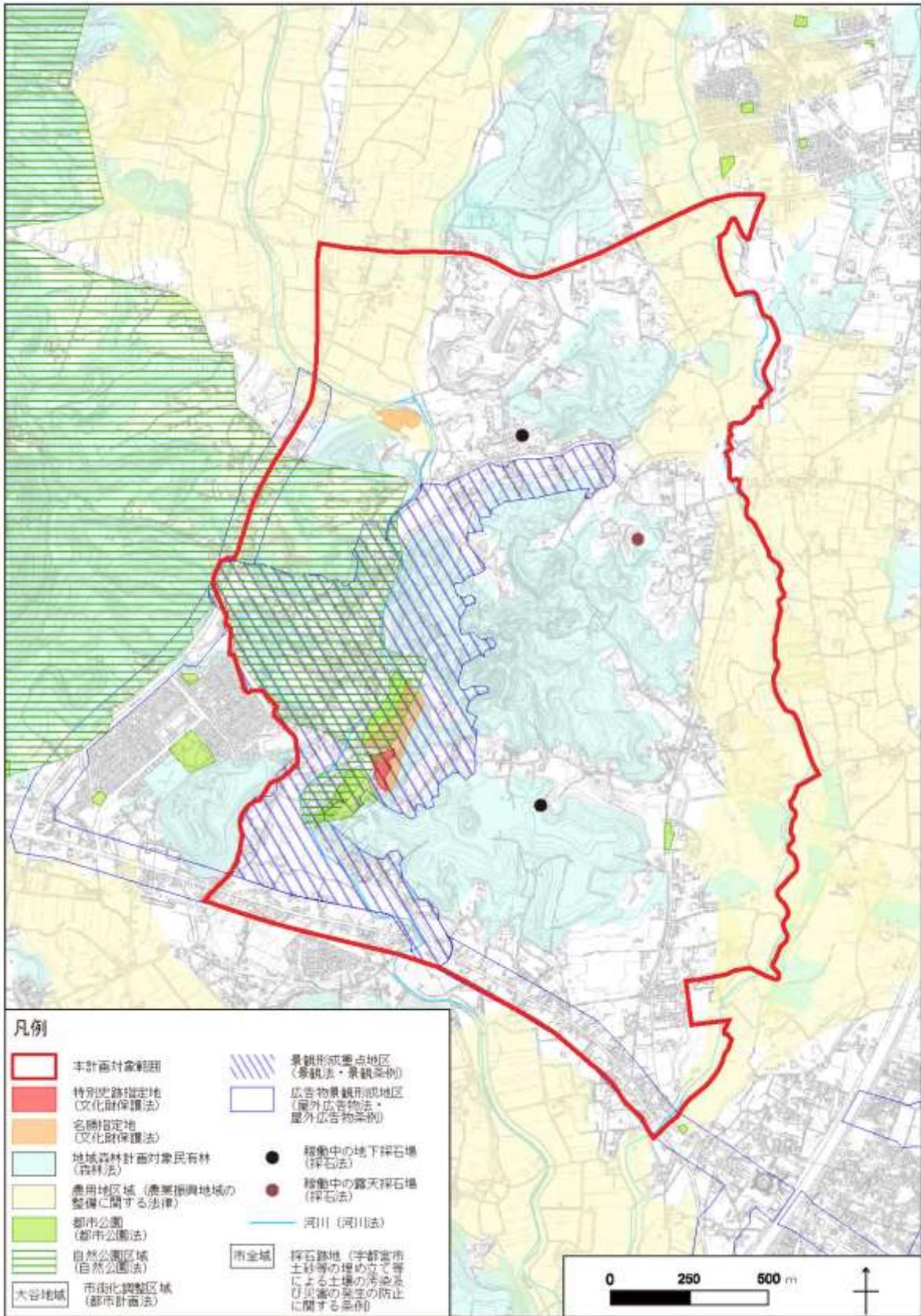
根拠法令・例規	原則又は目的	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	文化的景観保存に対する有効性
都市計画法	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができる。	市街化調整区域	許可	開発行為は原則として禁止され、市街化を促進するような施設の整備は原則として行われない。	・大谷地域における(一定規模以上の)開発行為の抑制
宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行う。	市全域	許可 届出	一定規模以上の盛土、切土等を行う場合、許可・届出が必要。	・大谷地域における(一定規模以上の)盛土、切土行為に対する安全性の確保
景観法 (宇都宮市景観計画)	宇都宮を特徴づける豊かな風土、暮らしやすい生活環境、都会と農村の共存など、都市としての魅力を高め、うつくしの都(美しい宇都宮)の実現を目指す。	田園集落ゾーン、山地丘陵景観ゾーン、住宅地景観ゾーン 景観形成重点地区(大谷地区)	届出	景観に大きな影響を及ぼす大規模な建築物・工作物等を対象に、形態・意匠、色彩などについて届出する必要がある。 住宅などの比較的小規模な建築物・工作物までを対象に、形態・意匠、色彩などについて届出する必要がある。	・奇岩群や採石場などへの眺めを阻害する建築物・工作物及び開発行為の規制・誘導
屋外広告物法 (宇都宮市屋外広告物条例)	屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。	第1種許可地域、沿道型許可地域、禁止地域 広告物景観形成地区(大谷地区)	許可	屋外広告物を対象に、面積・高さ、色彩などの基準を定めており、掲出にあたり市の許可が必要となる。 屋外広告物を対象に、地区独自に面積・高さ、色彩などの基準を定めており、掲出にあたり市の許可が必要となる。	・奇岩群や大谷石建造物などへの眺めを阻害する屋外広告物の規制・誘導
採石法	岩石の採取に伴う災害を防止し、岩石採取の事業の健全な発達を図るため、採石権の制度創設、岩石採取の事業者の登録、岩石の採取計画の認可、その他の規制等を行う。	採石場(稼働中及び廃止後2年間)	認可	岩石採取場の区域、採取をする岩石の種類及び数量等の所定の事項を記載した採取計画を作成し、都道府県知事の認可を受ける必要がある。(採石業者は原則として3年ごとに提出を行う)	・無秩序な採石活動の抑制
森林法	良好な自然環境の保全・形成、森林の有する公益的な機能の維持・増進を図るため、諸行為について規制される。	地域森林計画の対象となる民有林	許可 届出	1ヘクタールを超える開発行為を行う場合、許可が必要となる。 立木の伐採を行う場合、届出が必要となる。	・奇岩群や採石場周辺を縁取る森林の保全

根拠法令・例規	原則又は目的	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	文化的景観保存に対する有効性
自然公園法(栃木県立自然公園条例)	県内にあるすぐれた自然の風景地を保護するとともにその利用を図るため、自然の風致景観に影響を与える行為に対して規制される。	普通地域 (多気山から大谷寺までの一帯)	届出	一定規模以上の工作物の新築・改築・増築、広告物等の設置・掲出・表示、土石の採取・鉱物の採石、土地の形状変更等について、市長への届出が必要。	・採石場の石切跡の保存
宇都宮市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	土砂等の埋立て等の適正化を図り、有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌の汚染や土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を未然に防止する。	市全域	許可	採石跡地に対し、土砂等の埋立て等を行う場合は、特殊事業とされ、市の許可が必要となる。 (採石法の許可を受けた採取計画に従って行う事業は除外)	・安全性を確保した上での、採石跡地の利活用の促進
都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。	・大谷公園 ・大谷景観公園 ・瓦作公園 ・立岩公園	許可	都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。	・奇岩群や採石場跡地、駅跡の公開活用、保全
文化財保護法	文化財の保護を図るため、諸行為について規制される。	・重要文化財 大谷磨崖仏 ・特別史跡 大谷磨崖仏 ・名勝 大谷の奇岩群(御止山・越路岩)	許可	指定地内の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受ける必要がある。	・歴史資源の保護
栃木県文化財保護条例	文化財の保護を図るため、諸行為について規制される。	県指定有形文化財(屏風岩石材石蔵(西藏、東蔵) 附西藏棟札)	許可	県指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。	・歴史資源の保護
宇都宮市文化財保護条例	文化財の保護を図るため、諸行為について規制される。	市認定建造物 (渡邊家住宅主屋、渡邊家住宅西石蔵、渡邊家住宅門(表門))	協議	指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ委員会と協議しなければならない。	・歴史資源の保護
農業振興地域の整備に関する法律	農業の健全な発展を図るため、諸行為について規制される。	農用地	許可	農用地区域内の開発行為については許可が必要となる。	・奇岩群や採石場と一体となった水田景観の保全
農地法	土地の農業上の効率的な利用を図るため、諸行為について規制される。	農地	許可	農地転用及び農地転用するための権利の設定又は移転を行う場合、許可が必要となる。	

根拠法令・例規	原則又は目的	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	文化的景観保存に対する有効性
河川法	河川区域を管理するため、諸行為について規制される。	姿川 鎧川	許可	工作物の新築，改築又は除却，土地の形状変更等を行う場合，許可が必要となる。（姿川は県，鎧川は市）	・奇岩群や採石場と一体となった河川景観の保全

▼（参考）太陽光発電施設の設置において留意すべきガイドライン等の一覧

ガイドライン・指針	目的
栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針	県と市町の連携のもと、太陽光発電事業者による適切な事業実施のための自主的な取組を促し、防災、環境保全、景観保全等の面から太陽光発電施設と地域との調和を図る。
太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）	環境影響評価法や環境影響評価条例の対象とならない、より規模の小さい太陽光発電施設の設置に際して、立地検討・設計段階において、発電事業者を始め、太陽光発電施設の設置・運用に関わる様々な立場の方が、環境面での課題に気付くことを支援し、発電事業者における自主的な環境配慮の取組を促す。



▲土地利用等規制範囲図

## 2-2 景観計画による規制

景観計画区域内において、以下の規模に該当する行為については、景観法第16条に基づく届出を行うものとしている。

### ▼届出対象行為（市全域）

対象行為	届出対象規模
① 建築物の新築, 増築, 改築若しくは移転, 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが10mを超えるもの 又は 建築面積が1,000㎡を超えるもの
② 工作物の新設, 増築, 改築若しくは移転, 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	下表(工作物の届出対象行為)のとおり
③ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が 10,000㎡(1ha)を超えるもの

※ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の届出については、変更の範囲が、建築物及び工作物の各立面において1/2(50%)以内であるものを除く。

※ 高さは、建築基準法に基づく高さとする。

※ 広告塔, 広告板等の屋外広告物は、宇都宮市屋外広告物条例に基づく許可を受けた場合、届出対象から除外する。

### ▼工作物の届出対象行為（市全域）

種別, 内容	届出対象規模
① さく, 塀, 垣(生け垣を除く。), 擁壁等	高さ5mを超えるもの
② 煙突, 排気塔等	高さ10mを超えるもの
③ 記念塔, 電波塔, 物見塔等	
④ 高架水槽, 冷却塔等	
⑤ 広告塔, 広告板等	
⑥ 鉄筋コンクリート柱, 鉄柱, 木柱等	高さ15mを超えるもの
⑦ 観覧車, 飛行塔, コースター, ウォーターシュート, メリーゴーラウンド等の遊戯施設等	高さ10mを超えるもの 又は 築造面積1,000㎡を超えるもの
⑧ アスファルトプラント, コンクリートプラント, クラッシャープラント等の製造施設等	
⑨ ガス, 石油製品, 穀物, 飼料等を貯蔵し, 又は処理する施設等	
⑩ 自動車車庫の用に供する施設等	
⑪ 汚物処理場, ごみ焼却場その他の処理施設等	

届出対象に対する行為の制限は、次のとおりである。

▼行為の制限（市全域）

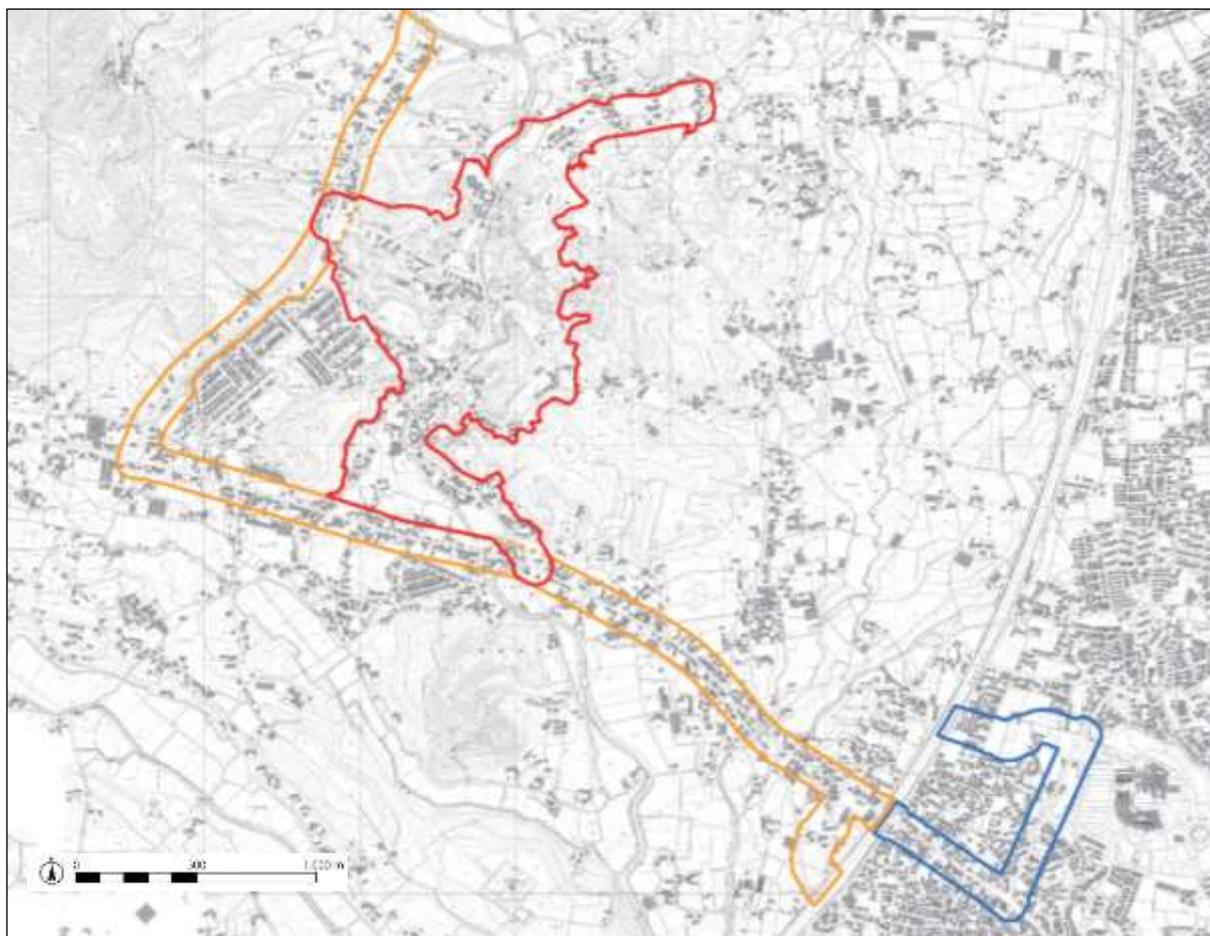
項 目		制 限
外部空間	エントランス	・ 開放的な空間とし、できるだけ植栽やモニュメントなどを設置し、ゆとりと潤いを創りだす。
	駐車場 サービスヤード	・ 周囲に生け垣、腰壁等を設置するなど通り沿いの快適さを保つ。 ・ 立体駐車場は建築物と一体的なデザインとし、街並みに調和させる。
	敷地の境界部	・ 塀、柵などは、生け垣や透視性の高い素材を使う。 ・ シンボルツリー、草花、水面などの季節感を表す緑化修景を行う。
	前面空地	・ 壁面後退をできるだけ行い、通りと一体となる開放的な空間を創り、特に建物の低層部分は街並みに応じたデザインで工夫する。
建築要素	屋根	・ 周囲に調和する形状、材質、色などを選択し、彩度 <sup>※</sup> (3 以下)を抑え落ち着きのあるものとする。
	外壁	・ 周囲の街並みに応じたデザインとし、色調についても、周囲になじむよう彩度 <sup>※</sup> (3 以下)を抑えた色とする。
	外階段	・ 建築物本体との一体感や調和を考慮したデザインとする。
	窓・バルコニー	・ 手すりやルーバーなどは不透明や半透明のものとするなど、建築設備類や洗濯物などを通りから直接見えにくくする。
	建築設備類	・ 設備類は建築物本体に組み込むデザインを行い、また地上に設置する場合はルーバーやパネルで覆い、直接見えにくくする。
	建築物の低層部	・ 十分な開口部を設けるなど、親しみのある街並みを演出する。 ・ 商店街等は透視性のあるシャッターなどを用い、賑わいのある楽しい夜間景観を演出する。
附属施設等	広告物 サイン類	・ 大きさ、色、形状などに配慮し、建築物との一体性を考慮したデザインとする。
	屋外照明	・ 商店街等は、賑わいを高める照明や建築物へのライトアップなど、多様な照明方法を用いて効果的な演出を行う。 ・ 住宅街等は落ち着きのある照明とする。
	屋内照明	・ 商店街等は、夜間に歩行者が賑わいや楽しさを感じられるような照明を工夫する。
工作物等	広告塔、広告板 高架水槽、擁壁等	・ 周囲の景観に調和した位置、規模、色彩及びデザインとする。
共通項目	植栽緑化 その他	・ 既存の樹木・地形などの自然条件を活かす工夫をする。 ・ 建物等の周辺やのり面は、樹木や草花で緑化を図り、四季の演出をほどこし、潤いを創りだす。

※彩度:「マンセル表色系」で色の鮮やかさを表現する尺度で、数値が大きいほど鮮明な色になる。彩度3以下とする色は、外壁の基調となる色彩であり、各立面の3/4(75%)以上の割合で使用される色彩とする。立面の取り扱い、各方向別の1面当たりとし、窓面、バルコニー、ドア等を含めた目に見える立面全体を指す。なお、自然素材や透明なガラス素材は彩度3以下として取り扱う。

## 2-3 景観形成重点地区及び広告物景観形成地区の行為の制限

大谷地区は、他に例をみない大谷石の奇岩群や、採石跡を残す岩肌など、特徴的で魅力ある景観を有しており、大谷石文化の日本遺産への認定などにより、観光・産業が活性化している。

今後、まちなみが変わっていく中においても、地域の個性や特色を守るとともに、観光拠点としての魅力を高めることで、訪れる人々が大谷ならではの風景を楽しみ、愛着を持って暮らしていけるような景観を保全・創出するため、このたび大谷地区を「景観形成重点地区」や「広告物景観形成地区」に指定した。



凡例	
	中央エリア（景観形成重点地区・広告物景観形成地区）
	沿道エリア（広告物景観形成地区）
	市街地エリア（広告物景観形成地区）
市全域が景観計画区域（宇都宮市景観計画）	

▲景観形成重点地区及び広告物景観形成地区（大谷地区）の区域

景観形成重点地区等の届出対象及び行為の制限は次のとおりとする。

- ・ 景観法に基づく届出対象行為

種 別	届出対象
建築物の新築，増築，改築若しくは移転	全て（建築確認が必要なもの）
工作物の新設，増築，改築若しくは移転	全て（建築確認が必要なもの）
建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	変更の範囲が建築物，工作物の全体の2分の1を超えるもの
都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡（1ha）を超えるもの

- ・ 宇都宮市屋外広告物条例に基づく許可申請対象行為

種 別	許可申請対象
屋外広告物の設置・表示	敷地内の表示面積の合計が5㎡を超える場合

- ・ 建築物及び工作物の景観形成基準

項目		景観形成基準	
		中央エリア	
建築物・工作物等	形態 色彩	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現存する大谷石の石蔵などは適切な管理のうえ，保全に努める。</li> <li>・ 建築物の外壁の一部に，大谷石を使用する。ただし，外構の一部に使用している場合を除く。</li> <li>・ 大谷石を建築物に使用する際には，周辺のまちなみや自然景観にも配慮した上で，仕上げ方や，素材の風合いを活かした張り方を計画するよう努める。</li> <li>・ 建築物の外構は大谷石や植栽を積極的に計画し，沿道からの見え方に配慮するよう努める。</li> <li>・ 周辺のまちなみや大谷石の岩肌への眺望に配慮した高さになるよう努める。</li> </ul>
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の外壁・屋根の色彩は，大谷石や緑を引き立てる落ち着いた色合い（低彩度・低明度）のものとし，日本産業規格のZ8721に定める三属性（以下「マンセル値」という。）により，別表1のとおりとする。ただし，自然素材を使用する場合，又はアクセントカラーとして外壁の1/20（5%）以内の範囲において景観に配慮し用いる場合は，この限りではない。</li> <li>・ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する工作物は，落ちついた色彩となるよう外壁の基調色の色彩基準に合わせ，反射を抑えたものとする。</li> </ul>
	敷地の境界部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現存する大谷石の塀などは適切な管理のうえ，保全に努める。</li> <li>・ 垣・柵・塀は，大谷石や木材など，自然素材を使用したもの又は生垣とし，その高さは視線が通るように配慮するよう努める。</li> </ul>	
	設備機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 室外機等の設備機器は道路からの見え方に配慮し，植栽や格子などで目隠し修景を施すよう努める。</li> </ul>	

項目		景観形成基準
		中央エリア
建築物・工作物	太陽光パネル	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物に太陽光パネルを設置する場合には、低彩度・防眩性のある屋根一体型のものの採用に努める。</li> </ul>
	照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>大谷石建造物のライトアップにより、夜間も楽しめる景観の演出に努める。</li> <li>道路に面したエントランスや外構を灯すよう努める。</li> <li>間接照明や色温度が低い照明を採用し、夜間景観の演出に努める。</li> <li>投光器等による天空への照射は行わないようにする。</li> </ul>
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩を採用し、周囲を囲うなどして目隠し修景を施すよう努める。</li> <li>写真やイラストを使用したものは極力避ける。やむなく使用する場合は、大谷の観光振興に資するものとなるよう努める。</li> </ul>
太陽光発電施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路や高所からの見え方に配慮し、囲障（大谷石・木など、自然素材を使用したもの又は生垣）で目隠し修景を施すこと。</li> </ul>
緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内の道路に面する部分には植栽等を積極的に行うなど、良好な景観の形成に努める。</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模行為に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。</li> </ul>

・ 屋外広告物の基準

項目		広告物景観形成地区基準			
		中央エリア	沿道エリア	市街地エリア	
共通基準	意匠 (形態、色彩等)	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちなみとの調和がとれた意匠とするよう努める。</li> </ul>		
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物に用いる色彩は、まちなみの中で過度に目立ちすぎないように高彩度色の使用を避け、周辺の景観に調和したものとする。ただし、自然素材を着色せずに使用する場合は、この限りではない。(別表2)</li> <li>色彩は3色までの使用に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物の地色について、高彩度の色彩は使用しない。(別表2)</li> <li>色彩は3色までの使用に努める。</li> </ul>	
		素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面の素材は、大谷石や木材などの使用に努める。</li> </ul>		
		イラスト ・写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>広告物に人物の写真(その他人物の写真に類する画像)は使用しない。</li> <li>広告物にイラストや写真を極力使用しないこととする。やむなく使用する場合は、大谷の観光振興に資するものとなるよう努める。</li> </ul>		
		配置・位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>1つの建物に複数の広告物を設置する場合は、整然とした配置や部分的に色彩を揃えるように努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1つの建物や敷地に設置する広告物は極力少なくする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過度な量にせず、形態を揃えるなど統一感に留意する。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>点滅照明、動光、映像装置を使用しないこと。</li> </ul>			

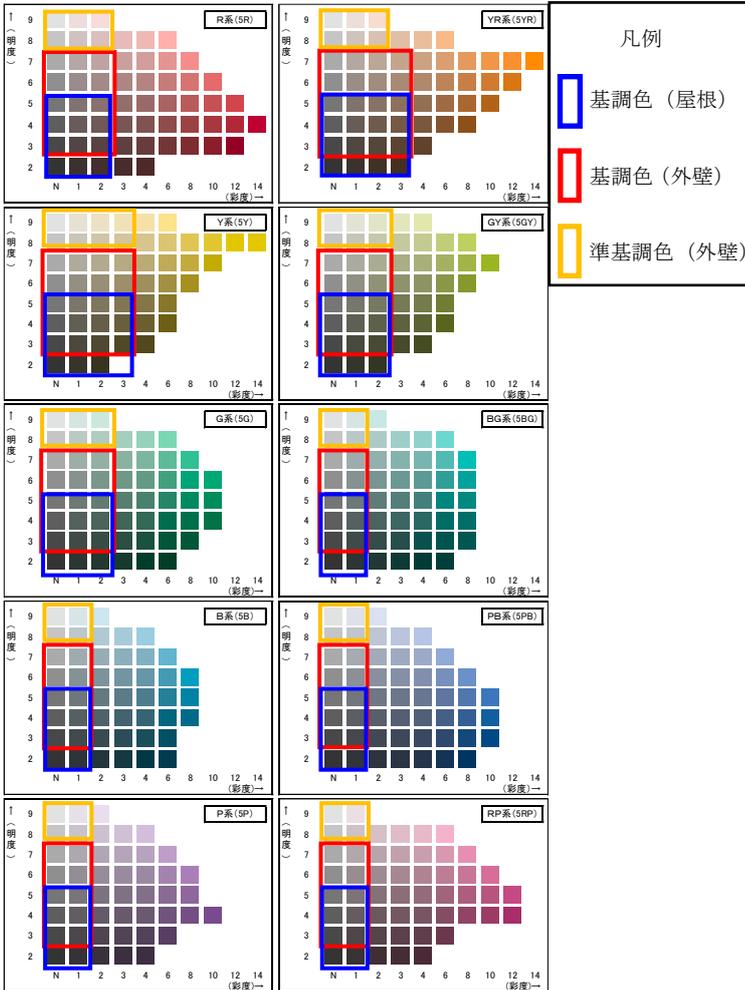
項目		広告物景観形成地区基準		
		中央エリア	沿道エリア	市街地エリア
種類別基準	屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示しないこととする。</li> </ul>		
	独立広告物	敷地内 広告板	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積は6㎡以内/面で、かつ合計12㎡以内/基とする。</li> <li>高さ6m以下とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積は10㎡以内/面で、かつ合計20㎡以内/基とする。</li> <li>高さ6m以下とする。</li> </ul>
		敷地内 広告塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積は6㎡以内/面で、かつ合計24㎡以内/基とする。</li> <li>高さ6m以下とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積は10㎡以内/面で、かつ合計40㎡以内/基とする。</li> <li>高さ6m以下とする。</li> </ul>
		野立 広告板	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積の合計は、6㎡以内とする。</li> <li>高さ3m以下とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積の合計は、10㎡以内とする。</li> <li>高さ3m以下とする。</li> </ul>
		野立 広告塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積は、6㎡以内/面で、かつ合計24㎡以内とする。</li> <li>高さ6m以下とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積の合計は、10㎡以内/面で、かつ合計40㎡以内とする。</li> <li>高さ6m以下とする。</li> </ul>

項目		広告物景観形成地区基準		
		中央エリア	沿道エリア	市街地エリア
種類別基準	壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積の合計は12㎡以内/面で、かつ、表示する壁面の面積1/4以下とする。</li> <li>店舗名等を表示する場合は、切り文字など建物に馴染みやすいものとするよう努める。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積は20㎡以内/面で、かつ表示する壁面の面積の1/3以下とする。</li> </ul>
	突出広告物 (袖看板)	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積は5㎡以内/面で、かつ合計10㎡以内とする。</li> <li>設置する高さ(上端)は建物の軒の高さ以下とする。</li> <li>突き出し幅は、建築壁面より1m以下とする。ただし、道路へ突き出しはできないこととする。</li> <li>表示基数は1基までとするよう努める。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積は5㎡以内/面で、かつ合計10㎡以内とする。</li> <li>突き出し幅は、建築壁面より2m以下とする。ただし、道路へ突き出しはできないこととする。</li> </ul>
	広告旗 (のぼり旗)	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置は、相互間距離を6m以上確保するよう努める。</li> </ul>		—
	上記の広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記に記載のない項目については、宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。</li> </ul>		
その他の広告物		<ul style="list-style-type: none"> <li>上記に記載のない広告物については、宇都宮市屋外広告物条例の基準を準用する。</li> </ul>		

●建築物・工作物の色彩基準

別表1

区分	色相	明度	彩度
基調色 (屋根)	YR (黄赤), Y (黄)	5以下	3以下
	R (赤), GY (黄緑), G (緑)	5以下	2以下
	上記以外の色相	5以下	1以下
基調色 (外壁)	YR (黄赤), Y (黄)	3以上7以下	3以下
	R (赤), GY (黄緑), G (緑)	3以上7以下	2以下
	上記以外の色相	3以上7以下	1以下
準基調色 (外壁)	Y (黄)	8以上	3以下
	R (赤), YR (黄赤), GY (黄緑), G (緑)	8以上	2以下
	上記以外の色相	8以上	1以下

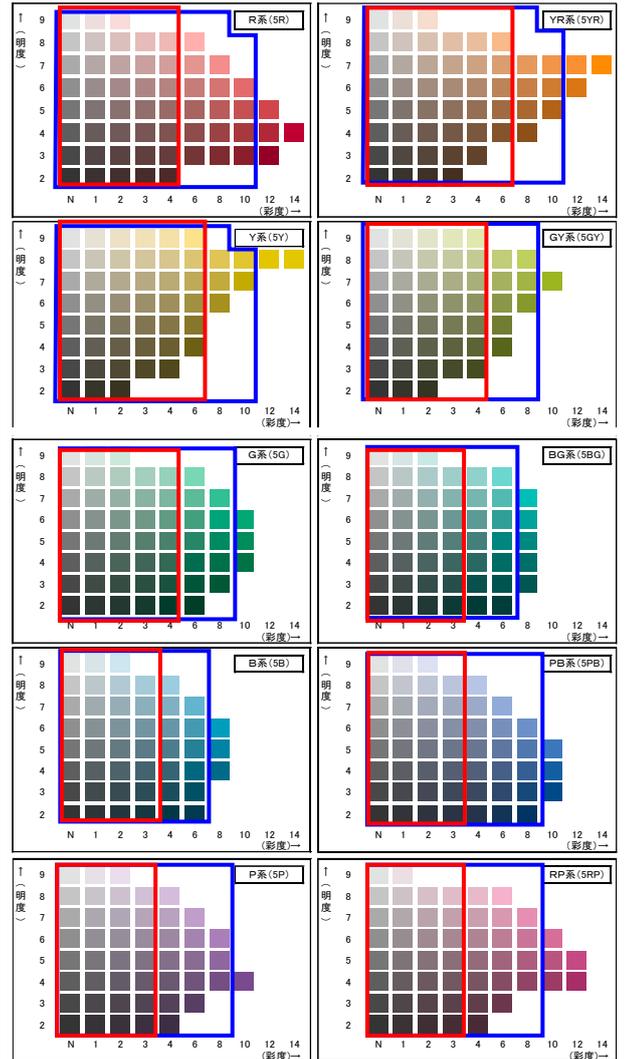


- ※ 基調色 (屋根) の無彩色については、明度5以下とする。
- ※ 基調色 (外壁) の無彩色については、明度3以上7以下とする。
- ※ 準基調色 (外壁) の無彩色については、明度8以上とする。
- ※ 基調色とは、屋根の概ね全体、外壁の概ね3/4を超える割合で使用する色彩とする。なお、外壁に自然素材を使用する場合は、基調色の割合に含む。
- ※ 準基調色とは、外壁の1/4以下の割合で使用する色彩とする。なお、準基調色の割合のうち、アクセントカラー (準基調色の適用範囲を超える色彩) として、外壁の1/20以下の範囲において用いる場合は、この限りではない。

●屋外広告物の色彩基準

別表2

区分	色相	明度	彩度
中央 エリア	YR (黄赤), Y (黄)	—	6以下
	R (赤), GY (黄緑), G (緑)	—	4以下
	上記以外の色相	—	3以下
沿道 ・市街地 エリア	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	—	10以下
	G (緑), GY (黄緑), P (紫), PB (青紫), RP (赤紫)	—	8以下
	B (青), BG (青緑)	—	6以下



- ※ ただし、地色の1/3以内で使用する場合は、この限りではない。
- ※ 文字、社章等については、この限りではない。
- ※ 無彩色については、制限を設けない。

- 屋外広告物条例の基準は次のとおりとする。

(1) 広告板等

種類	区分 基準	第1種許可 地域	沿道型許可 地域	第2種許可 地域	第3種許可 地域
野 立 広 告 板	高さ	地上から上端までが3メートル以下	地上から上端までが6メートル以下		
	表示面積	10平方メートル以内	20平方メートル以内		30平方メートル以内
	道路からの後退距離	1メートル以上。ただし、家屋が30戸以上連続して存在する地域（以下「家屋連続地域」という。）及び駐車場の周囲100メートルの範囲にあっては、この限りでない。			後退距離は、なし。ただし、道路へ突き出さないこと。
	広告物相互間の距離	(1) 道路の沿線 30メートル以上 (2) 鉄道の沿線 100メートル以上 ただし、前2号において、家屋連続地域及び駐車場の周囲100メートルの範囲にあっては、この限りでない。			
屋 上 広 告 板	高さ	建築物の高さの3分の1以下で、最高3メートル		建築物の高さの2分の1以下で、最高6メートル	
	表示面積	1面につき、20平方メートル以内で、かつ、合計40平方メートル以内	1面につき、30平方メートル以内で、かつ、合計60平方メートル以内	1面につき、40平方メートル以内で、かつ、合計80平方メートル以内	1面につき、50平方メートル以内で、かつ、合計100平方メートル以内
	位置	建築物の外壁の垂直面を超えて突き出さないこと。			

種類	区分 基準	第1種許可 地域	沿道型許可 地域	第2種許可 地域	第3種許可 地域		
		敷地内広告板	高さ	地上から上端までが6メートル以下	地上から上端までが10メートル以下	地上から上端までが15メートル以下	
	表示面積	1面につき、10平方メートル以内で、かつ、合計20平方メートル以内	1面につき、20平方メートル以内で、かつ、合計40平方メートル以内	1面につき、30平方メートル以内で、かつ、合計60平方メートル以内	1面につき、40平方メートル以内で、かつ、合計80平方メートル以内		
壁面広告物	表示面積	利用し、又は表示する壁面の面積の3分の1以内で、かつ、20平方メートル以内	利用し、又は表示する壁面の面積の3分の1以内で、かつ、30平方メートル以内	利用し、又は表示する壁面の面積の3分の1以内で、かつ、40平方メートル以内	利用し、又は表示する壁面の面積の3分の1以内で、かつ、50平方メートル以内		
	位置	窓又は開口部をふさがないこと。					
袖 看 板	高さ	/		道路へ突き出す場合は、地上から下端までが、歩道上にあつては2.5メートル以上、それ以外にあつては4.5メートル以上			
	表示面積			1面につき、5平方メートル以内で、かつ、合計10平方メートル以内		1面につき、10平方メートル以内で、かつ、合計20平方メートル以内	
	出幅			建築壁面から2メートル以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。		建築壁面から2メートル以内。ただし、道路へ突き出す場合は、道路上の出幅1メートル以内	
上記広告物に関する共通事項	色彩	(1) 表示面の下地の色は、次に掲げる色相の区分に応じ、それぞれ次に定める彩度とすること。 ただし、広告物の地の面積の3分の1以内で着色される部分の色彩については、この限りでない。 ア R, YR又はYの場合 彩度10以下 イ G, GY, P, PB又はRPの場合 彩度8以下 ウ B又はBGの場合 彩度6以下 (2) 発光、蛍光若しくは反射を有し、交通安全の妨げとなるおそれのあるものは、使用しないこと。			(1) 表示面の色彩が、建築物等及び周囲の街並みの景観と不調和でないこと。 (2) 発光、蛍光若しくは反射を有し、交通安全の妨げとなるおそれのあるものは、使用しないこと。		
	特殊装置	点滅照明、動光、映像装置を使用しないこと。			/		

## (2) 広告塔

種類	区分	第1種許可地域	沿道型許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域
	基準				
野立 広告塔	高さ	地上から上端までが6メートル以下		地上から上端までが10メートル以下	
	表示面積	1面につき、10平方メートル以内で、かつ、合計40平方メートル以内	1面につき、20平方メートル以内で、かつ、合計80平方メートル以内		1面につき、30平方メートル以内で、かつ、合計120平方メートル以内
	道路からの後退距離	広告物の高さ以上。ただし、家屋連続地域及び駐車場の周囲100メートルの範囲にあっては、この限りでない。			後退距離は、なし。ただし、道路へ突き出さないこと。
	広告物相互間の距離	(1) 道路の沿線 30メートル以上 (2) 鉄道の沿線 100メートル以上 ただし、前2号において、家屋連続地域及び駐車場の周囲100メートルの範囲にあっては、この限りでない。			
屋上 広告塔	高さ	建築物の高さの3分の1以下で、かつ、最高3メートル	建築物の高さの3分の1以下で、かつ、最高6メートル	建築物の高さの2分の1以下で、かつ、最高10メートル	建築物の高さの3分の2以下で、かつ、最高10メートル
	表示面積	1面につき、20平方メートル以内で、かつ、合計80平方メートル以内	1面につき、30平方メートル以内で、かつ、合計120平方メートル以内	1面につき、40平方メートル以内で、かつ、合計160平方メートル以内	1面につき、50平方メートル以内で、かつ、合計200平方メートル以内
	位置	建築物の外壁の垂直面を超えて突き出さないこと。			
敷地内 広告塔	高さ	地上から上端までが6メートル以下	地上から上端までが10メートル以下	地上から上端までが15メートル以下	
	表示面積	1面につき、10平方メートル以内で、かつ、合計40平方メートル以内	1面につき、20平方メートル以内で、かつ、合計80平方メートル以内	1面につき、30平方メートル以内で、かつ、合計120平方メートル以内	1面につき、40平方メートル以内で、かつ、合計160平方メートル以内
上記 広告物に関する 共通事項	色彩	(1) 表示面の下地の色は、次に掲げる色相の区分に応じ、それぞれ次に定める彩度とすること。ただし、広告物の地の面積の3分の1以内で着色される部分の色彩については、この限りでない。 ア R, YR又はYの場合 彩度10以下 イ G, GY, P, PB又はRPの場合 彩度8以下 ウ B又はBGの場合 彩度6以下 (2) 発光, 蛍光若しくは反射を有し、交通安全の妨げとなるおそれのあるものは、使用しないこと。		(1) 表示面の色彩が、建築物等及び周囲の街並みの景観と不調和でないこと。 (2) 発光, 蛍光若しくは反射を有し、交通安全の妨げとなるおそれのあるものは、使用しないこと。	
	特殊装置	点滅照明, 動光, 映像装置を使用しないこと。			

## (3) 電柱, 街灯柱等広告

種類	区分 基準		第1種許可 地域	沿道型許可 地域	第2種許可 地域	第3種許可 地域
	巻付 広告	高さ	地上から下端までの高さが1.2メートル以上で, 地上から上端までの高さが3.2メートル以下			
表示面積		1平方メートル以内				
袖看板	高さ	道路へ突き出す場合は, 地上から下端までが, 歩道上にあつては2.5メートル以上, それ以外にあつては4.5メートル以上				
	規格	縦1.2メートル以下で, 横0.5メートル以下				

## (4) 広告幕

種類	区分 基準		第1種許可 地域	沿道型許可 地域	第2種許可 地域	第3種許可 地域
	垂れ下 げ幕	長さ	1.5メートル以下			
幅		1.4メートル以下				
横 断 幕	高さ	地上から下端までが, 歩道上にあつては2.5メートル以上, それ以外にあつては4.5メートル以上				
	設置場所	(1) 道路を横断して表示する場合は, その場所が交通の幹線道路以外の盛り場その他これに類する場所であること。 (2) 前号以外の場合は, 当該横断幕の公益性から適当と認められる場所であること。				

## (5) アドバルーン等

種類	区分 基準		第1種許可 地域	沿道型許可 地域	第2種許可 地域	第3種許可 地域
	アド バル ーン	規格	(1) 気球の直径にあつては3メートル以下, 添架装置の網にあつては長さ1.5メートル以下で, かつ, 幅1.5メートル以下, 地上から気球までの長さにあつては4.5メートル以下 (2) 表示する広告物は, 布製とすること。			
表示期間		1月以内				
アー チ	高さ	地上から下端までが, 歩道上にあつては2.5メートル以上, それ以外にあつては4.5メートル以上				
	設置場所	(1) 道路を横断して表示する場合は, その場所が交通の幹線道路以外の盛り場その他これに類する場所であること。 (2) 前号以外の場合は, 当該アーチの公益性から適当と認められる場所であること。				
サイ ポ ール	高さ	地上から下端までが4.5メートル以上				
	規格	縦, 横それぞれ2メートル以下				
はり 紙	表示面積	1平方メートル以内				
	表示期間	1月以内				

種類	区分		第1種許可地域	沿道型許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域
	基準					
はり札	表示面積	0.2平方メートル以内				
	表示期間	1月以内				
立看板等 ・広告旗	表示面積	1平方メートル以内				
	表示期間	1月以内				
	設置方法	(1) 建築物又は堅固な工作物（十分な根入を持つ枕等を含む。）に、移動又は損壊しないように確実に取り付けること。 (2) 道路内に突出して設置及び掲出しないこと。				
アーケードの 添架広告物の	高さ	地上から下端までが2.5メートル以上				
	規格	(1) 縦0.5メートル以下で、横1.5メートル以下 (2) 原則として同一商店街で規格が統一されていること。				
自動車に表示される 広告物	道路運送事業の用に供する自動車	規格	(1) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車 ア 左右側面部 縦1.2メートル以下で、横4メートル以下 イ 後部 縦横それぞれ1メートル以下 (2) 路線バス及び観光バスにあつては、次のとおりとすること。 ア 表示位置は、左右側面部及び後部とすること。 イ 広告物の色彩及び意匠は、都市の景観と調和のとれたものとする こと。 (3) 前2号以外の自動車 ア 左右側面部 5平方メートル以内 イ 後部 1平方メートル以内			
		数量	左右側面部及び後部に各1件			
		表示方法	(1) 交通の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。 (2) 発光、蛍光又は反射する効果を有するものでないこと。 (3) 照明装置、映像装置その他これらに類する装置を使用しないこと。			
	上記以外の自動車	規格	縦0.5メートル以下で、横1.4メートル以下			
		数量	左右側面部に各1件			
		表示方法	(1) 交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。 (2) 発光、蛍光又は反射する効果を有するものでないこと。 (3) 照明装置、映像装置その他これらに類する装置を使用しないこと。			
鉄道車両及び軌道車両に表示される 広告物	規格	(1) 表示位置は、左右側面部及び前後部とすること。 (2) 広告物の色彩及び意匠は、都市の景観と調和のとれたものとする こと。				
	表示方法	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。				

## 第6章 文化的景観の整備活用に関する事項

### 1. 整備活用の方針

#### 1-1 観光振興施策との連携

文化的景観の価値の普及啓発を行っていくことで、地域の文化性向上と地域活性化を図る。この目的を達成するために、「大谷地域振興方針」及び「第3次宇都宮市観光振興プラン」などに基づき、重要な観光資源として整備・活用を図る。

地域の活性化に資するよう、大谷地域振興方針のセンターコア、体験・滞在コアにおける、案内板の整備やパンフレットの作成・配布を行うことで、観光資源として活用を図り、文化的景観としての価値の普及啓発に努める。

第3次宇都宮市観光振興プランにおける「基本戦略Ⅰ 本市特有の観光資源の更なる発掘と磨き上げ強化」にて示されている「推進施策2 観光地・大谷の更なる魅力の創出」においても、本計画対象範囲の整備・活用が定められている。文化的景観の適切な保護を前提とした上で、観光地として多様な機能を整備し、観光や周遊に資する公共空間を形成する①「快適で魅力ある観光空間の磨き上げ（周遊まちづくりプロジェクト）」、②「観光地大谷の周遊・滞在型コンテンツの魅力向上（大谷ファン創出プロジェクト）」、③「日本遺産「大谷石文化」を活用した観光振興（大谷石文化ツーリズムプロジェクト）」の3点を中心に本計画対象範囲の整備・活用を推進する。



## 1-2 修理・修景等の整備

- ・重要な構成要素については、保存対象の調査に基づいた保存修理を行う。
- ・重要な構成要素以外の景観構成要素の修復等や、耐震補強工事や災害復旧等の工事が必要な場合は、必要に応じて宇都宮市が助言等を行う。
- ・大谷石を用いた建築物や工作物については、大谷にふさわしい景観として保全に努め、所有者と協議のもと、既存の文化財保護制度の活用を図り、保護していくものとする。
- ・大谷石加工の伝統技術継承に努め、大谷石建築物等への修理・修景等に生かしていくものとする。
- ・新しく整備・建築等されるものに対しても、大谷石の活用を促進し、大谷石を用いた景観形成を図る。

## 1-3 保存・活用のための施設の整備・公開

- ・重要な構成要素について広く周知し理解を深めてもらうための標識・説明板等の設置を、所有者等と協議しながら検討する。
- ・公共施設の改修・整備にあたっては、文化的景観の価値や魅力を維持・向上させる内容とする。
- ・日本遺産「地下迷宮の秘密を探る旅～大谷石文化が息づくまちうつのみや～」と連携し、大谷石産業の歴史の変遷を知る上で重要な、軌道跡や採石関連施設跡などの修理・整備及び活用の推進と、説明板やガイド育成、周遊ルートマップの作成などによる案内解説の充実を図る。また、必要に応じてAR・VRなどのデジタル技術を活用した保存・活用法も検討する。
- ・文化的景観を周知啓発するための案内板・説明板の設置や見学ルートの設定等については、整備計画を策定し、スマートフォンとGPSを利用したアプリケーションを活用するなどの手法を取り入れつつ、整備を行っていくものとする。
- ・公開にあたっては、事業者・所有者等と解説ボランティアとの連携を図るものとする。
- ・露天掘りから地下採掘の歴史を映像化した日本遺産「大谷石文化」HPの中の「大谷石採掘の歴史」を多くの人に視聴してもらえるよう周知に取り組む。
- ・情報発信や普及啓発に際しては、地上景観と地下景観からなる文化的景観であり、地上と地下が広がりをもって空間的に繋がっていること等を踏まえて、その特徴や価値を伝える工夫を行う。

## 1-4 防災対策

- ・「宇都宮市地域防災計画」に基づき、地域住民や観光客の安全確保に必要な施設を整備する。
- ・現在、土砂災害警戒区域に指定されている箇所については、現地の案内板で周知を図っている。
- ・土砂災害警戒区域の対策工事や奇岩の耐震化対策工事については、安全確保のための整備を最優先しつつ、文化的景観の価値を損ねず、景観に配慮した整備となるよう調整を図る。
- ・活用に当たっては安全への配慮が前提であり、見学ルートの設定や立ち入り禁止区域の設定と警告看板の設置さらに公開日の設定などが必要であり、事業者・所有者等との十分な検討を行うものとする。
- ・大谷石採取場跡地の安全対策については、大谷地域整備公社が中心となり、国・県・大谷石材協同組合と連携しながら監視を行い、住民生活の安全を確保する。

## 第7章 文化的景観の保存及び活用のために必要な体制

### 1. 地域住民との協働

地域住民の生活・生業が生み出した文化的景観の保存活用は、地域住民の主体的な認識と活動によって取り組むことが望ましい。地域住民自らによる、景観保全活動と文化的景観などの景観資源を活かしたまちづくりの検討が必要である。すでに奇岩群等の一部は、地元住民による美観創出活動の場になっており、一定の成果を挙げている。これらの活動は、地元の活性化に資するものである。

今後市では、美観創出活動以外にも多様な活動を文化的景観と関連付けて行うものとし、住民意識の高揚のための地域文化の再認識事業である「大谷石文化学講座」を今後も発展的に継続する。さらに、この中から地域活動を主体的に担う人材の育成につとめる。

### 2. 市民団体の育成と協働

- ・大谷案内の担い手として、既存の宇都宮市文化財ボランティア協議会やうつのみやシティガイド協会に協力を依頼し、文化的景観についての解説もできるように、ガイドの方々のさらなる育成につとめる。
- ・専門家・事業者・地域住民等の有志が参加し、大谷石文化の研究、発掘、継承、普及などに取り組んでいる「特定非営利活動法人大谷石研究会」（景観整備機構）の活動に協力し、連携を図る。
- ・広く市民参加の手法を積極的に取り入れて、保存活用の運営体制の充実を図っていく。

### 3. 事業者との連携

- ・来訪者の受け入れについては、市民ボランティア等だけではなく、事業者・所有者等との協力・連携が不可欠であり、整備・活用のあり方とあわせて検討を行うものとする。
- ・大谷石の採石加工技術の伝承を図り、多くの人に披露する機会を提供することを通じて、産業技術の保全と継承を図る。例えば、現在稼働中の採石場を見学できる観光ツアーの企画を、大谷観光の一つとして PR することや、大谷石細工体験など観光客が気軽に大谷石に触れることが出来る機会を、積極的に実施するなど、観光振興との連携を図るようにする。
- ・大谷石の特徴を生かした新製品の開発や、新しいおみやげ物の開発を誘導・支援するなど、現代の生活文化にあわせた新しい大谷石の利用と促進を図る。

### 4. (仮称) 文化的景観保存活用委員会の設置・運営

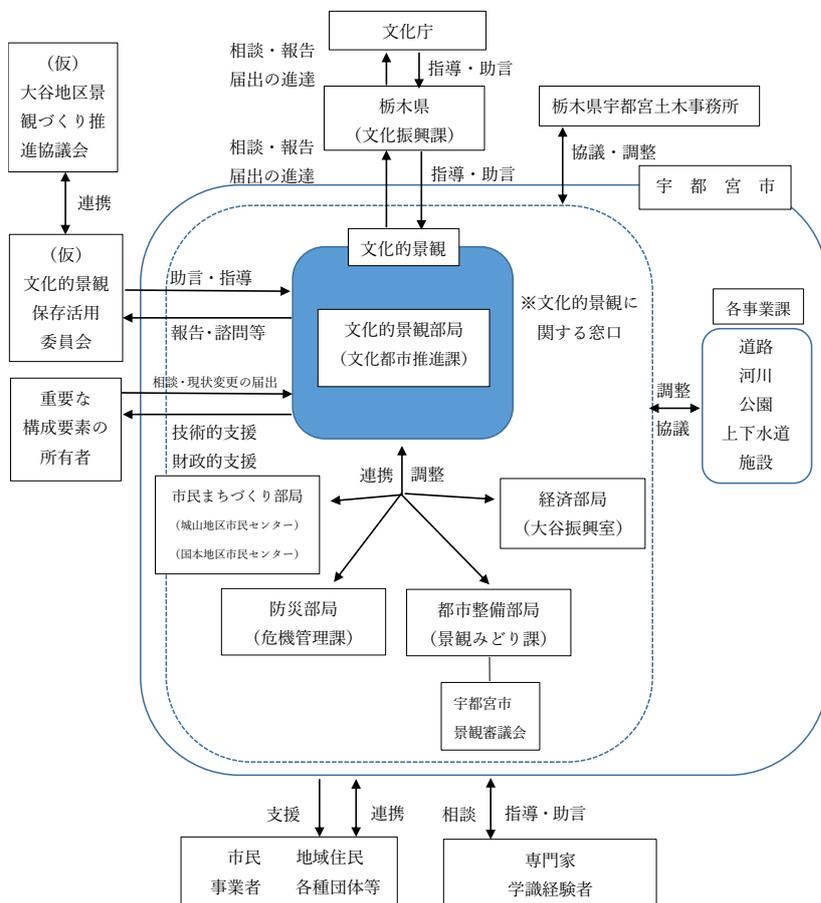
文化的景観の保存活用に向け、重要な構成要素にかかる現状変更等や範囲内において影響の大きな行為に対し、土地の保全・継承の観点から客観的な判断が必要となる場合も多いことが考えられる。

本市では、保存調査、計画策定の各段階において、学識経験者等の助言を踏まえながら、住民代表や県の関係機関も含め、一体となった検討を行ってきた。

この経緯を踏まえ、計画策定後についても、文化的景観の保存活用に向けた持続的な体制として、学識経験者や住民代表、県の関係機関からなる「(仮称) 文化的景観保存活用委員会」を設置し、「大谷地

区景観づくり推進協議会」と連携し、行政に対する助言機関として運営を行うこととする。

本委員会は、価値の保全に向け必要な場合には学術調査・研究を行うとともに、本計画を運用するにあたり必要な助言、文化的景観の保存活用に審議や協議を行う機関とする。本市の景観審議会等、他法令に基づく審議会との連携は重要であることから、計画策定時に引き続き一部の委員をこれらの審議会の構成員と重複することも検討する。



▲文化的景観保存活用推進体制イメージ

## 5. 観光振興・産業振興に関する多様な事業との連携

- ・ 文化的景観をまちづくりに積極的に役立てる方策を検討し、多様な施策事業に関連づけながら活用事業を推進する。
- ・ 大谷石の採石加工技術の伝承を図り、多くの人に披露する機会を提供することを通じて、産業技術の保全と継承を図る。(採石場を見学できる観光ツアーや大谷石細工体験など)
- ・ 大谷石の特徴を生かした新製品の開発や、新しい土産物の開発を誘導・支援するなど、新しい大谷石の利用と促進を図る。
- ・ 整備活用においては、地域ブランドの確立・向上に一助する文化的景観に係る取組として、宇都宮市が主体となり、地域住民や観光客の文化的景観の理解を促進する取組を、自治会や宇都宮観光コンベンション協会等の組織と連携して実施する。一方、地域住民等が主体となった取組の実施に際しても必要であれば行政による支援の実施に努める。

## 6. 行政窓口と庁内での連携

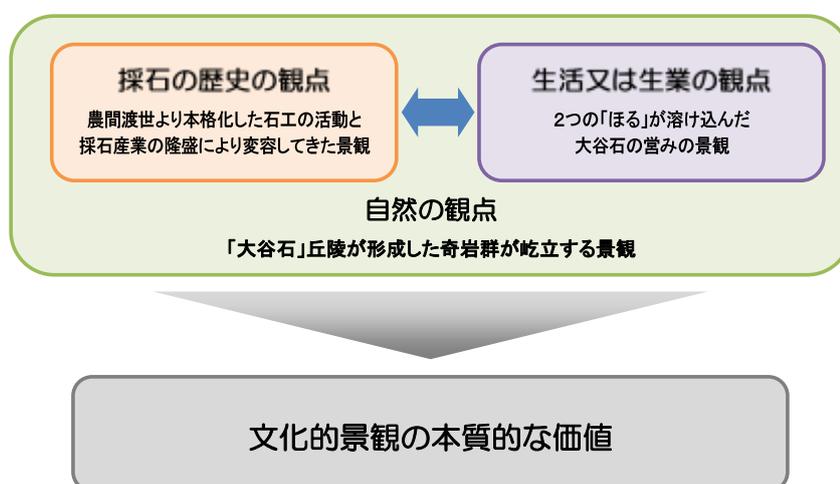
- ・景観形成重点地区等に指定されたことで、大谷ならではの景観づくりが図られていることから、景観みどり課と連携しながら、大谷石を景観資源として保全・活用し、観光拠点としての魅力を高めるとともに、地域住民がより大谷への愛着・誇りを育めるようにする。
- ・「大谷地域振興方針」のもと地域振興や観光施設の立地誘導を担う魅力創造部や都市整備部をはじめとする庁内の関係各課と情報共有等の連携を図る。

## 第8章 文化的景観の重要な構成要素

### 1. 重要な構成要素の考え方

文化的景観における重要な構成要素とは、文化的景観の保存に関する必要な調査において特定する構成要素のうち、形態・意匠等が独特又は典型的であるとともに、技術・素材等の観点から顕著な固有性をもつものであって、文化的景観の本質的な価値を示し、保護の対象として不可欠な構成要素のこととされる。

この考え方と第3章で述べた本文化的景観の特性、景観構成要素及び価値に基づき、本文化的景観の価値を示す構成要素のうち、本文化的景観の3つの特徴を顕著に示し、景観単位を特徴づけている要素を重要な構成要素に特定する。なお、重要な構成要素は、本質的な価値を示す上で重要となる以下の種別で整理する。



#### 本文化的景観の3つの特徴（第3章の抜粋）と特定の考え方

本文化的景観の特徴	特定の考え方
①自然の観点	・地上に露出した緑色凝灰岩が屹立する奇岩群と姿川が形成している自然的な要素
②採石の歴史の観点	・自然露出した凝灰岩の石壁に、露天掘り採石による直線的な切断面が残り、大谷石産業の営為の跡を示す人工的な要素 ・採石・加工・輸送が一つのシステムとして機能したことを示す採石場（加工場）、軌道（跡）の一定の広がり伝える要素
③生活又は生業の観点	・地域の信仰の対象として彫られた磨崖仏やつくられた神社などの寺社仏閣などを構成する要素 ・大谷石の耐火性や加工の容易さを外観から顕著に示す大谷石建築物の要素

## 1-1 大谷石の奇岩

大谷の自然環境を示す大谷層と呼称される緑色凝灰岩層の表出によって創り出された特徴的な景観は、文化的景観の本質的な価値を示す典型である。この景観を形成する緑色凝灰岩のうち、その独特な形状から個別に名付けられた奇岩や場所が存在する。自然環境による風化によって形成されたこれらの現在の姿の代表的なものを重要な構成要素とする。

## 1-2 採石場

文化的景観は、採石産業の隆盛によってその姿を変化させてきた。その変化する文化的景観の中心であったのが、大谷石を切り出した採石場であり、この地域において採石場は顕著な固有性をもつ場所として、文化的景観の本質的な価値を示す。これらの多くが現在は採石場としての役割を休止させており、一部は資料館などの新たな役割を担う場所ともなっていることから、本来の自然と人工の共生した景観を生み出す契機となった場所を重要な構成要素とする。

## 1-3 軌道跡

近代の大谷では、採石産業の隆盛により、大谷石を運搬する人車軌道が敷設された。これにより形成された、大谷石の採石・加工、輸送などを包括する産業システムの広がり、文化的景観の基盤となっている。産業システムの広がりを顕著に反映するのが当時の大谷石の輸送の要であった人車軌道の広がりであり、現在でもそれら軌道跡は道路として整備され、その線形を留めて利用され続けている。現在にも受け継がれる軌道跡は、文化的景観の顕著な固有性を示すことから、これらを重要な構成要素とする。

## 1-4 河川

大谷の西側を流れる姿川は、大谷石の奇岩の間をぬって流れており、文化的景観の特徴的な景観を形成する一要素となっている。また、古墳時代中期以降、姿川流域沿いに大谷産の凝灰岩を古墳の横穴式石室の構築材とした可能性の高い古墳が分布しており、重く搬送が困難な大谷石を、姿川の水運を利用して運んだことが想像できることから、自然と採石の両方から文化的景観の顕著な固有性を示すものであるため、重要な構成要素とする。

## 1-5 磨崖仏

表出する大谷層に彫り込まれた磨崖仏は、採石産業が隆盛する以前より、この地に人々を集める名所として知られており、様々な伝説も語り継がれている。最初の磨崖仏は、下野薬師寺の僧侶が山林修行する拠点の洞窟に造像したと推測されるが、その後民衆の篤い信仰を得て古代末まで順次造像された。中世になると、大谷寺は東国三十三札所になるなど順調に寺勢を伸ばし、現在に至っている。多くの古代寺院が律令体制の崩壊に伴い廃寺になるが、現在まで連綿とした信仰が継続した大谷寺は、東

国では稀有の存在である。それは磨崖仏に対する熱い民衆の信仰が存在したからと考えられる。

自然と人々の技術の融合として、形態・意匠等が独特であり、また仏教文化の波及とも関連する磨崖仏は、文化的景観の象徴となるため、重要な構成要素とする。

## 1-6 神社仏閣

採石産業が隆盛した地域にあって大谷石が用いられた神社仏閣や山ノ神を祀った祠などの成立は、そこに住む人々の信仰の場となっただけでなく、文化的景観を生み出す要因の一つともなっている。大谷の自然環境と相まって独特な景観を形成する大谷石造りの神社仏閣は、文化的景観の固有性を示すものであるため、重要な構成要素とする。

## 1-7 大谷石建築物

フランク・ロイド・ライトが設計した旧帝国ホテルによって名声を得た大谷石材は、大谷での建築物の建築材としても使用されるなど、日本の建築史を語る上で重要な石材である。宇都宮市内、特に地元大谷においては、人々の生活にとって身近な石材として建築物をはじめ至る所に用いられるとともに、石材を扱う事業者が販売促進の目的も兼ねた建材としての可能性を表現した多様な大谷石建築物がみられる。このような大谷石建築物は、文化的景観の顕著な固有性を示すことから、重要な構成要素とする。

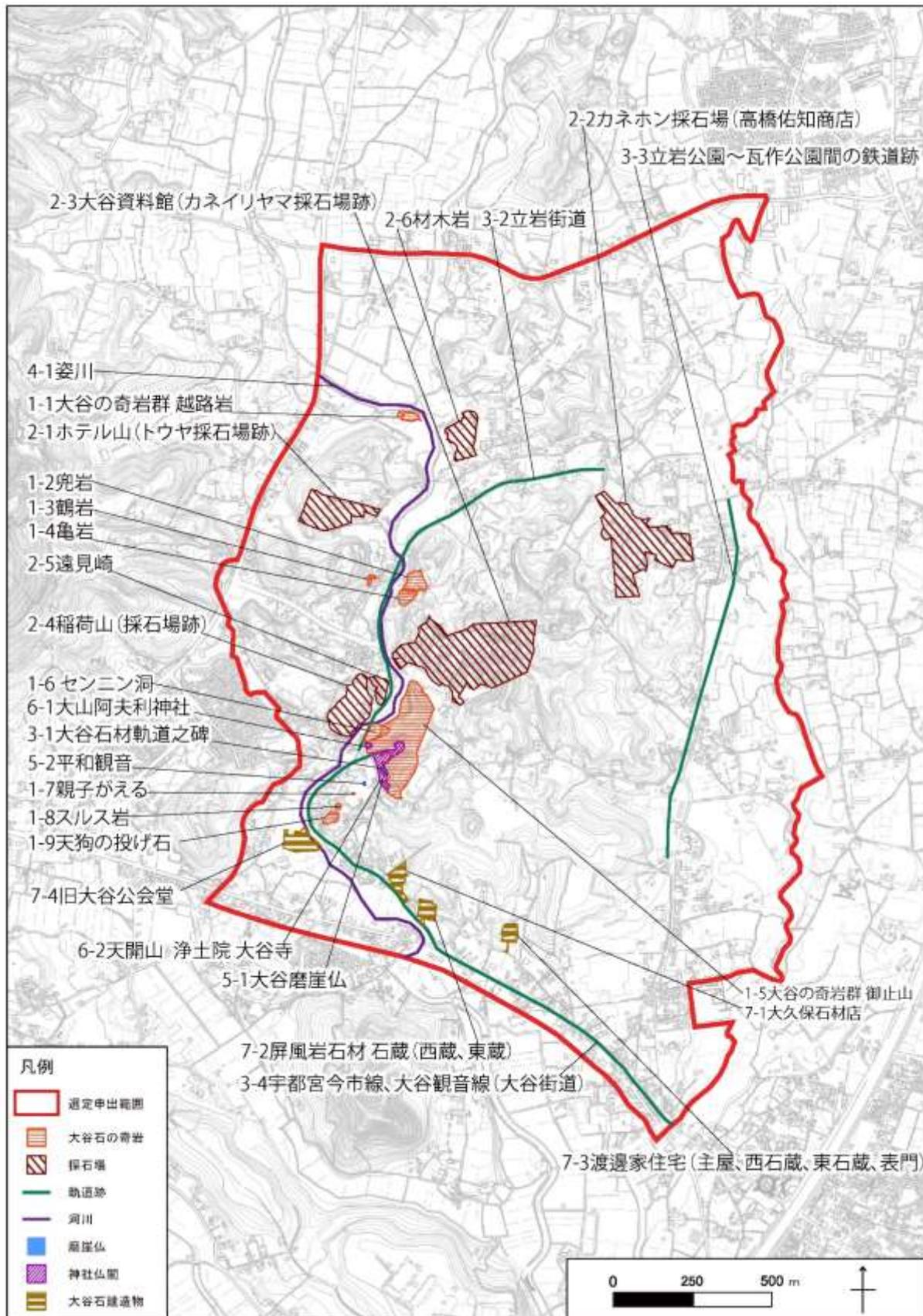
## 2. 重要な構成要素一覧

本質的な価値に基づき、7つに整理した重要な構成要素の種別ごとに、文化的景観の本質的な価値を顕著に示す景観構成要素のうち、所有者等の同意が得られたものを重要な構成要素とした。

他方、重要な構成要素以外の景観構成要素についても、地域資源として文化的景観の形成に果たしている役割は大きい。そのため、今後の調査や将来的な本計画の改訂により、重要な構成要素を追加特定していくことも検討する。

### ▼重要な構成要素一覧

番号	名称	種別
1-1	大谷の奇岩群 越路岩	大谷石の奇岩
1-2	兜岩	
1-3	鶴岩	
1-4	亀岩	
1-5	大谷の奇岩群 御止山	
1-6	センニン洞	
1-7	親子がえる	
1-8	スルス岩	
1-9	天狗の投げ石	
2-1	ホテル山(トウヤ採石場跡)	採石場
2-2	カネホン採石場(高橋佑知商店)	
2-3	大谷資料館(カネイリヤマ採石場跡)	
2-4	稲荷山(採石場跡)	
2-5	遠見崎	
2-6	材木岩	
3-1	大谷石材軌道之碑	軌道跡
3-2	立岩街道	
3-3	立岩公園～瓦作公園間の鉄道跡	
3-4	宇都宮今市線, 大谷観音線(大谷街道)	
4-1	姿川	河川
5-1	大谷磨崖仏	磨崖仏
5-2	平和観音	
6-1	大山阿夫利神社	神社仏閣
6-2	天開山 浄土院 大谷寺	
7-1	大久保石材店	大谷石建築物
7-2	屏風岩石材 石蔵(西蔵, 東蔵)	
7-3	渡邊家住宅(主屋, 西石蔵, 東石蔵, 表門)	
7-4	旧大谷公会堂	

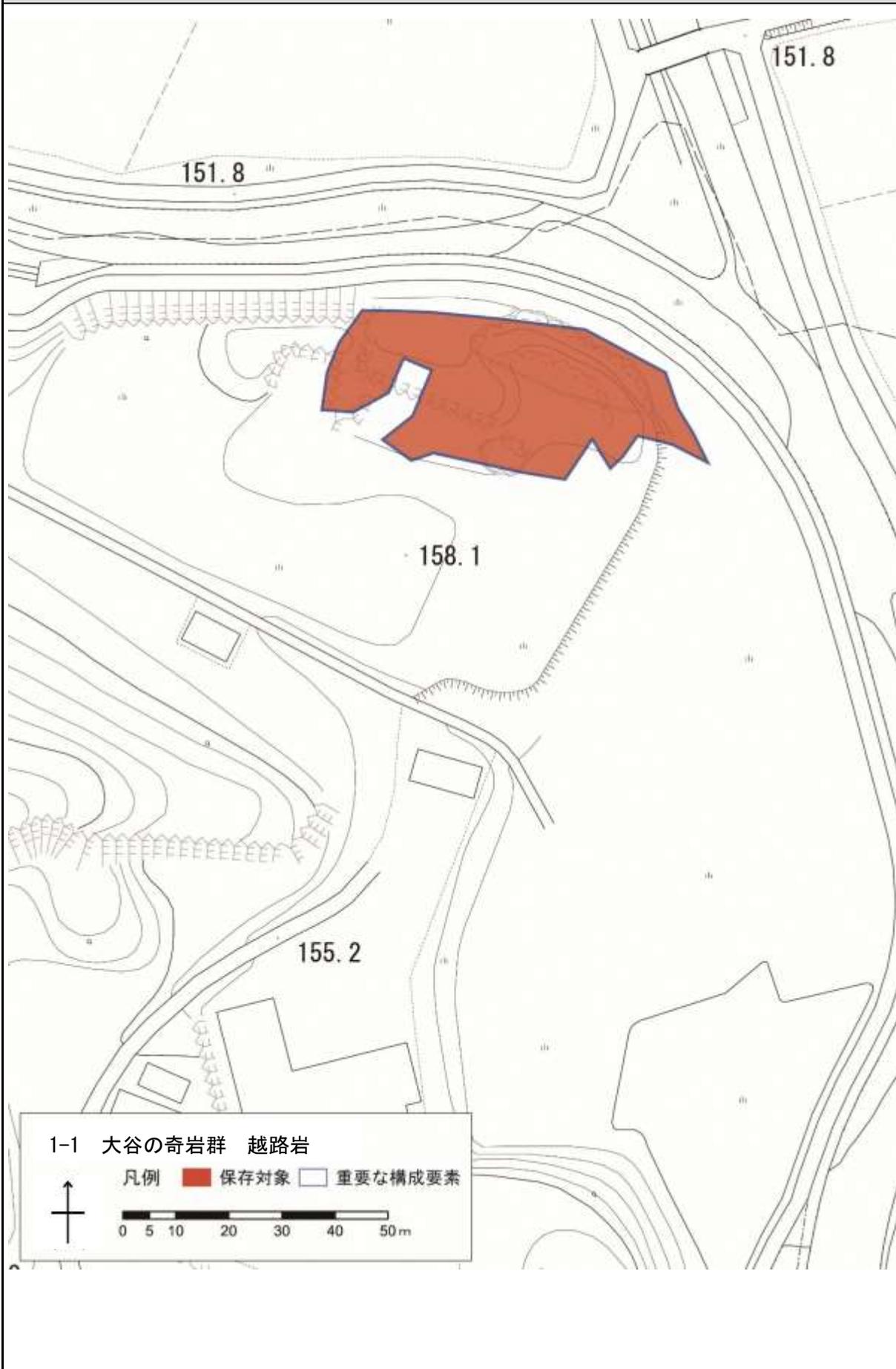


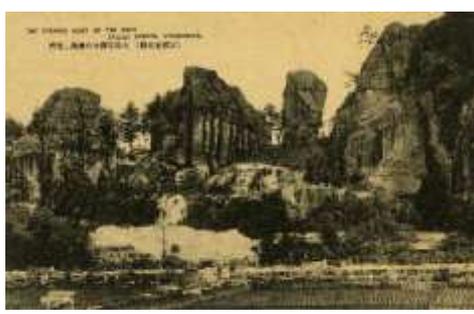
▲重要な構成要素 位置図

### 3. 重要な構成要素（個票）

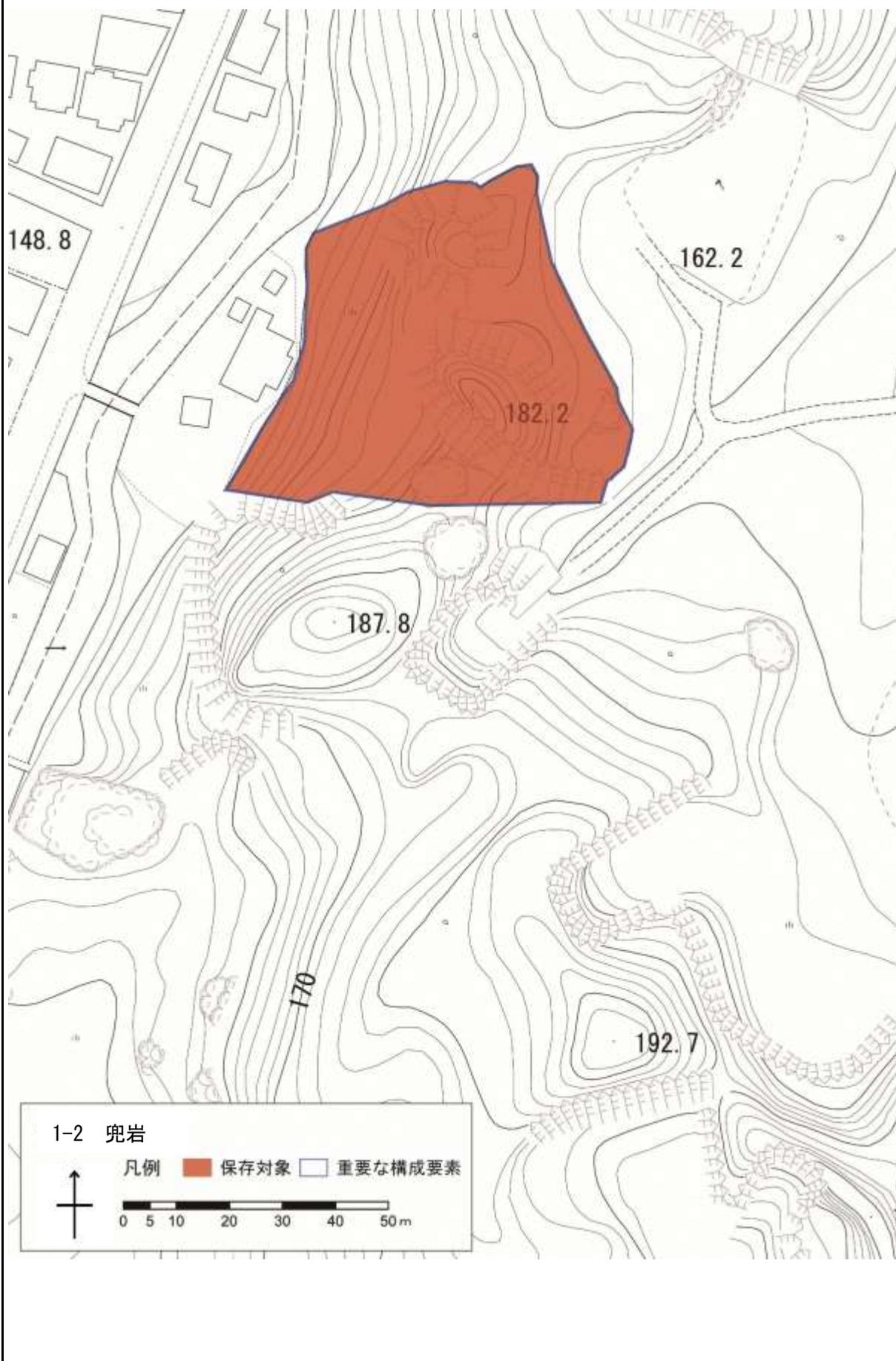
番号	1-1	名称	大谷の奇岩群 越路岩
所有者・管理者	個人	住所	栃木県宇都宮市田下町 61 番 1, 62 番 1
種別	大谷石の奇岩	保存対象	・岩山の外観
周辺の環境	農地	現状変更対象行為例	・岩山の外観の変更 ・地形の改変 ※現状変更等にあたっては国指定名勝の保存活用方針に則ることとする。
各指定	国指定名勝（大谷の奇岩群 御止山 越路岩）（平成 18 年指定）、日本遺産構成文化財		
概要	<p>岩体に松樹が点綴するその姿から「陸の松島」とも呼ばれ、独特の自然の景勝地として多くの人々に親しまれてきた。越路岩は、姿川に沿った奇岩群の北端に位置し、姿川が東向きから南向きに流れを大きく変える地点の右岸にそびえる独立奇岩で、特に北東や北からの眺望が優れている。大谷寺背後の御止山とともに、「陸の松島」を代表する奇岩として有名な奇岩で、自然の景勝地として重要な意義を持ち、その観賞上の価値も高い。</p>		
本質的価値との関係	<p>【観点①自然】 地域固有の自然環境である大谷石の岩盤が隆起する場所で、「陸の松島」とも呼ばれる奇岩の象徴となる要素である。</p>		
写真			
			
<p>全景（北側より）</p>		<p>岩肌</p>	
			
<p>表示板</p>		<p>岩手前道路より北側への眺望</p>	
			
<p>北側（ダルマ岩中腹）より岩への眺望</p>			

位置図



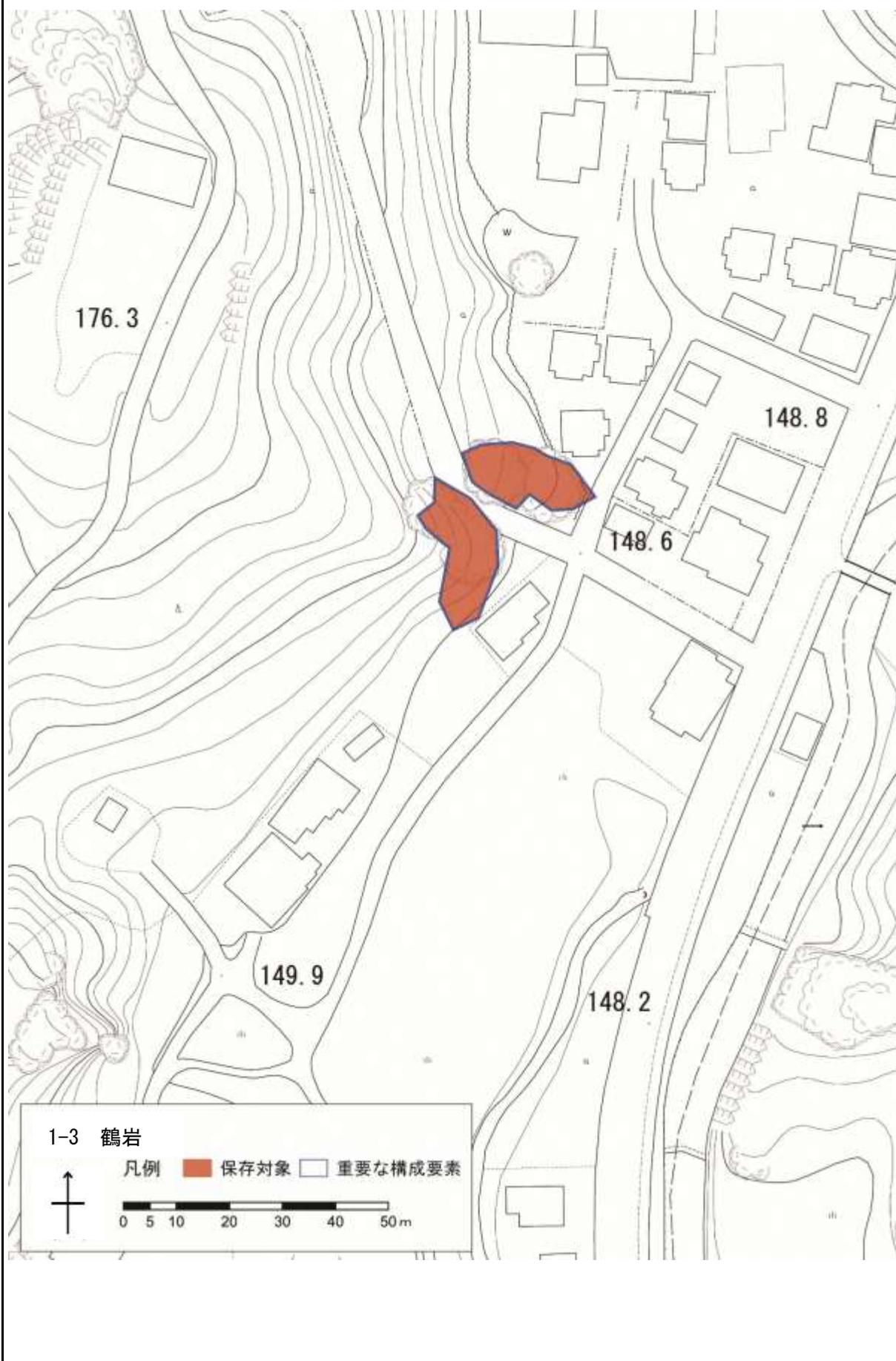
番号	1-2	名称	兜岩
所有者・管理者	法人	住所	栃木県宇都宮市大谷町 909 番 1
種別	大谷石の奇岩	保存対象	・ 岩山の外観
周辺の環境	農地	現状変更対象行為例	・ 岩山の外観の変更 ・ 地形の改変
各指定	—		
概要	大谷の人々は、大谷地区に点在する奇怪な形をした岩に名前を付けて呼んでいた。大谷には「鶴岩」、「亀岩」、「兜岩」、「ダルマ岩」等の奇岩群が点在しており、これらの奇岩は古くから観光名所として紀行文や絵葉書などに登場している。兜岩は西側から見た時に、兜のように見える岩で、中近世の兜でなく、古代の衝角付兜を思わせる形状をしている。		
本質的価値との関係	【観点①自然】 地域固有の自然環境である大谷石の岩盤が隆起する場所で、「陸の松島」とも呼ばれる奇岩の象徴となる要素である。		
写真			
			
全景（岩上部，西側隣接道路より）		岩上部拡大	
			
西側隣接道路より		絵葉書「大谷奇勝中の偉観・兜岩」（時期不明）	

位置図



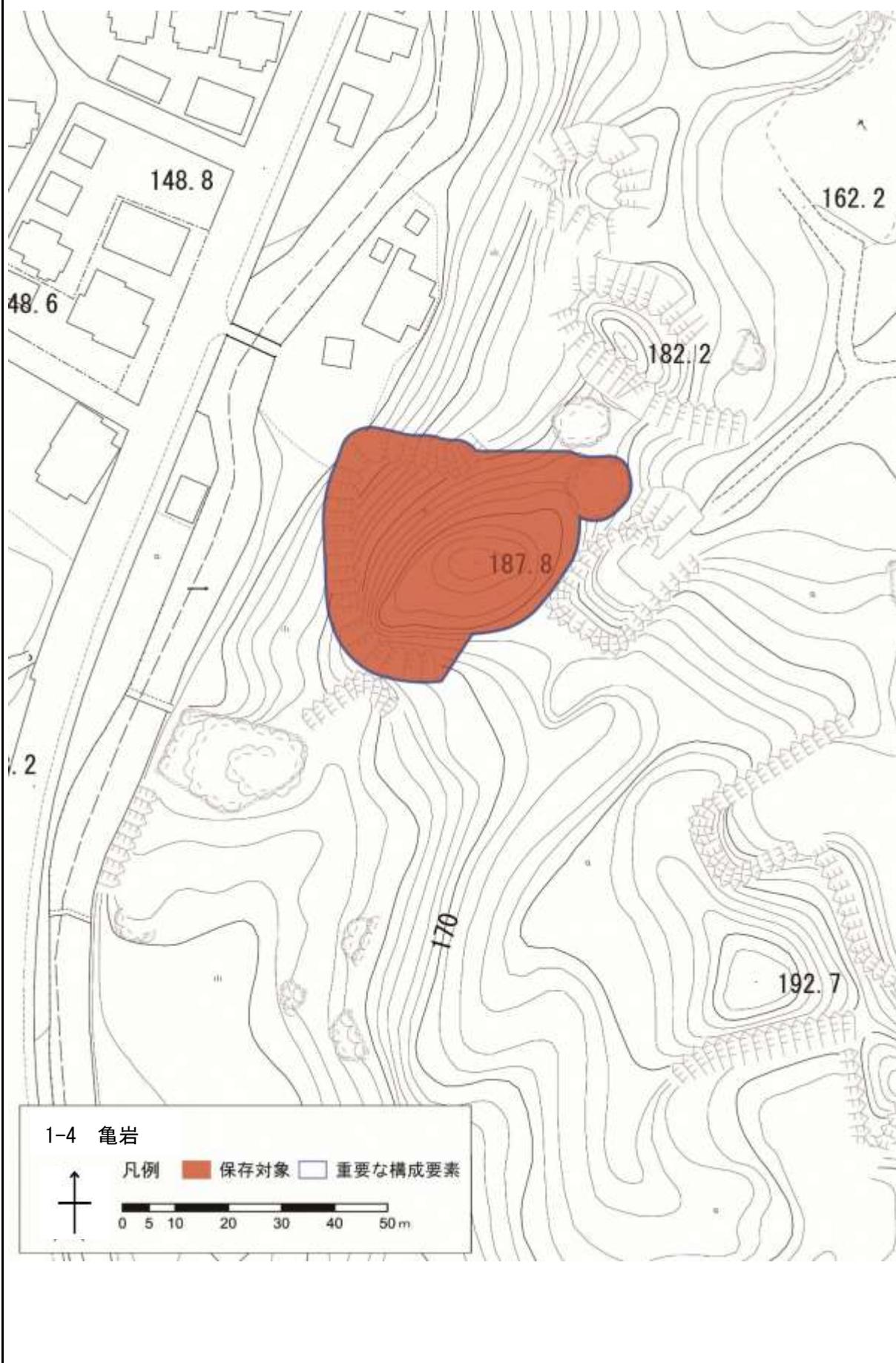
番号	1-3	名称	鶴岩
所有者・管理者	法人	住所	栃木県宇都宮市田下町 860 番 1, 861 番 1
種別	大谷石の奇岩	保存対象	・岩山の外観
周辺の環境	住宅地	現状変更対象行為例	・岩山の外観の変更 ・地形の改変
各指定	—		
概要	<p>大谷の人々は、大谷地区に点在する奇怪な形をした岩に名前を付けて呼んでいた。大谷には「鶴岩」、「亀岩」、「兜岩」、「ダルマ岩」等の奇岩群が点在しており、これらの奇岩は古くから観光名所として紀行文や絵葉書などに登場している。鶴岩は東側からみた時に、鶴が首を上へ伸ばして鳴く姿を模していると思われる名前だが、現在は上部が欠損しており、古い写真と比較すると、以前ほど尖っていない。</p>		
本質的価値との関係	<p>【観点①自然】 地域固有の自然環境である大谷石の岩盤が隆起する場所で、「陸の松島」とも呼ばれる奇岩の象徴となる要素である。</p>		
写真			
			
岩上部		絵葉書「大谷の奇岩、鶴岩の偉観」 (大正～昭和初期)	
			
鶴岩・亀岩（南側より）			

位置図



番号	1-4	名称	亀岩
所有者・管理者	法人	住所	栃木県宇都宮市大谷町 909 番 1
種別	大谷石の奇岩	保存対象	・岩山の外観
周辺の環境	住宅地	現状変更対象行為例	・岩山の外観の変更 ・地形の改変
各指定	—		
概要	<p>自然の奇岩である。南側から見た時に、右側(東側)が亀の頭、左側(西側)が胴体に見えることから「亀岩」と呼ばれる。別の記録では、弘法の積み石とも呼ばれている。また北西から見た別名で弁慶の太刀割り岩とも呼ばれている。</p>		
本質的価値との関係	<p>【観点①自然】 地域固有の自然環境である大谷石の岩盤が隆起する場所で、「陸の松島」とも呼ばれる奇岩の象徴となる要素である。</p>		
写真			
			
<p>全景（岩上部，南側より）</p>		<p>全景（岩上部，西側隣接道路より）</p>	
			
<p>南側より</p>			

位置図



番号	1-5	名称	大谷の奇岩群 御止山
所有者・管理者	法人	住所	栃木県宇都宮市大谷町 1201 番 1, 1209 番, 1210 番
種別	大谷石の奇岩	保存対象	・岩山の外観
周辺の環境	採石地, 寺社地, その他 (山林)	現状変更対象行為例	・岩山の外観の変更 ・地形の改変 ※現状変更等にあたっては国指定名勝の保存活用方針に則ることとする。
各指定	国指定名勝 (大谷の奇岩群 御止山 越路岩) (平成 18 年指定), 日本遺産構成文化財		
概要	<p>岩体に松樹が点綴するその姿から「陸の松島」とも呼ばれ、独特の自然の景勝地として多くの人々に親しまれてきた。大谷寺背後の御止山の区域と、「陸の松島」を代表する奇岩として有名な越路岩の区域を含む大谷の奇岩群は、自然の景勝地として重要な意義を持ち、その観賞上の価値も高い。山頂に登るには大谷寺敷地内からの登山口を使用し、山頂は大谷石の岩盤が露出しており、その上に大正天皇の石碑が設置されている。</p>		
本質的価値との関係	<p>【観点①自然】【観点②採石の歴史】 地域固有の自然環境である大谷石の岩盤が隆起する場所であり、山頂周辺にはマツが多く植生することから、「陸の松島」とも呼ばれる奇岩の象徴となる要素である。</p>		
写真			
			
全景		全景	
			
御止山登山口 (大谷寺敷地内)		山頂付近と設置されている大正天皇の碑	
			
山頂より北方向への眺望		山頂より東方向への眺望	

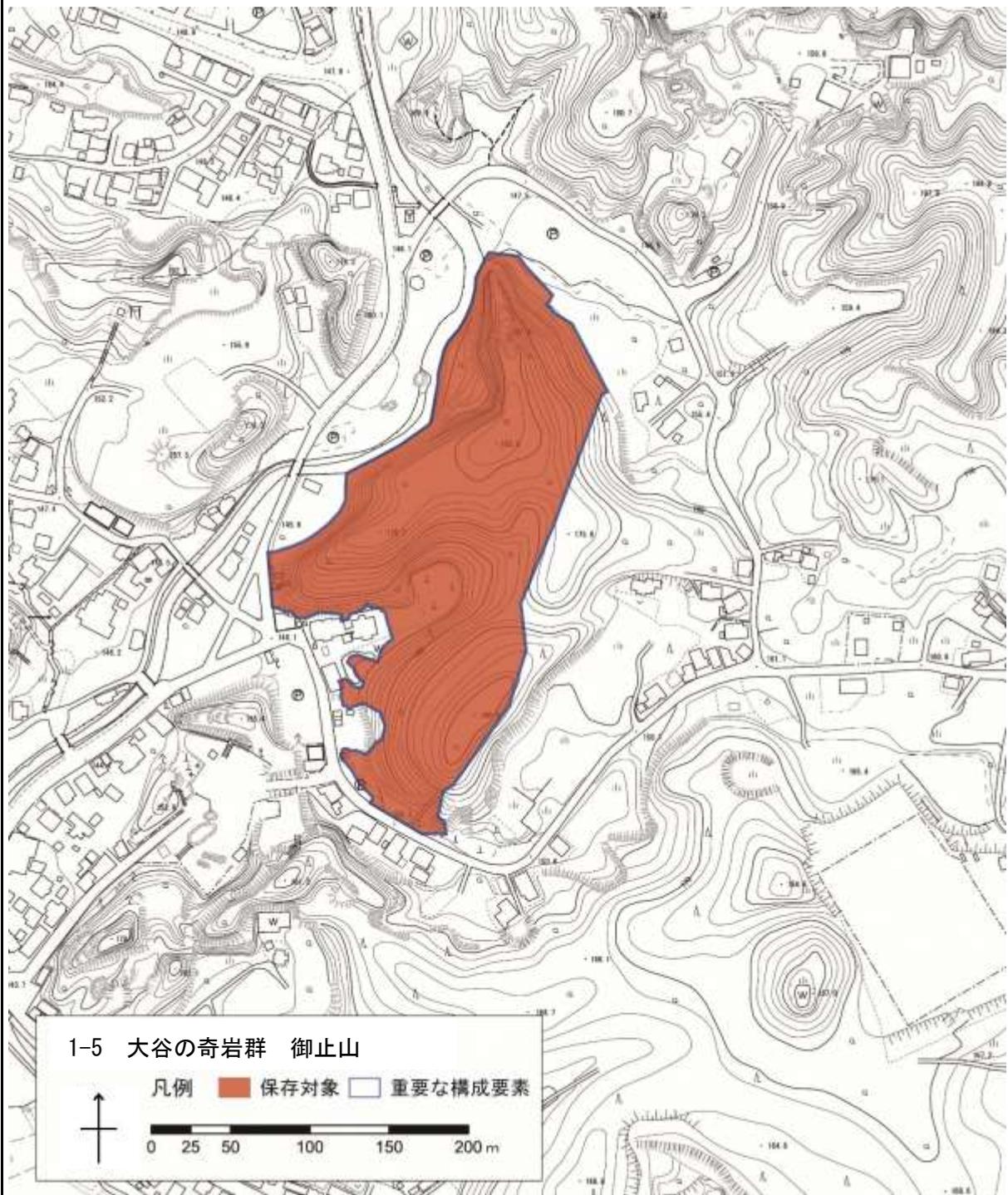


斜面には幾つかの陥没箇所が確認できる



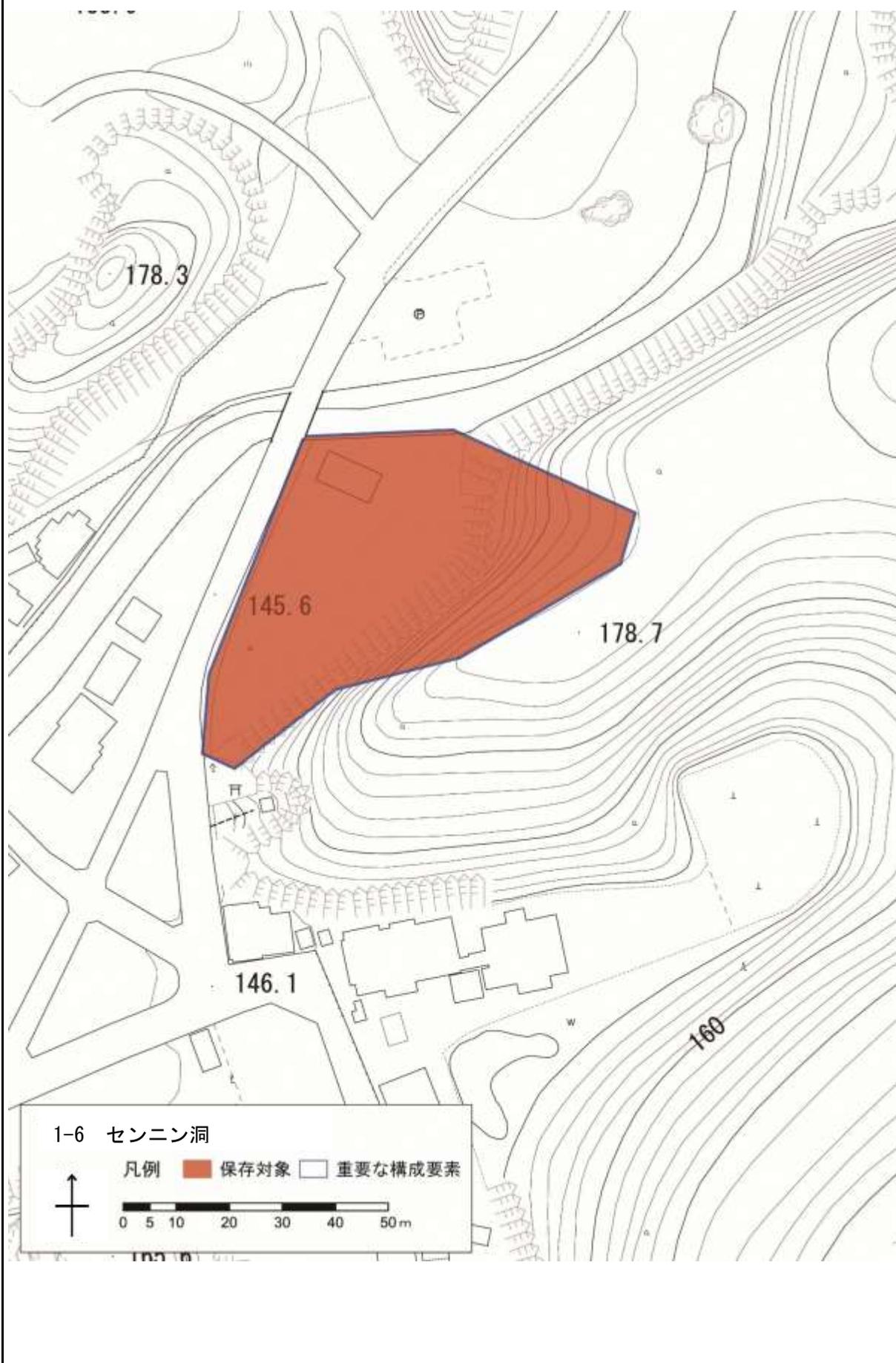
大谷街道（県道 188 号）を挟んで反対側には稲荷山（露天採石場）が位置

位置図



番号	1-6	名称	センニン洞
所有者・管理者	個人・法人	住所	栃木県宇都宮市大谷町 1210 番, 1221 番, 1222 番 1
種別	大谷石の奇岩	保存対象	・岩山の外観
周辺の環境	採石地, 住宅地	現状変更対象行為例	・岩山の外観の変更 ・地形の改変
各指定	—		
概要	千人入れる洞窟であるという話, 又は仙人が住んでいたという話から「センニン洞」の名がつけられたと伝えられる。奥の穴は軍需工場の入口跡である。またオーバーハングした岩肌には, 塩類風化によって形成されたタフォニと呼ばれる無数の穴がみられる。		
本質的価値との関係	【観点①自然】【観点②採石の歴史】 大谷石の奇岩の特徴の一つであるオーバーハングが見られるとともに軍事工場への入り口跡を有する。大谷石の自然景観と人工景観が共生する景観の理解ができる要素である。		
写真			
			
全景 (北西側より)		全景 (西側より)	
			
近景 (西側より)		岩肌拡大	
			
奥部拡大 (西側より)		奥部拡大 (西側より)	

位置図



番号	1-7	名称	親子がえる
所有者・管理者	個人	住所	栃木県宇都宮市大谷町 1174 番 1, 1174 番 2, 1174 番 3
種別	大谷石の奇岩	保存対象	・岩山の位置・外観
周辺の環境	採石地, その他(公園)	現状変更対象行為例	・岩山の位置・外観の変更 ・地形の改変
各指定	—		
概要	昔, このあたりに蜂の大群が住み着き, 住民を苦しめていた。その話を耳にした遊行僧が住民を助けようこの地で苦行を重ねて観音様を作り上げた。そのとき蜂の大群が襲ってきたが, どこからともなく「親子がえる」が現れて蜂の大群と戦い, 住民を守ったといわれている。それ以来, 住民は蛙に感謝し, 今も地守神様として子孫に言い伝えている。		
本質的価値との関係	【観点①自然】【観点③生活又は生業】 採石地跡に残るこの奇岩は, 産業と人々の信仰を理解する上で, 貴重な要素である。		

#### 写真



全景 (西側より)



岩拡大



解説板 (親子がえるに見える位置を説明)



全景 (北側より)

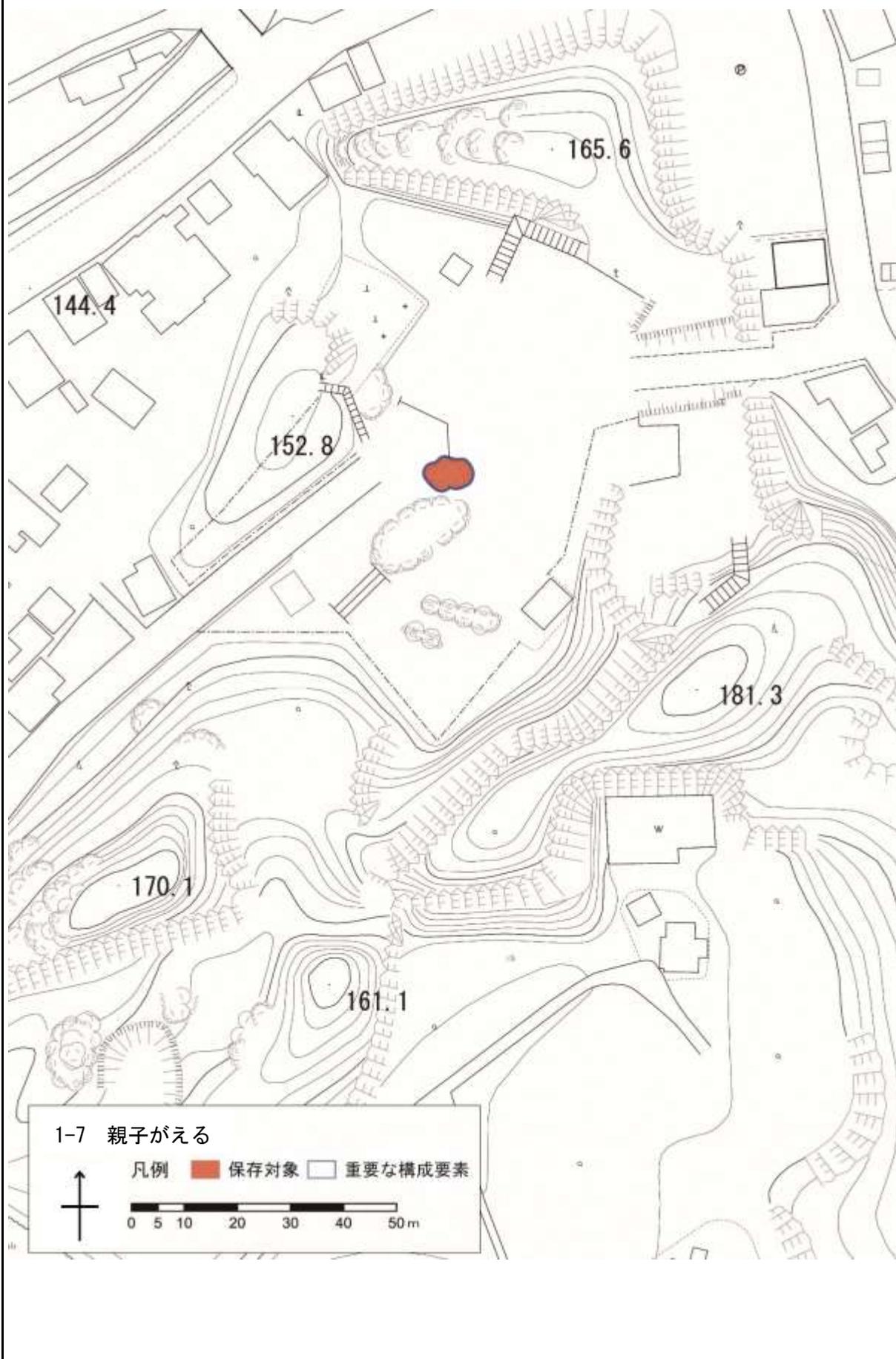


岩周辺 (西側より)



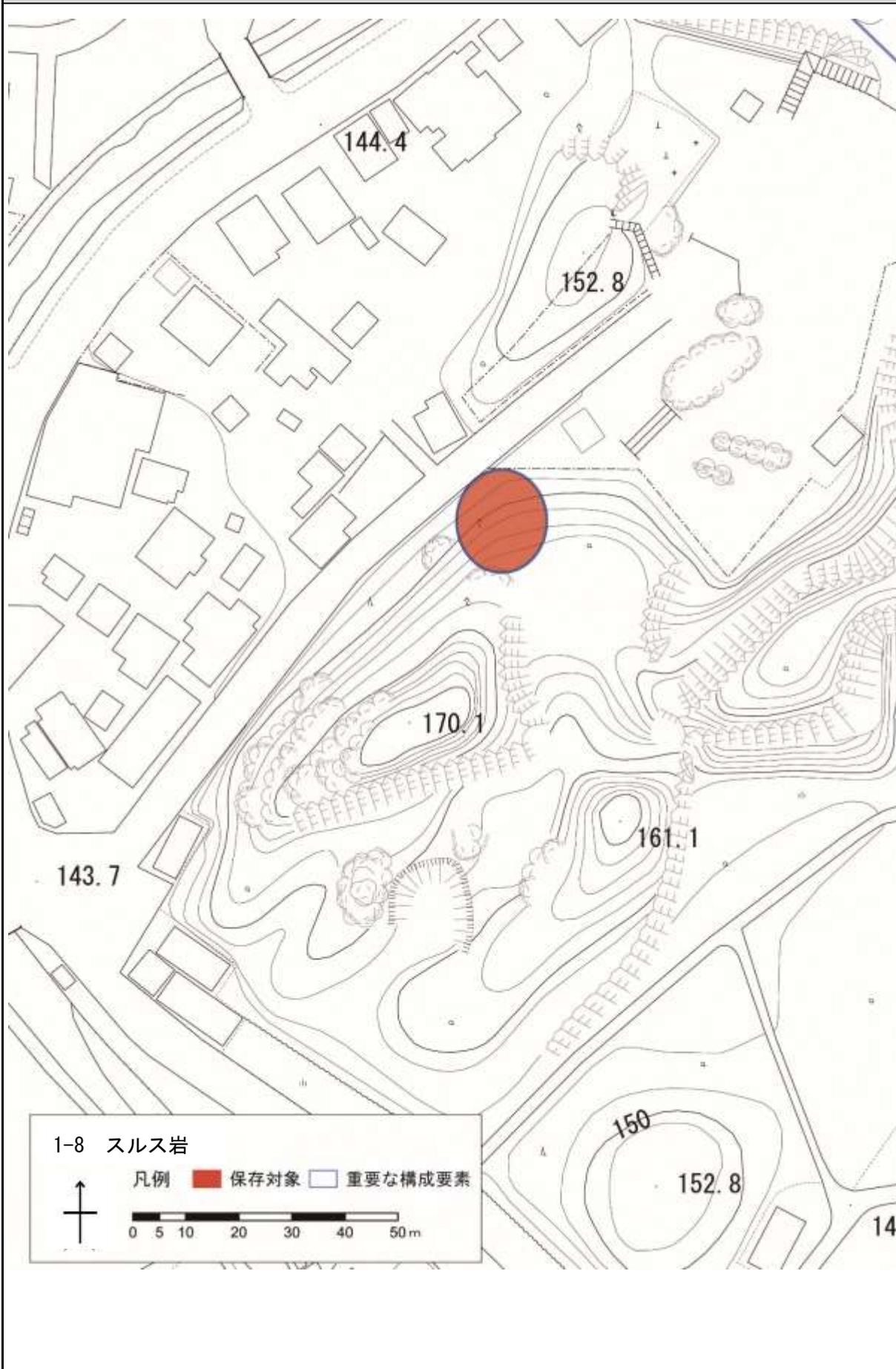
岩周辺 (北西側より)

位置図



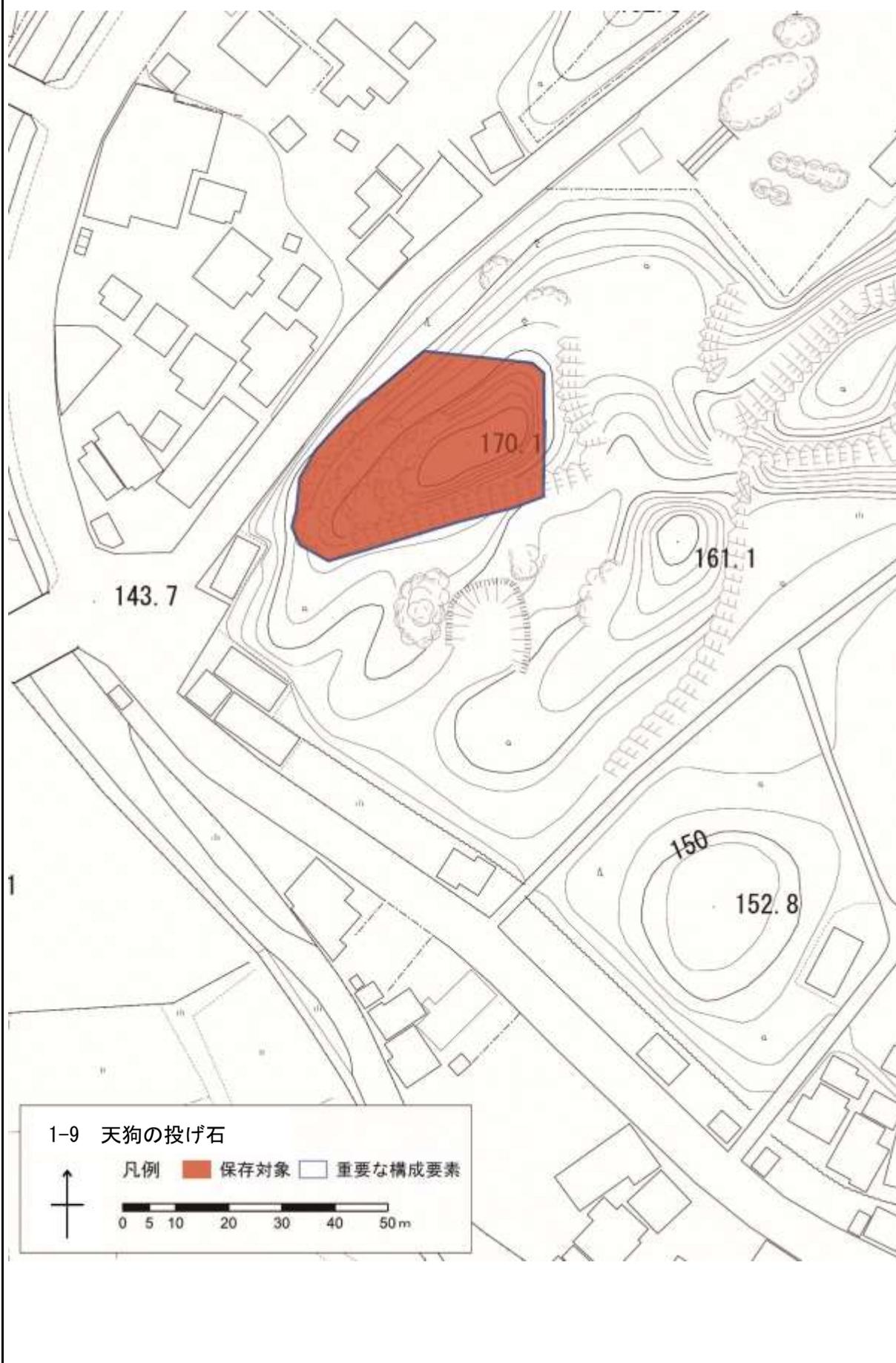
番号	1-8	名称	スルス岩
所有者・管理者	個人	住所	栃木県宇都宮市大谷町 1174 番 1, 1174 番 2, 1174 番 3
種別	大谷石の奇岩	保存対象	・岩山の位置・外観
周辺の環境	採石地, その他(公園)	現状変更対象行為例	・岩山の位置・外観の変更 ・地形の改変
各指定	—		
概要	<p>大谷の人々は、大谷地区に点在する奇怪な形をした岩に名前を付けて呼んでいた。大谷公園の中にある「スルス岩」は、円筒形の形が稲の粃を摺る「木摺臼」(きずるす)の形によく似ていることからその名が付けられた。表面の劣化が進み、倒壊等の危険が指摘されたが、昔から絵葉書で紹介されるなど、有名な奇岩であることから、平成 16 年に宇都宮市によってコンクリート吹付による安全対策工事が行われた。</p>		
本質的価値との関係	<p>【観点①自然】 特徴的な大谷石の奇岩であり、古くから地域の人々にも親しまれている奇岩である。</p>		
写真	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>南側より</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>全景 (北側より)</p> </div> </div> <p>岩肌につたうアケビの蔦 岩下部(岩肌が白い部分)はコンクリートにより補強(岩肌は大谷石ではない)</p>		

位置図



番号	1-9	名称	天狗の投げ石
所有者・管理者	個人	住所	栃木県宇都宮市大谷町 1174 番 1, 1174 番 2, 1174 番 3
種別	大谷石の奇岩	保存対象	・岩山の位置・外観
周辺の環境	採石地, 農地, その他(公園)	現状変更対象行為例	・岩山の位置・外観の変更 ・地形の改変
各指定	日本遺産構成文化財		
概要	<p>大谷公園の入り口には「天狗の投げ石」と呼ばれる奇岩がある。大谷石の崖の上に絶妙なバランスを保った景観は、昔から多くの絵葉書に登場し、観光地大谷の象徴的な奇岩である。伝説では、ここから南南東へ約 900mに位置する戸室山に住んでいる天狗が投げた石がここに乗ったという。まるで本当に怪力を使って天狗が置いたように、絶妙なバランスで崖の上に乗る不思議な石である。観光客の往来が激しく、安全対策のため崖から落下しないようワイヤーで固定されている。</p>		
本質的価値との関係	<p>【観点①自然】【観点③生活又は生業】 特徴的な大谷石の奇岩であり、この奇岩に関する伝承が、地域の人々の間に語り継がれていることから貴重な奇岩である。</p>		
写真	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>全景</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>真下より (ほぼ不可視)</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>大谷公園入口より</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>市営駐車場入口より</p> </div> </div>		

位置図



番号	2-1	名称	ホテル山(トウヤ採石場跡)
所有者・管理者	個人	住所	栃木県宇都宮市田下町 846 番 1
種別	採石場	保存対象	・採石場跡(石切面) ・工作物(祠)の位置・外観
周辺の環境	採石地	現状変更対象行為例	・石切面の形状変更 ・構造物の新築 ・地形の改変 ・工作物(祠)の位置・外観の変更
各指定	日本遺産構成文化財		
概要	<p>フランク・ロイド・ライト設計の旧帝国ホテルやカトリック松が峰教会に用いられた石材を切り出した採石場として知られる。F. L. ライトが大谷石の採用を決めたとき、専用の石山として採石が開始された。大正7年9月から出荷を始め、平成に入っても採石されていたが、現在は採石を休止しており一般立入は禁止となっている。</p>		
本質的価値との関係	<p>【観点②採石の歴史】【観点③生活又は生業】 旧帝国ホテルなど著名な建造物に用いられた石材を切り出した場所として、大谷石の全国的な知名度向上に重要な役割を果たしたことから、大谷石産業の歴史を知るうえで貴重な採石場の一つである。</p>		
写真	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">  <p>全景</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>全景</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>全景</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>全景</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>細い路地を通過して採石場跡地に至る</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>立岩街道(市道635号)より採石場跡への眺望</p> </div> </div>		



山ノ神

位置図



番号	2-2	名称	カネホン採石場(高橋佑知商店)
所有者・管理者	個人・法人	住所	栃木県宇都宮市大谷町 350 番 1
種別	採石場	保存対象	・採石場としての機能 ・建造物(長屋門, 板蔵, 祠)
周辺の環境	採石地	現状変更対象行為例	・除去 ・移転
各指定	日本遺産構成文化財		
概要	<p>カネホン(高橋佑知商店)採石場は、現在稼働中の大谷石の露天掘り採石場である。安政末期の当主、高橋伊左衛門が農閑期を利用して石切りを開始したと伝えられ、その後代々採石業を営んでいる。</p> <p>大谷石の採取、加工、流通に関する一連の生産体制がまとまりよく採石場に隣接して石材加工所や石材屑の堆積場、山主の住居・事務所があり、農間渡世を起源とした大谷石の採掘の歴史を良く伝えている。</p> <p>露天掘の深さは約 40m。一部に垣根堀の痕も見受けられており、一部一般公開されている。採石場内に流れ込んでくる地下水を汲み上げて排水している。</p>		
本質的価値との関係	<p>【観点②採石の歴史】【観点③生活又は生業】</p> <p>現在も大谷石の採掘・加工を行っている採石場であり、採石を目的として成立した近代の産業システムが見られる要素であるとともに、生産者の生活の様子もうかがえる貴重な要素である。</p>		
写真			
			
露天採石場(座標取得地点取得地点1) 全景		入口(座標取得地点取得地点2)	
			
露天採石場稼働状況		石材加工場	
			
石材屑(コッパ) 堆積場			



長屋門（入口路面は大谷石敷き）



板蔵



山ノ神（小型鳥居と祠は大谷石製）



露天採石場下部に溜まる地下水

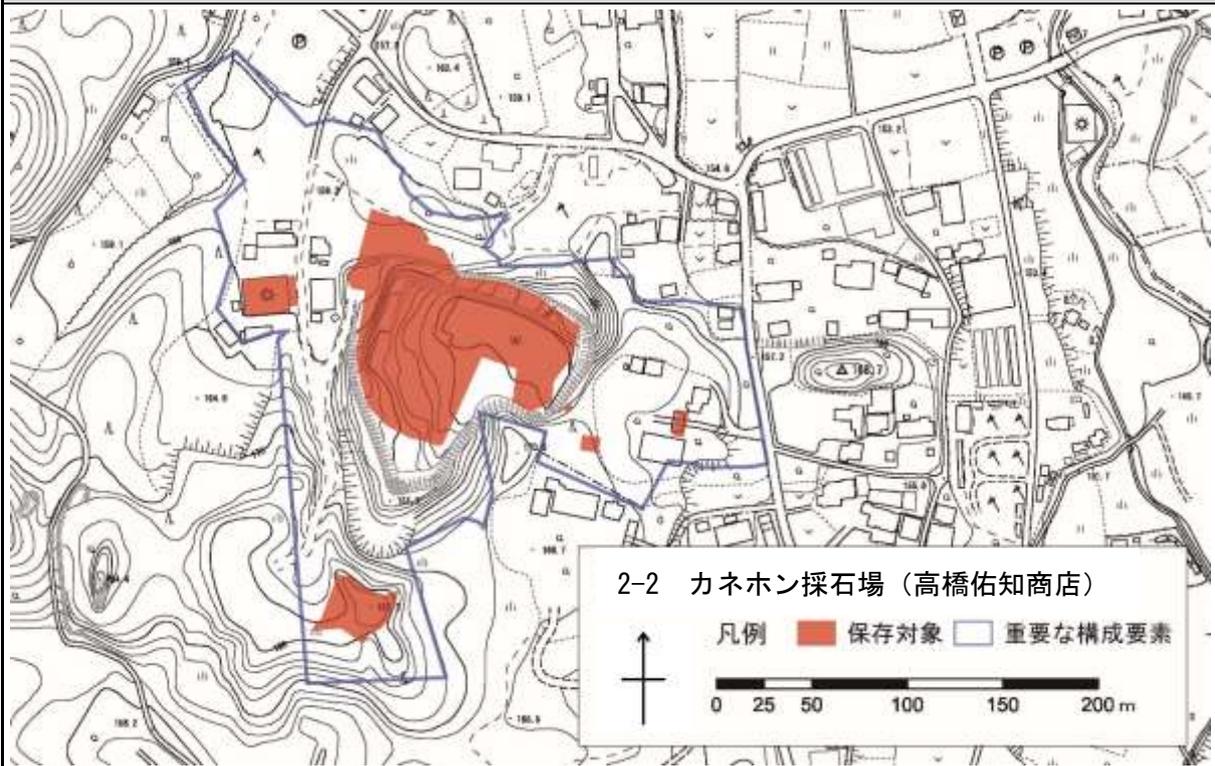


敷地内に保管される石材や大谷石製構造物



周辺はまばらに宅地化されている

位置図



番号	2-3	名称	大谷資料館（カネイリヤマ採石場跡）
所有者・管理者	法人	住所	栃木県宇都宮市大谷町 909 番 3, 909 番 4, 909 番 6 909 番 7
種別	採石場	保存対象	・採石場跡（石切面）
周辺の環境	採石地	現状変更対象行為例	・石切面の形状変更 ・構造物の新築 ・地形の改変
各指定	日本遺産構成文化財		
概要	1919 年（大正 8 年）から 1986 年（昭和 61 年）までの約 70 年をかけ、大谷石を掘り出して出来た巨大な地下空間。広さは 2 万㎡（140m×150m）にもおよび、坑内の年平均気温は 8℃前後。戦争中は地下の秘密工場、戦後は政府米の貯蔵庫、現在はコンサートや美術展などとして利用されている。周辺の岩壁に大きく石切り痕が残り、独特な景観を創出している。普通車は敷地外、大型バスは敷地内に駐車場が整備されており、敷地内の建造物及び構造物には大谷石が多用されている。		
本質的価値との関係	【観点②採石の歴史】【観点③生活又は生業】 地下の採石跡地を資料館として公開・展示しており、採石の結果できた独特な景観や石切りの道具類などを見学することができ、大谷石産業の歴史の変遷を知ることができる貴重な場所である。		
写真	 <p>全景（採石場跡地：現大型バス駐車場）</p>  <p>大谷資料館入口（地下坑内入口）</p>  <p>入口から資料館入口への道路</p>  <p>全景（採石場跡地：現大型バス駐車場）</p>  <p>資料館敷地内への入口</p>  <p>資料館に隣接する商業施設</p>		



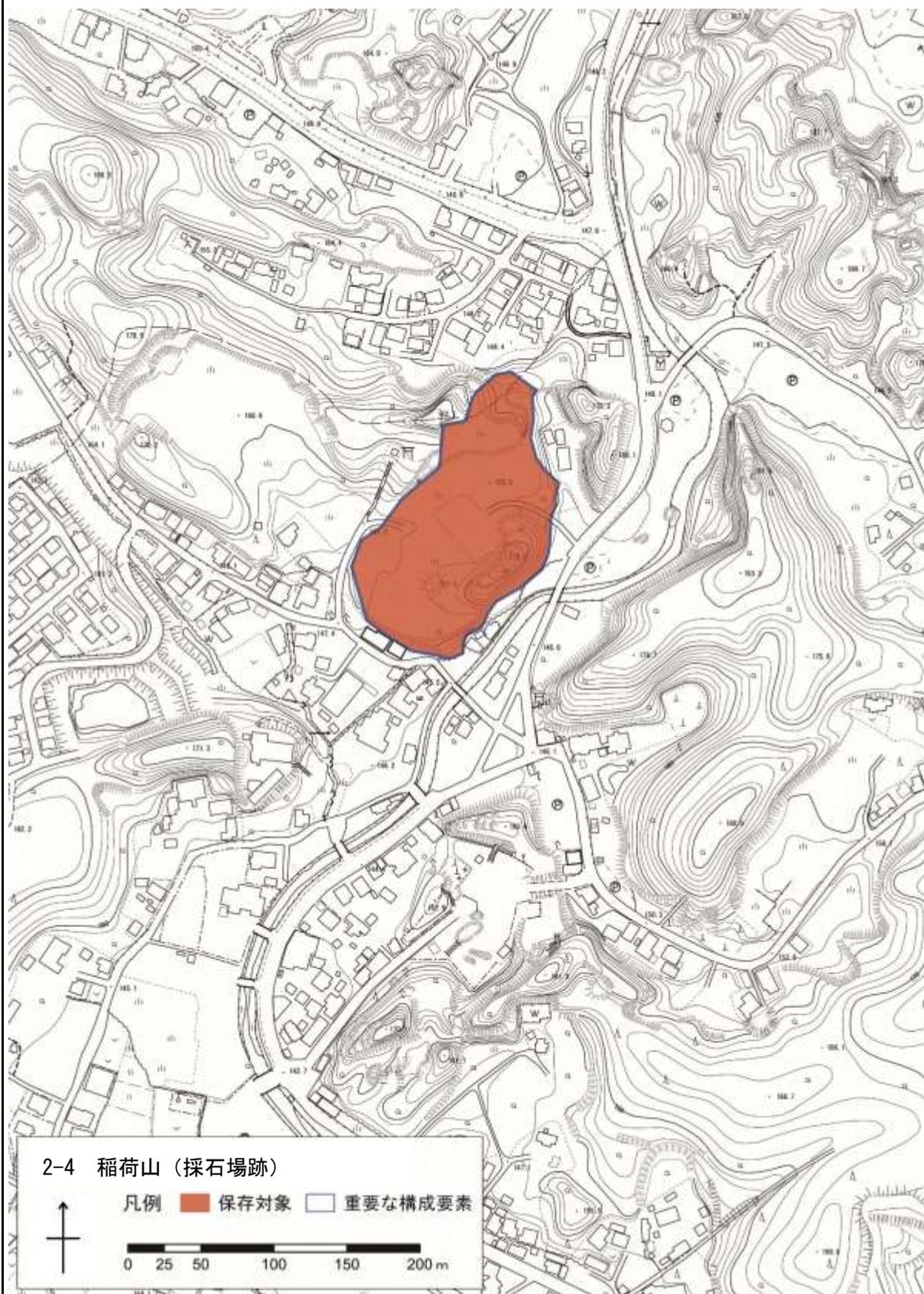
地下採石場

位置図



番号	2-4	名称	稻荷山（採石場跡）
所有者・管理者	法人	住所	栃木県宇都宮市大谷町 1227 番 2, 1226 番 1, 1227 番 1, 1228 番 1
種別	採石場	保存対象	・採石場跡（石切面）
周辺の環境	採石地	現状変更対象行為例	・石切面の形状変更 ・地形の改変
各指定	—		
概要	<p>明治時代から昭和の初めにかけて宇都宮石材軌道株が経営する観光施設「遊樂園」がつくられ、その後大谷石の採石場となる。巨大な石切場や洞窟がある。現在、採石は中止されており、坑道入口付近に石材が積まれている。イベントや撮影などに使用される事がある。</p>		
本質的価値との関係	<p>【観点②採石の歴史】 休止中の採石場であり、石切跡や加工場跡が残っていることから大谷石産業の様子が垣間見える貴重な場所である。</p>		
写真			
			
全景（御止山より）		採石場跡（東側より）	
			
大谷街道（県道 188 号）沿い		採石場跡（西側より）	
			
採石場入口			

位置図



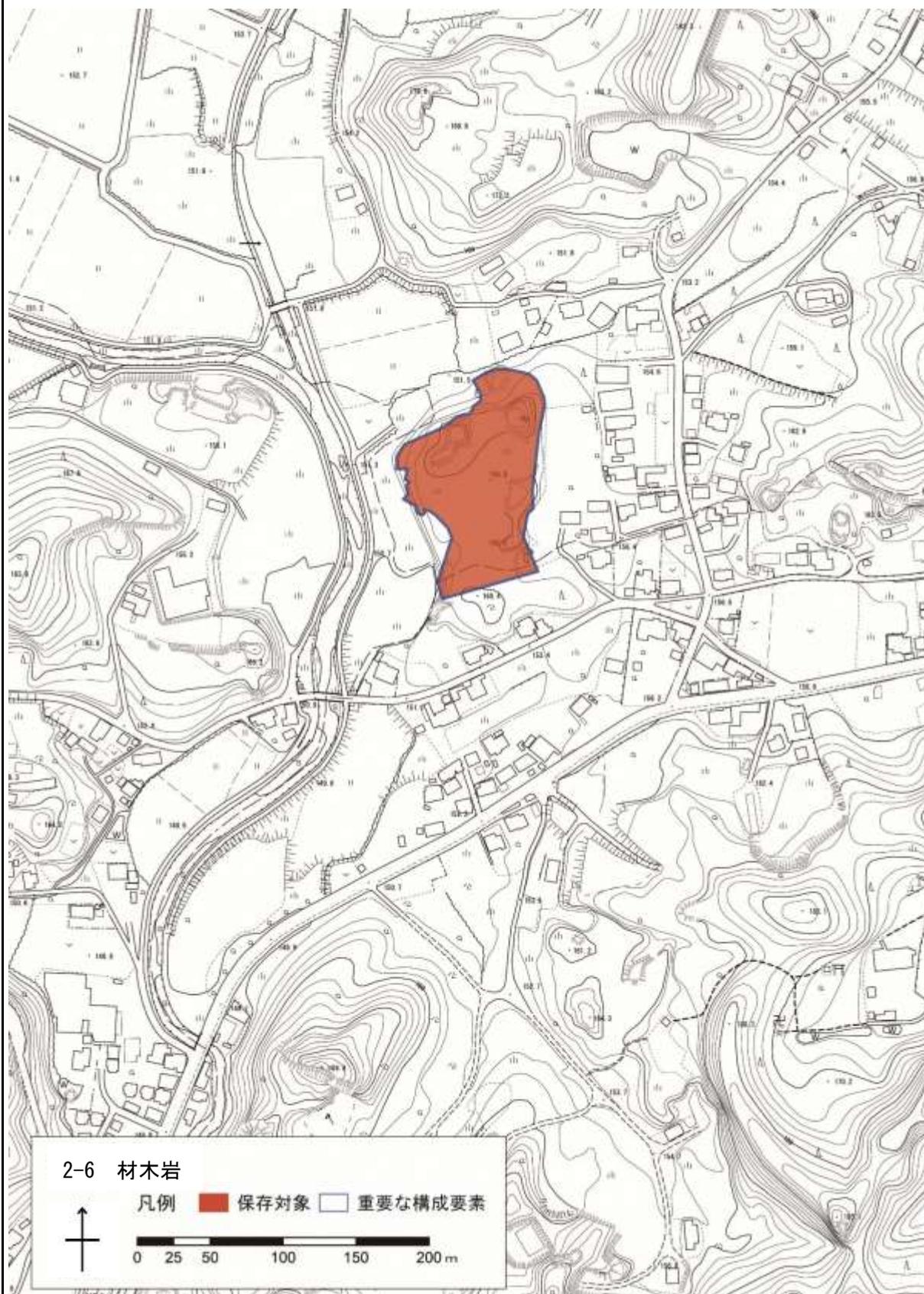
番号	2-5	名称	遠見崎
所有者・管理者	個人	住所	栃木県宇都宮市大谷町 1225 番 1, 1225 番 12
種別	採石場 大谷石の奇岩	保存対象	・採石場跡（石切面）
周辺の環境	採石地	現状変更対象行為例	・石切面の形状変更 ・構造物の新築・地形の改変
各指定	—		
概要	<p>大谷石の採石場跡地。石切場や洞窟がある。奇岩と採石跡が融合した迫力ある岩壁が特徴的。現在、採石は中止されている。一般立入は禁止となっている。姿川を挟んで御止山対岸(西岸)に所在する自然岩壁で、大谷石独特のゆるくオーバーハングする。道路に隣接する部分は昭和 55 年の道路整備の際に安全上の問題から階段状に削られている。現在は頂上部分まで行けないが、過去の絵葉書や記録写真には、この頂上からの撮影も多い。ここより東方に「盗人入り（ぬすびとがいらい）」という地名があり、「大谷にはマツタケが生える山があって、盗人が根こそぎ採っていた。その盗人は、付近のでこぼこの岩山にある大小の洞穴に潜んでいた。」という伝説がある。</p>		
本質的価値との関係	<p>【観点②採石の歴史】 地域固有の自然環境である大谷石の岩盤が隆起する場所であるとともに、採石によって生まれた特徴的な景観である。石切跡も残っていることから大谷石産業の様子が垣間見える貴重な場所である。</p>		
写真	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">  <p>全景（南東側より）</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>全景（北東側より）</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>全景（北側より）</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>北側より</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>遠見崎より北西方向への眺望（古写真）</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>遠見崎より北方向への眺望（古写真）</p> </div> </div>		

位置図



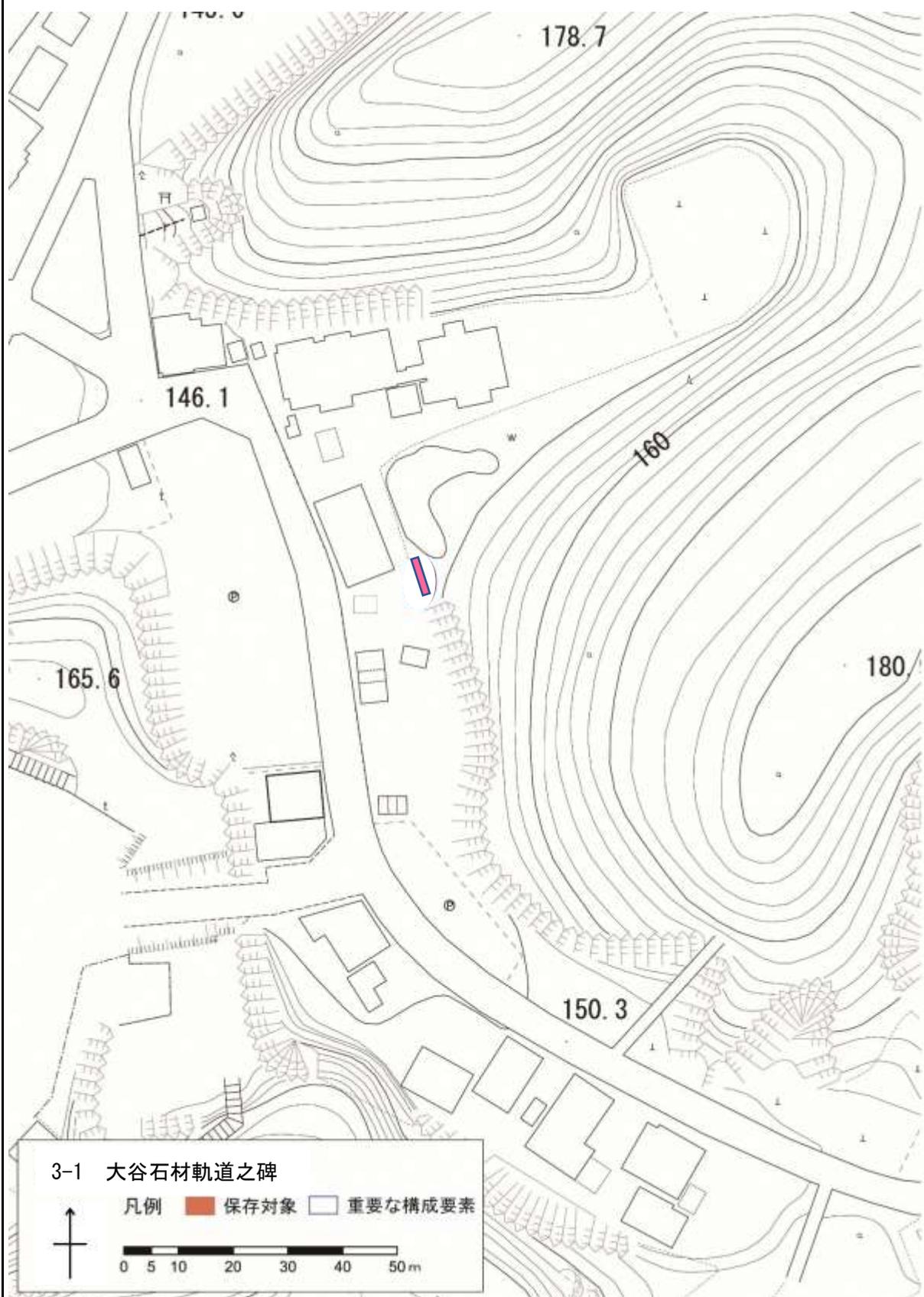
番号	2-6	名称	材木岩
所有者・管理者	個人	住所	栃木県宇都宮市岩原町 766 番
種別	採石場	保存対象	・岩山の外観
周辺の環境	採石地, 農地, 住宅地	現状変更対象行為例	・岩山の外観の変更 ・地形の改変
各指定	—		
概要	かつては柱状の縦溝が連なる自然の奇岩であったが、第二次世界大戦中に大きな穴が明けられて軍需工場となり、終戦後は採石が行われ、今のような石面が垂直に切り立った景観となった。		
本質的価値との関係	【観点②採石の歴史】 明治時代の自然の景観だった頃や戦時中に軍需工場として使われていた頃の古写真が残っており、採石によって現在の風景に至る変遷を知ることができる採石場跡として貴重な場所である。		
写真			
			
全景（北側より）		全景（南側より）	
			
全景（多気山山頂より）		岩の周辺には樹木が繁茂している	
			
姿川にかかる橋の上からの眺望			

位置図



番号	3-1	名称	大谷石材軌道之碑
所有者・管理者	法人	住所	栃木県宇都宮市大谷町 1199 番 1, 1199 番 2
種別	軌道跡	保存対象	・石碑の位置・外観
周辺の環境	寺社地	現状変更対象行為例	・石碑の位置・外観の変更
各指定	—		
概要	<p>大正 8 年 (1919) に軌道会社設立 15 周年を記念して村人が建てた石碑。石碑の土台は大谷石。大谷石材軌道は、明治 30 年に材木町と大谷の間に敷設され、人力により石材と人を運んだことや石材軌道の敷設により、大谷石の生産が増え、城山村が大いに潤ったことなど軌道の歴史が刻まれている。</p>		
本質的価値との関係	<p>【観点②採石の歴史】 大谷石の流通に重要な役割を担った軌道の歴史が刻まれている貴重な石碑で、大谷石の流通を知るうえで貴重な要素である。</p>		
写真			
 <p>全景 (西側より)</p>		 <p>全景 (北西側より)</p>	
 <p>近景</p>		 <p>表面には緑色のコケが繁茂している</p>	

位置図

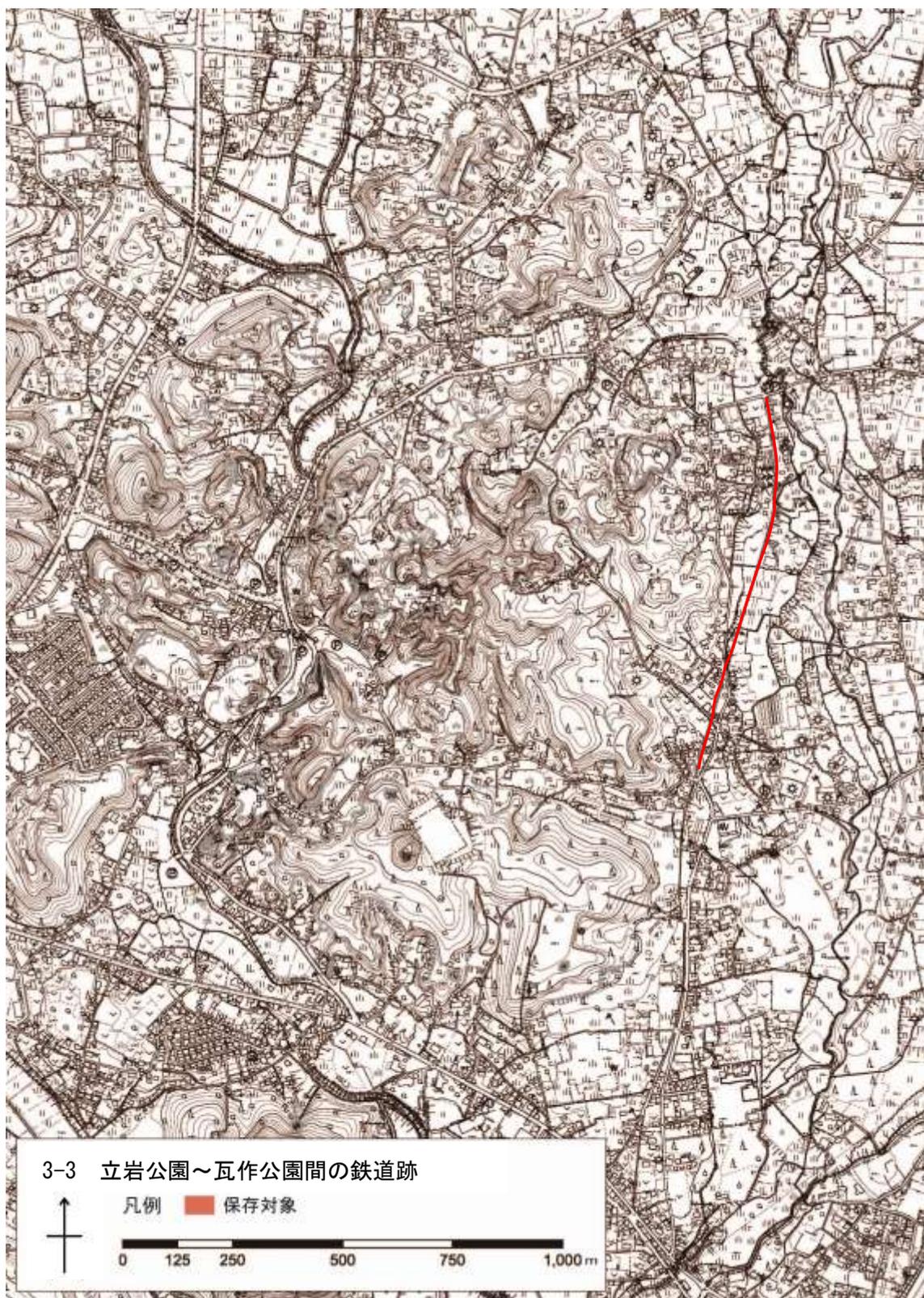


番号	3-2	名称	立岩街道
所有者・管理者	宇都宮市	住所	栃木県宇都宮市大谷町 1219 番 4 地先～ 栃木県宇都宮市大谷町 113 番 4 地先
種別	軌道跡	保存対象	・大谷石を運んだ輸送路
周辺の環境	農地，住宅地	現状変更対象行為例	・路線の廃止
各指定	日本遺産構成文化財		
概要	昭和 4 年，荒針～立岩間に宇都宮軌道運輸株式会社の人車軌道が敷設された。その後東武鉄道に吸収されたが，昭和 39 年に路線が全面廃止された。現在，軌道そのものは残っていないが，跡地は道路として利用されている。左右には農地が広がる。		
本質的価値との関係	【観点②採石の歴史】 かつて軌道であったところが現在は道路として利用されている。当時は，多くの露天掘り採石場からこの軌道を利用して大谷石が出荷された。軌道による流通を知るための大切な要素の一つである。		
写真			
			
	立岩バス停付近より西方向への眺望	立岩バス停付近より東方向への眺望	
			
	姿川との北部交点付近より南方向への眺望	姿川との北部交点付近より東方向への眺望	

位置图



番号	3-3	名称	立岩公園～瓦作公園間の鉄道跡
所有者・管理者	宇都宮市	住所	栃木県宇都宮市大谷町 389 番 3 地先～ 栃木県宇都宮市大谷町 701 番 1 地先
種別	軌道跡	保存対象	・大谷石を運んだ輸送路
周辺の環境	農地，住宅地	現状変更対象行為例	・路線の廃止
各指定	日本遺産構成文化財		
概要	宇都宮軌道運輸株式会社，宇都宮石材軌道株式会社により敷設された，立岩駅に通ずる軌道及び軽便鉄道跡地。現在は道路として利用されている。		
本質的価値との関係	【観点②採石の歴史】 かつて軌道であったところが現在は道路として利用されている。当時は，多くの露天掘り採石場からこの軌道を利用して大谷石が出荷された。軌道による流通を知るための大切な要素の一つである。		
写真			
			
	立岩公園より		立岩神社付近より



番号	3-4	名称	宇都宮今市線，大谷観音線（大谷街道）
所有者・管理者	栃木県	住所	栃木県宇都宮市大谷町 1212 番 6 地先～ 栃木県宇都宮市駒生町 2412 番 5 地先
種別	軌道跡	保存対象	・大谷石を運んだ輸送路
周辺の環境	農地，住宅地，商業地	現状変更対象行為例	・路線の廃止
各指定	日本遺産構成文化財		
概要	明治 30 年に宇都宮軌道運輸株式会社により，大谷石の輸送量拡大を目指し，西原町から荒針を結ぶ人車軌道が敷設された。翌年，荒針～大谷間に人車軌道が敷設された。現在は県道 70 号，県道 188 号として利用されている。道路の両側には店舗や住宅等が並ぶ。		
本質的価値との関係	【観点②採石の歴史】 かつて軌道であったところが，現在でも大谷から市中心部に向かうための重要な道路として利用されている。当時は，この軌道で大谷石輸送だけでなく，人員輸送も行われていた。軌道による流通を知るための大切な要素の一つである。		
写真			
			
JA 城山支所付近より		市営大谷駐車場前より	
			
大谷公園西側より			

位置図



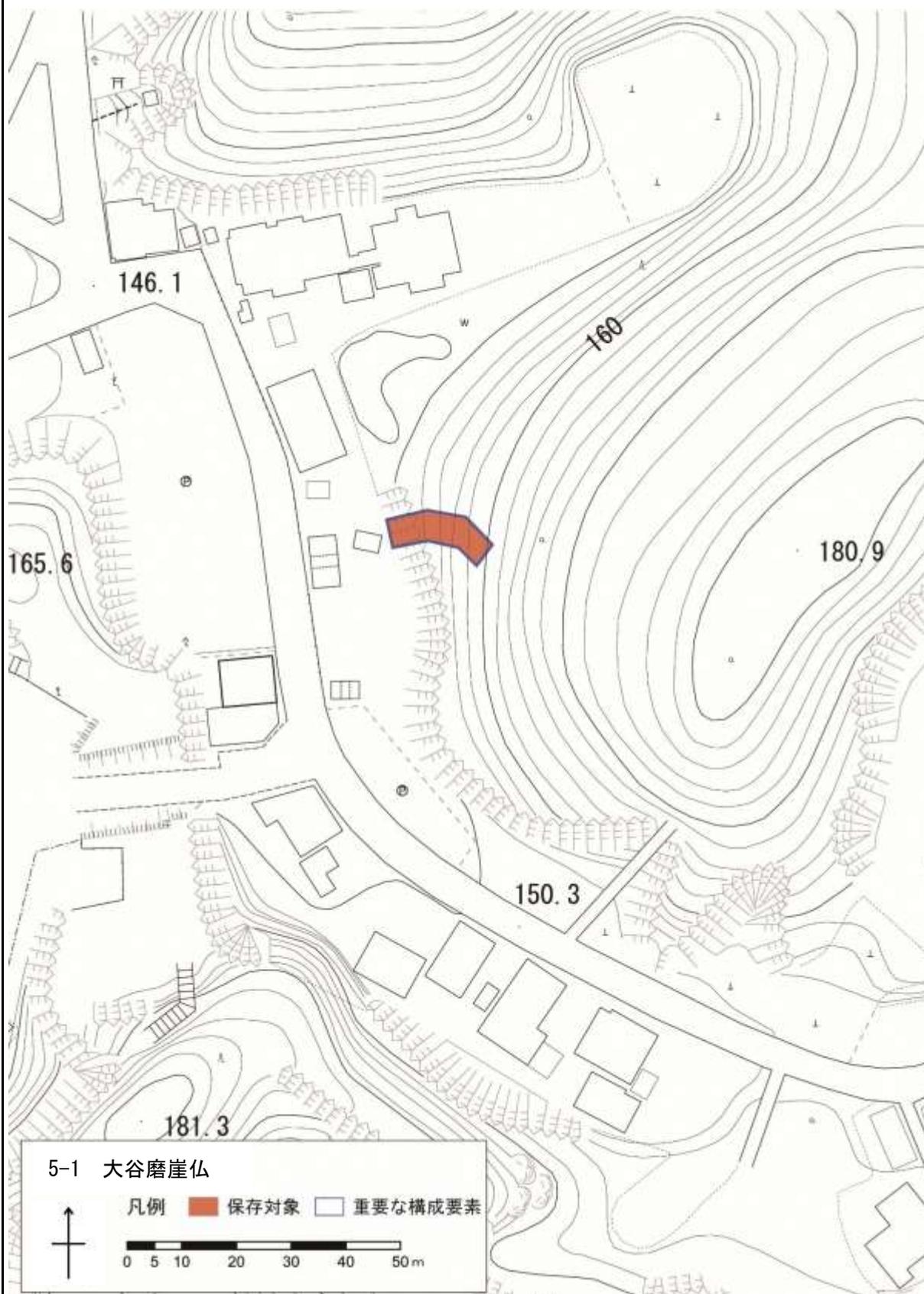
番号	4-1	名称	姿川
所有者・管理者	管理者：栃木県	住所	栃木県宇都宮市大谷町 1313 番 16 地先～ 栃木県宇都宮市田下町 63 番 4 地先
種別	河川	保存対象	・奇岩群を形成した姿川の流れ
周辺の環境	採石地，農地，住宅地，商業地	現状変更対象行為例	・河川の廃止
各指定	—		
概要	利根川水系思川の二次支川。現在の地形は、姿川が大谷石の岩盤を下へ下へと削り込み(下刻)を続け、大谷の山間を流れる深い谷川となった。古代には、沿岸の寺の礎石や古墳の石室などに大谷石が使用されており、姿川を利用して大谷で掘り出された凝灰岩が運ばれたものと考えられる。		
本質的価値との関係	【観点①自然】【観点②採石の歴史】 姿川は大谷石の奇岩の間をぬって流れており、特徴的な景観を形成する一つの要素となっていることや、古代に姿川の水運を利用して大谷石を運んだことが想像できることから重要な要素の一つである。		
写真	 <p>大谷公園西側</p>  <p>大谷景観公園周辺</p>  <p>大谷景観公園内</p>  <p>材木岩周辺</p>  <p>西田中橋の上からの眺望</p>		

位置図



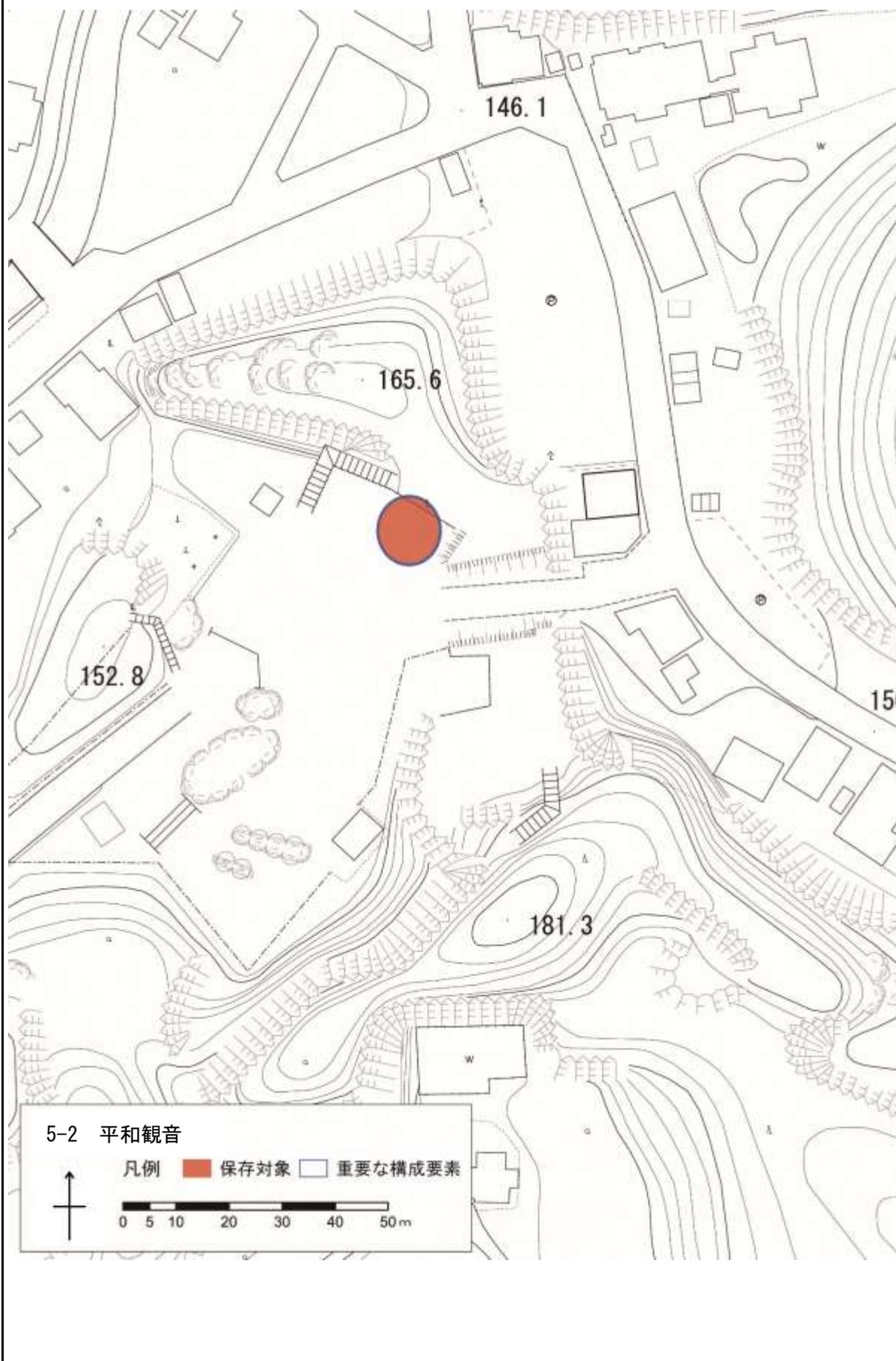
番号	5-1	名称	大谷磨崖仏
所有者・管理者	法人	住所	栃木県宇都宮市大谷町 1199 番 1, 1199 番 2
種別	磨崖仏	保存対象	・石仏の位置 ・石仏の外観
周辺の環境	寺社地	現状変更対象行為例	・石仏の位置の変更 ・石仏の外観の変更 ※現状変更等にあたっては特別史跡、国重要文化財の保存活用方針に則ることとする。
各指定	国特別史跡（昭和 29 年指定）、国重要文化財（昭和 36 年指定）、日本遺産構成文化財		
概要	<p>自然の一大石窟の壁面に浮き彫りされている。粗面の岩質に施された磨崖仏として優秀な制作を示しており且又保存の状態も良好であり、殊に本尊である千手観音立像は、律令国家の命を受けた官営造所の仏工の指導のもと、大陸の伝統的な技法によって奈良時代末期に造られたとされ、わが国におけるこの種の資料として、臼杵磨崖仏と共に学術上の価値がきわめて高い。磨崖仏が彫られた大谷石岩壁は本堂及び覆屋によって保全されている。</p>		
本質的価値との関係	<p>【観点①自然】【観点③生活又は生業】 大谷磨崖仏は、国内で最古級の磨崖仏であり、形態や意匠が独特であるとともに、大谷と下野薬師寺の関連や当地への仏教文化の波及を知る上でたいへん重要な要素である。</p>		
写真			
 <p>大谷石の洞穴に通じる本堂の中に磨崖仏がある</p>		 <p>千手観音像</p>	

位置図



番号	5-2	名称	平和観音
所有者・管理者	法人	住所	栃木県宇都宮市大谷町 1173 番
種別	磨崖仏	保存対象	・石仏の位置 ・石仏の外観
周辺の環境	採石地, その他(公園)	現状変更対象行為例	・石仏の位置の変更 ・石仏の外観の変更
各指定	—		
概要	<p>第二次世界大戦による戦没者の霊を弔い、世界平和を祈念するため、昭和 23 年 9 月より、当時の大谷観光協会と地元の人々の後援のもと、大谷石の採石場であった壁面を利用し、彫刻された。東京芸術大学教授・飛田朝次郎が彫刻を手がけ、その指導のもと、大谷町の上野波造氏らが制作にあたった。昭和 29 年 12 月に完成、昭和 31 年に日光輪王寺門跡菅原大僧正により開眼供養が行われ、それ以降大谷の顔としてそびえ立っている。</p>		
本質的価値との関係	<p>【観点②採石の歴史】【観点③生活又は生業】 歴史は浅いものの、現代における大谷の象徴的な仏像の一つであるとともに、採石場に掘られた仏像であることから、人々の信仰や採石産業の理解のために貴重な要素の一つである。</p>		
写真	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">  <p>全景</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>公園正面（南側）より</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>観音像胸部背面の展望台</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>観音像頭部</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>展望台より東方向への眺望</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>展望台より北方向への眺望</p> </div> </div>		

位置図



番号	6-1	名称	大山阿夫利神社
所有者・管理者	法人	住所	栃木県宇都宮市大谷町 1210 番
種別	神社仏閣	保存対象	・鳥居，狛犬，祠，石塀の位置・外観
周辺の環境	住宅地	現状変更対象行為例	・鳥居，狛犬，祠，石塀の位置・外観の変更
各指定	日本遺産構成文化財		
概要	<p>祠，狛犬，鳥居，敷地外縁の石塀・柵が大谷石製。明治以降に地元石材採掘業者によって祀られた。主祭神は山の神として祀られる大山祇命で，大谷石採掘の際の安全を祈願して祀られた。例祭は年1回で，10月に地元採掘業者により執り行われている。</p>		
本質的価値との関係	<p>【観点③生活又は生業】 大谷地区全体の採掘の安全を祈願するために祀られたものであり，現在においても例祭が行われる貴重な神社であるとともに，大谷石製の鳥居，狛犬，祠，石塀等があることから，貴重な要素である。</p>		

#### 写真



全景



祠，狛犬



鳥居

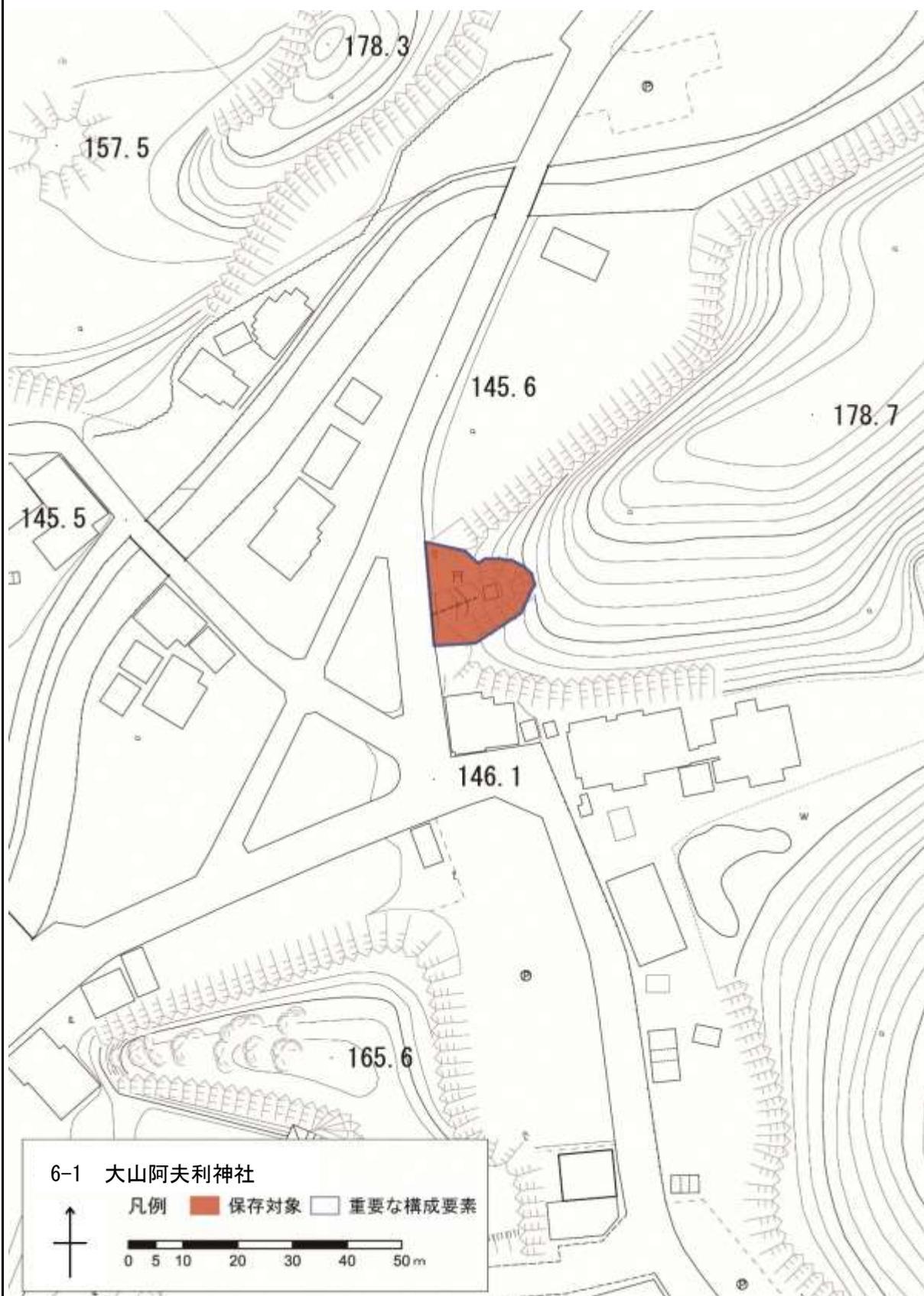


柵



神社敷地内より外縁の道路への眺望

位置図



番号	6-2	名称	天開山 浄土院 大谷寺
所有者・管理者	法人	住所	栃木県宇都宮市大谷町 1199 番 1, 1199 番 2
種別	神社仏閣	保存対象	・建築物（寺院）の位置・外観 ・工作物（門、石灯、階段、石積）の位置・外観
周辺の環境	寺社地	現状変更対象行為例	・建築物（寺院）の位置・外観の変更 ・工作物（門、石灯、階段、石積）の位置・外観の変更
各指定	日本遺産構成文化財		
概要	大谷観音の名で知られる天開山大谷寺は天台宗の寺院で、凝灰岩の洞穴内に観音堂と脇堂が建てられた大変珍しい洞穴寺院である。境内には大谷石の石屋根の門や石灯籠が所在するほか、土留めとおもわれる石積や階段部分にも大谷石が使われている。		
本質的価値との関係	【観点③生活又は生業】 古くからこの地域の人々の信仰の場であるとともに、貴重な大谷磨崖仏があることから貴重な要素である。		
写真	 <p>全景（洞穴，観音堂，脇堂）</p>  <p>全景（平和観音展望台より）</p>  <p>門（西側の1対），階段，石積</p>  <p>門（南側の1対）</p>  <p>観音堂，石灯（敷地北側の2基）</p>  <p>石灯（敷地南側の2基）</p>		

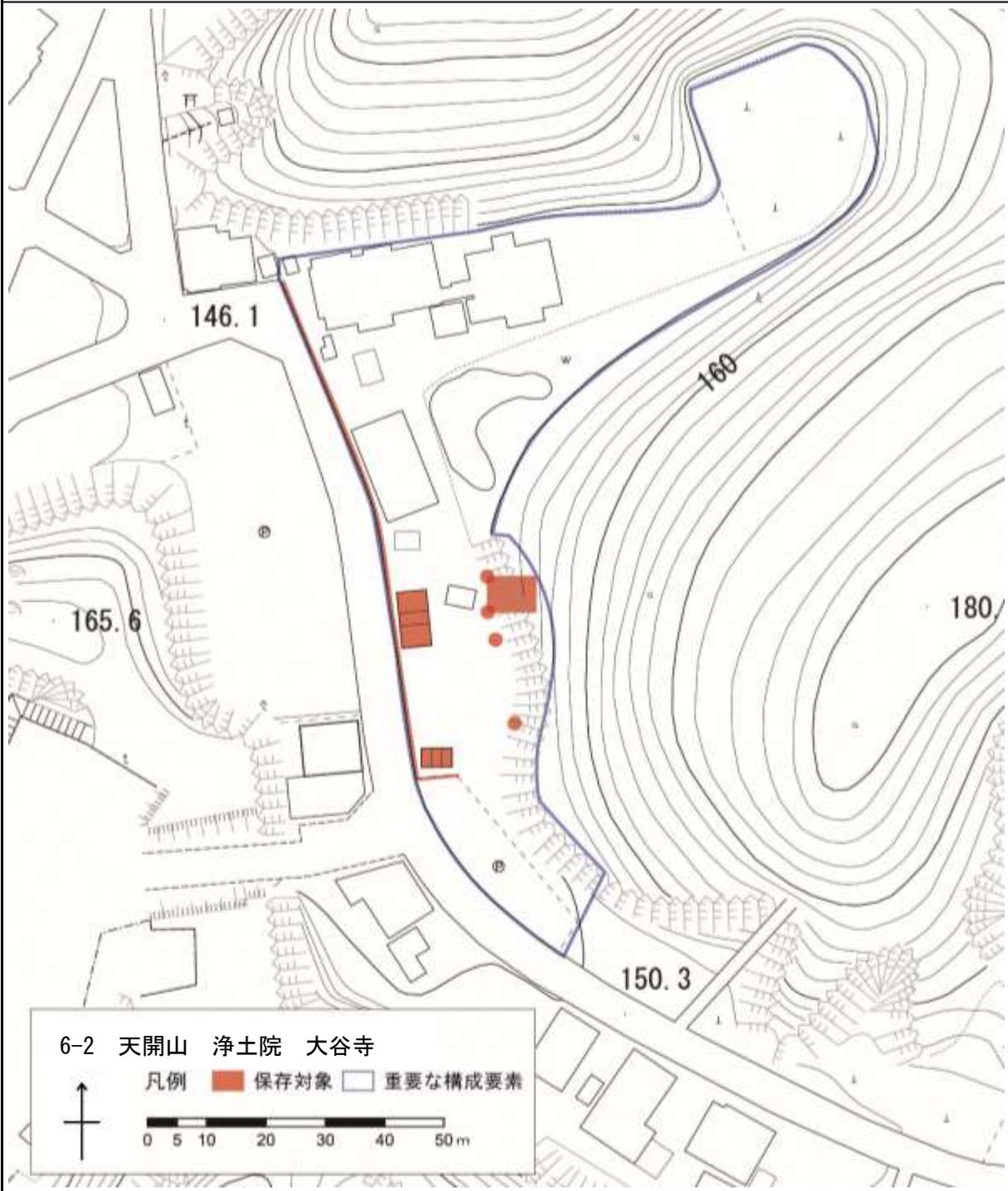


洞穴の下に観音堂，脇堂が建立されている



多くの観光客が参拝している

位置図



番号	7-1	名称	大久保石材店
所有者・管理者	個人	住所	栃木県宇都宮市大谷町 1123 番 1, 1126 番 2, 1132 番
種別	大谷石建築物	保存対象	・旧事務所及び加工場の位置・外観
周辺の環境	住宅地	現状変更対象行為例	・旧事務所及び加工場の位置・外観の変更
各指定	日本遺産構成文化財		
概要	<p>屋敷地の入口にあたる場所にある建物は、大正時代の初め頃から石山を手掘りで削り抜き、大正 10 年頃に完成したもので、当初は石材店の事務所として使用していたが、後に建具を入れ、母屋の離れとして使用した。壁面には大久保石材店の名が浮き彫りされている。大谷地区内でも唯一のもの。母屋の裏手の山には大谷石採掘の痕跡が残り、道路側の石積のプラットホームは、大谷石加工場跡。ここから石をトラックに積みかえ運び出した。現在この場所は観光客向けの休憩所・イベントスペースとして開放されている。</p>		
本質的価値との関係	<p>【観点③生活又は生業】 大谷石の岩盤を削り抜いてつくられた旧事務所は、この地域ならではの貴重な大谷石建造物である。</p>		
写真	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">  <p>全景</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>旧事務所</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>岩盤を削り抜いた部屋の裏手に大谷石造りの蔵が立地する</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>大谷街道（県道 188 号）沿いに立地する</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>大谷石の加工場跡地を利用したテラスが隣接する</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>大谷街道を挟んで反対側は草地、奥に姿川が流れる</p> </div> </div>		

位置図



番号	7-2	名称	屏風岩石材 石蔵（西蔵，東蔵）
所有者・管理者	個人	住所	宇都宮市大谷町 1088 番
種別	大谷石建築物	保存対象	・建築物（石蔵）の位置，外観 ・工作物（擁壁，階段，石畳）の位置，外観
周辺の環境	住宅地	現状変更対象行為例	・建築物（石蔵）の位置・外観の変更 ・工作物（擁壁，階段，石畳）の位置・外観の変更
各指定	県指定有形文化財（平成 18 年 8 月 22 日指定），日本遺産構成文化財		
概要	大谷石産業の発展に尽力した渡辺陳平氏の石材店の通りに面した入り口部分には，石積みの擁壁の上に，冠木門を挟んで両脇に大谷石の石蔵が建つ。棟札墨書により，西蔵が明治 41 年の竣工，東蔵が明治 45 年の上棟である。外観はともに軒や窓廻り壁面の扱いなど，この種の建物では珍しく濃厚な洋風意匠でまとめられている。屋敷地内には母屋や事務所など複数の建物が配されている。		
本質的価値との関係	【観点③生活又は生業】 県指定文化財となっている 2 棟の大谷石蔵は独特な意匠となっているとともに，生産者の住居も隣接していることから，この地域における人々の営みが理解できる要素である。		
写真	 <p>全景（南側より）</p>  <p>石蔵（西蔵）</p>  <p>石蔵（東蔵）</p>  <p>擁壁，階段，冠木門（南側より）</p>  <p>擁壁，石畳（西側より）</p>  <p>大谷街道（県道 188 号）沿いに立地する</p>		

位置図



番号	7-3	名称	渡邊家住宅（主屋、西石蔵、東石蔵、表門）
所有者・管理者	個人	住所	宇都宮市大谷町 1110 番 1, 1110 番 2
種別	大谷石建築物	保存対象	・建築物（主屋・石蔵・表門・石塀）の位置, 外観 ・工作物（祠）の位置, 外観
周辺の環境	農地	現状変更対象行為例	・建築物（主屋・石蔵・表門・石塀）の位置, 外観の変更 ・工作物（祠）の位置, 外観の変更
各指定	市認定建造物（主屋、西石蔵、表門）（平成 15 年 12 月 1 日認定）、日本遺産構成文化財		
概要	<p>屋敷内には、主屋、大谷石蔵（東西 2 棟）、表門、納屋、裏山には天神様と呼ばれる祠があり、かつてこの地域の名主を務めた民家の屋敷構えを今に残している。主屋の脇には大谷石を配した小規模な庭園がある。茅葺屋根の主屋や大谷石製の瓦を葺く門には、1868（慶応 4）年の世直し一揆の襲撃による刀傷が残るなど、歴史資料としても大変貴重な建造物となっている。住宅の前面は大谷石の石畳の両脇が茶畑となっている。</p>		
本質的価値との関係	<p>【観点③生活又は生業】 市の認定建造物となっている主屋や大谷石製の西石蔵、表門の石屋根は、山主でもあった地域の名主の屋敷構えが分かる貴重な建造物である。</p>		

写真



全景



主屋



西石蔵（北側より）



アトリエとして利用される東石蔵（西側より）



表門（外側より）



表門（内側より）



上部と下部で目の大きさの異なる大谷石で造った石塀



主屋の西側にある大谷石製祠



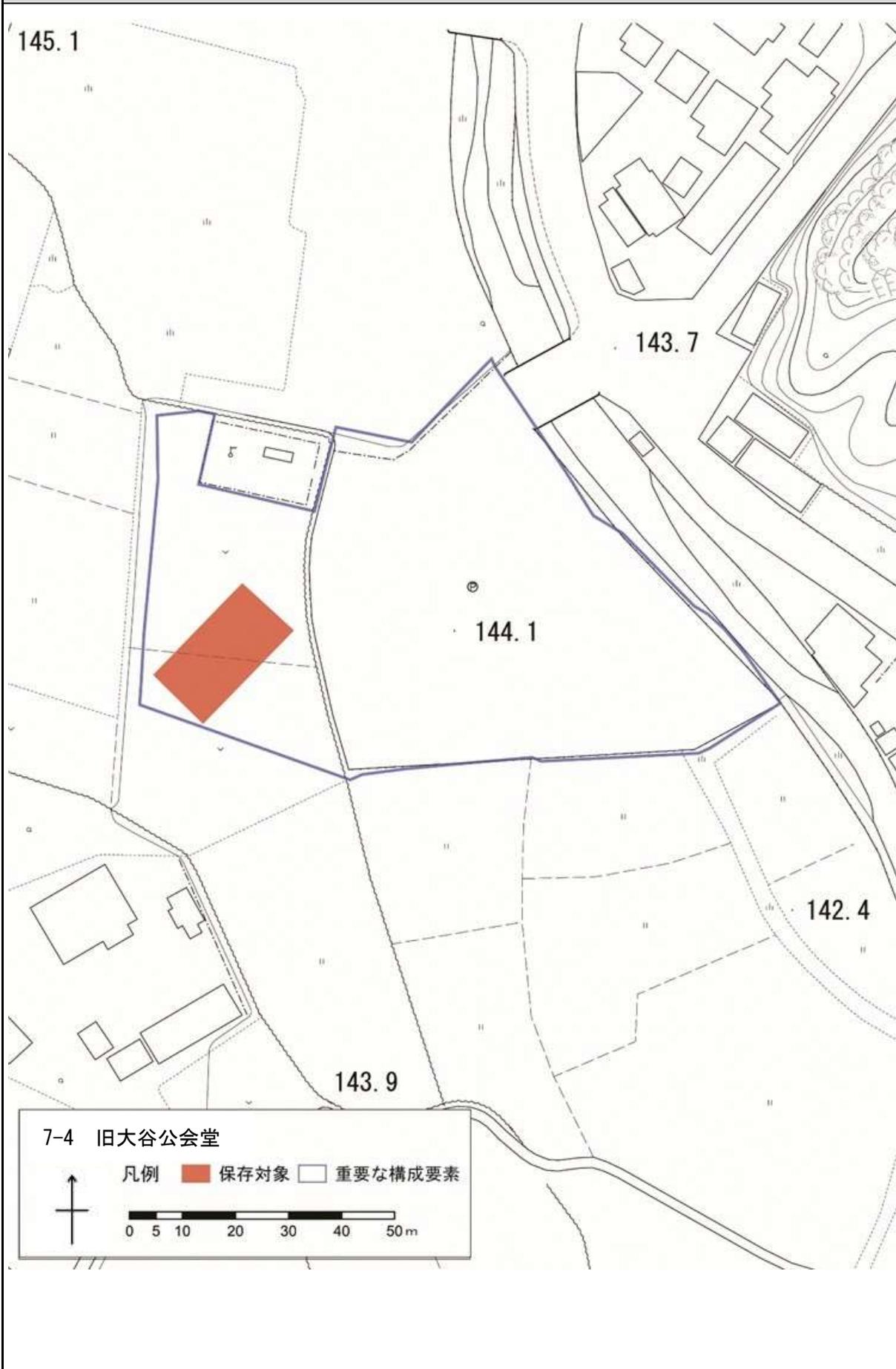
表門柱に刻まれる刀傷

位置図



番号	7-4	名称	旧大谷公会堂
所有者・管理者	宇都宮市	住所	栃木県宇都宮市大谷町 1271 番 2
種別	大谷石建築物	保存対象	・ 建築物の位置 ・ 建築物の外観
周辺の環境	住宅地	現状変更対象行為例	・ 建築物の位置の変更 ・ 建築物の外観の変更 ※現状変更等にあたっては国登録有形文化財の保存活用方針に則ることとする。
各指定	国登録有形文化財（平成 16 年 2 月 17 日登録），日本遺産構成文化財		
概要	<p>地元産大谷石を構造躯体に用いた公会堂建築。正面 10m，奥行 22m 規模，客席部は切妻造で，小屋組はキングポストトラスとし，正面に軒上まで立ち上げた 4 本の装飾的付柱が特徴的なファサードをつくる。設計は，県内建築事務所の草分け的存在である更田時蔵。市の旧倉庫として使用されていた。道路拡幅のため，令和 5 年に移築された。</p>		
本質的価値との関係	<p>【観点③生活又は生業】 昭和初期に建てられた旧大谷公会堂は，独特な文様が彫り込まれた大谷石建築物であることから貴重な要素である。</p>		
写真			
			
全景		正面	
			
内部			

位置図



#### 4. 届出及び現状変更等の取り扱い

重要文化的景観の重要な構成要素について、滅失又はき損、現状変更等がある場合、文化財保護法第136条及び第139条に基づき、文化庁長官に対して届出を行うことが求められる。

現状変更等をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の30日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

この届出にあたっては、構想段階において、あらかじめ所有者等から市の文化的景観担当部局に事前相談を行うこととする。

当該部局は、当該計画がより良い現状変更になるよう、(仮称)文化的景観保存活用委員会の意見を参考に所有者等と調整を行うこととする。

▼届出の種類と行為

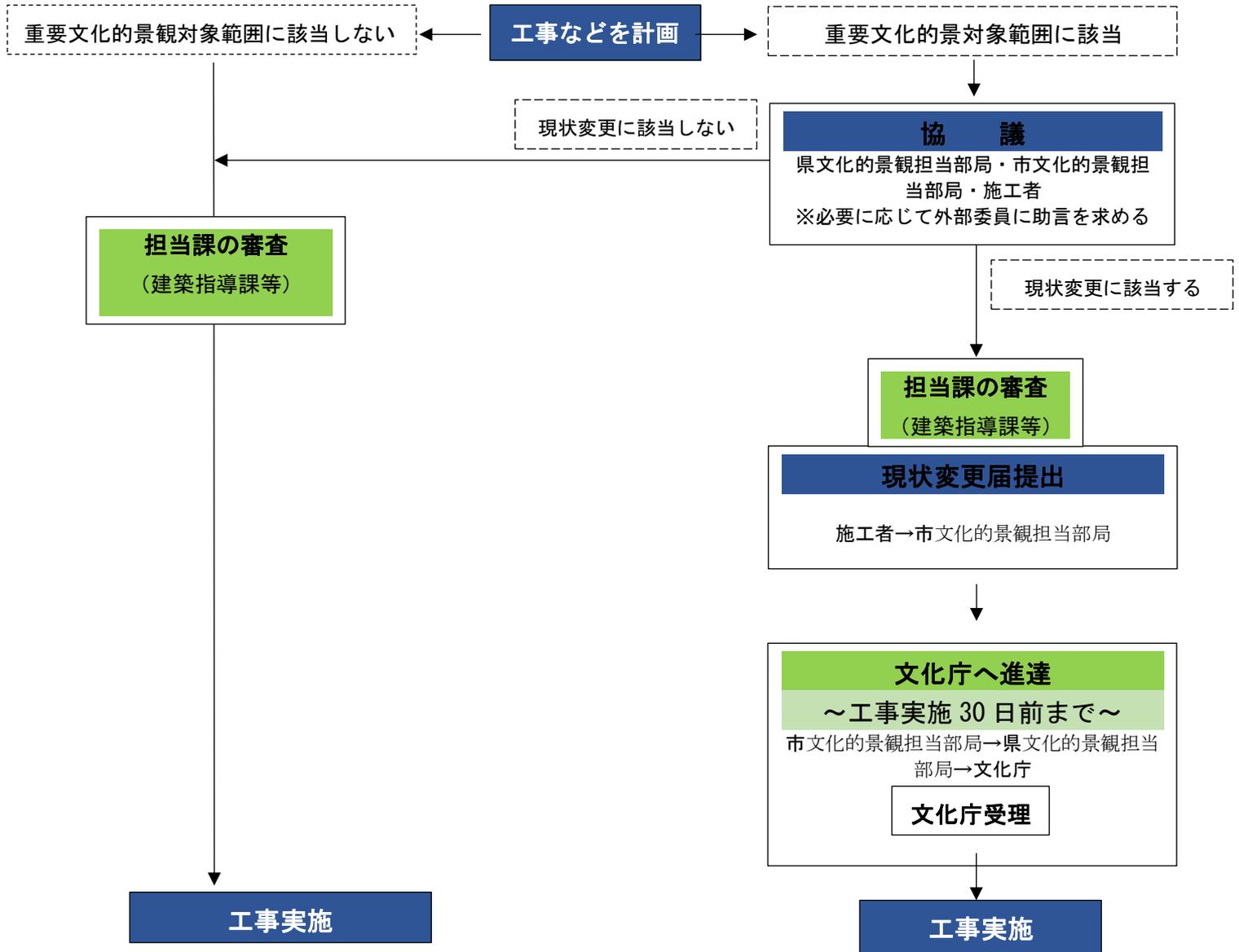
法令	届出の種類	届出対象行為	届出者	届出先	届出日
文化財保護法 第136条	滅失又はき損	重要文化的景観※の全部又は一部が滅失し、又はき損したとき。ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令で定める場合は、この限りではない。	所有者又は権原に基づく占有者	文化庁 長官	滅失・き損を知った日から10日以内
文化財保護法 第139条	現状変更 (所有者は、宇都宮市と事前協議を行うものとする。)	重要文化的景観※に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為。(物件の種別毎に定める行為(「(3)重要な構成要素の現状変更の取り扱い」にて記載) ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。	重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者	文化庁 長官	現状変更等をしようとする日の30日前まで

※文化的景観の滅失またはき損に係る届出(法第136条関係)及び現状変更等の届出(法第139条関係)は、文化的景観における重要な構成要素を対象とすること。(平成20年7月31日20庁財第148号、文化庁文化財部長通知より抜粋)

## 重要文化的景観現状変更に係る事前協議及び変更届の流れ

施工者

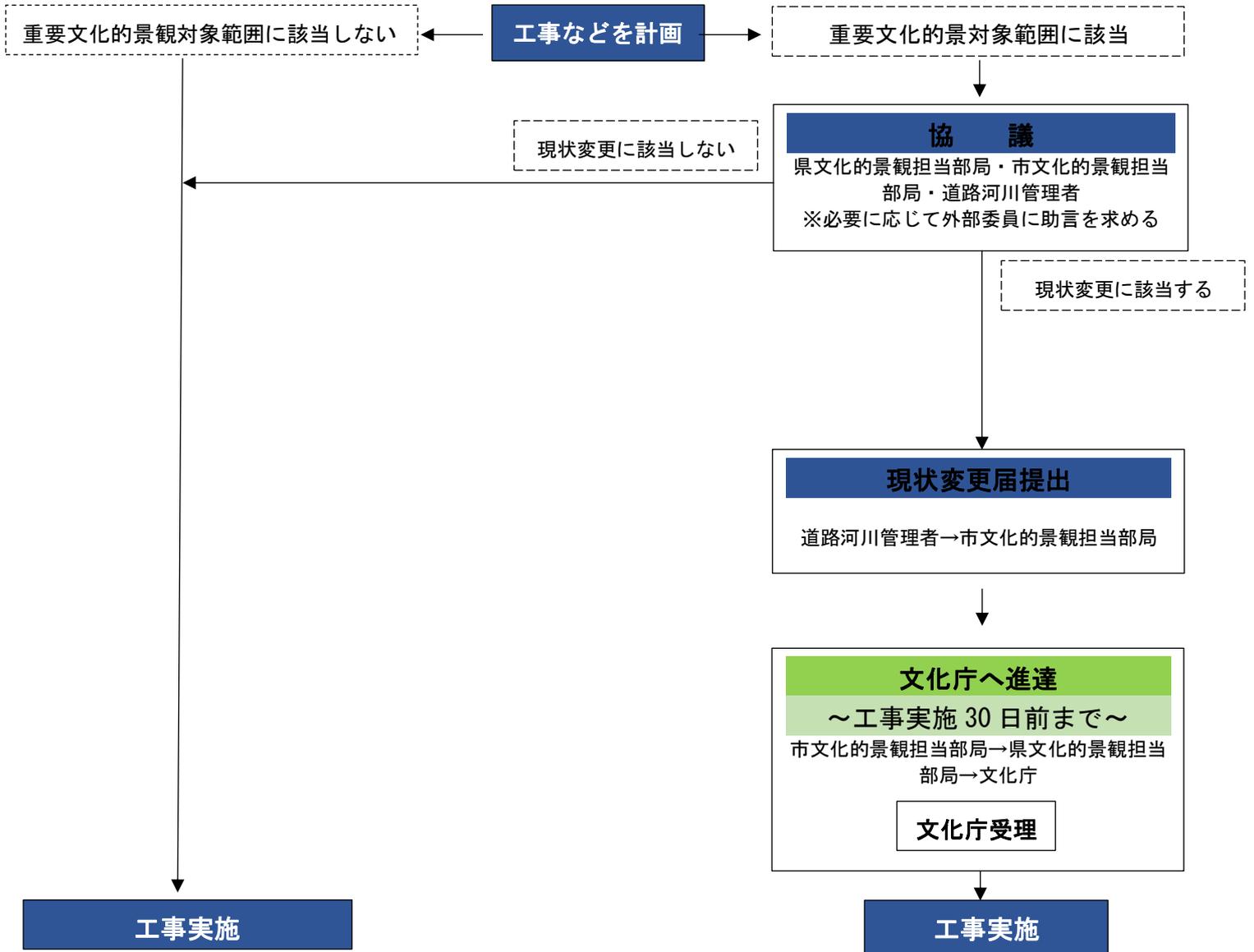
宇都宮市



### 重要文化的景観現状変更に係る事前協議及び変更届の流れ

道路河川管理者

宇都宮市



# 大谷の奇岩群と採石産業の文化的景観 保存活用計画

2024 年 1 月 発行

宇都宮市教育委員会

2025 年 1 月 改訂

宇都宮市魅力創造部文化都市推進課

発行・編集：宇都宮市魅力創造部文化都市推進課  
栃木県宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号